

2013 年度 経団連規制改革要望

2013 年 10 月 15 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

わが国経済は、安倍政権による大胆な金融政策、機動的な財政政策、さらには先般6月の「日本再興戦略」などにより、長きにわたる低迷から再生への動きが見え始めた。しかしながら、わが国の厳しい事業環境については、行き過ぎた円高が是正されたものの、法人実効税率の引き下げ、経済連携の推進、環境・労働分野等における大胆な改革等、依然として残された課題は多い。今後、わが国経済を持続的な成長軌道に乗せるためには、「日本再興戦略」で掲げられた個別施策を着実に実施していくとともに、残された課題についてスピード感を持って一層の改革を推進することが不可欠である。とりわけ規制改革は、民間の創意工夫の発揮を通じたイノベーションを推進するとともに、高コスト構造を是正し自由で円滑な事業環境を整備する上で極めて重要であり、わが国成長戦略の中核をなすものである。

わが国政府においては、規制改革会議が中心となり、規制改革の取組みを精力的に推進しており、その成果が本年6月に「規制改革実施計画」として閣議決定され、成長戦略の主要施策に位置付けられたことを高く評価している。規制改革会議においては、「規制改革実施計画」が確実に実行されるようフォローアップを徹底し、必要に応じて内容の充実、実施の前倒し等を図るとともに、健康・医療、農業、雇用・労働、貿易・投資、創業・IT等の重要分野において、現行の規制・制度をゼロベースで見直すことが期待されている。その際には、規制改革ホットラインに寄せられた提案を含め、現場のニーズを踏まえた規制改革を推進していくことを求めたい。そして、政治の強いリーダーシップの下、成長戦略の実現に向け、これらの改革を断行していくことが重要である。

こうした中、経団連では、経団連全会員企業・団体および在日欧米企業等を対象に調査を行い、12分野202項目にわたる要望をとりまとめた。これらは、経済成長の主たる担い手である企業が革新的な事業活動を行う際の障害として改革を求めるものであり、わが国政府には、全力を挙げて取り組まれることを強く期待している。

概 要

本年6月27日から7月22日にかけて、経団連全会員企業・団体および欧米企業等を対象に「2013年度経団連規制改革要望に関する調査」を実施。

147社・団体から寄せられた801件の回答を関係委員会で精査し、12分野202項目の個別要望を取りまとめた。

1. 規制改革要望に関する調査結果と経団連がとりまとめた要望の項目数

	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度
回答企業・団体数	147	118	111	106	162
寄せられた要望数 (重複分を含む)	801	594	648	530	885
規制改革要望として取り まとめた項目数	202	180	174	208	162

2. 分野別項目数一覧

分野名	項目数	分野名	項目数
①土地・住宅・都市再生・観光	39	⑦情報通信	21
②運輸・流通	26	⑧金融・保険・証券	9
③農業・食品	7	⑨雇用・労働	14
④廃棄物・リサイクル、環境保全	23	⑩通商・国際協力・インフラ輸出	7
⑤危険物・防災・保安	4	⑪外国人材	5
⑥エネルギー	25	⑫その他（民間開放含む）	22

－ 個別要望項目一覧 －

1. 土地・住宅・都市再生・観光分野 …………… 13 ページ

- (1) 建築物の屋上に設置する太陽光発電設備設置基準の見直し
- (2) 建築基準法旧第 38 条大臣認定（耐火・避難）取得建築物の現行法上の取扱い適正化
- (3) 超高層建築物の大臣認定期間の短縮
- (4) 建築材料の品質に係る性能評価制度の弾力的な運用
- (5) 小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の徹底
- (6) 屋根等を付帯する橋梁の躯体部分構造への道路橋示方書の適用
- (7) 屋上に設置する設備機器の高さ算入要件の緩和
- (8) 非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用
- (9) エレベーターの煙感知器点検口におけるスイッチ等の設置規定の緩和
- (10) 機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し
- (11) 既存建築物に係る確認申請ならびに完了検査の取得手続きに係る法整備
- (12) 旧耐震基準マンションの建て替え促進に向けた容積率緩和
- (13) 市街地再開発事業における一団地の総合的設計制度等に係る同意基準の緩和
- (14) 再開発等促進区における公開空地申請の柔軟化
- (15) 都市再開発法施行区域要件の見直し
- (16) 都市再開発法における都市計画事業認可手続きと組合設立認可手続きの簡素化
- (17) 都市再開発法組合設立要件の緩和
- (18) 都市再生特別地区における容積率の最高限度の下限の緩和
- (19) 区分所有法における建替え決議要件の見直し
- (20) 借地借家法における正当事由制度の見直し
- (21) 良質な賃貸住宅等の供給促進に関する特措法の見直し
- (22) 宅建業者間における重要事項説明義務の軽減

- (23) 宅地建物取引業法における「契約締結等の時期の制限」の要件の見直し
- (24) 建設業法上の法人の「役員」要件の見直し
- (25) 建築業許可手続きにおける書類提出の緩和
- (26) 建設業法上の現場代理人の要件の周知徹底
- (27) 主任技術者および監理技術者の雇用関係の取り扱いの緩和
- (28) 建設業法に基づく技術者設置要件の緩和
- (29) 監理技術者制度運用マニュアルの適切な運用の周知徹底
- (30) 電気通信工事における監理技術者資格者の要件緩和
- (31) 電気通信工事における主任技術者および監理技術者の設置基準単位の明確化
- (32) 住宅瑕疵担保履行法上の供託に関する販売戸数の合算
- (33) 建築設備士による建築物の各種申請に係る設備関係規定の適合確認の可能化
- (34) 建築物における駐車施設の附置要件の緩和
- (35) 道路占用許可対象物の見直し
- (36) 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し
- (37) 寄港地上陸許可手続の運用改善とトランジット・ビザ発給方法の見直し
- (38) クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し
- (39) 第三種旅行業が取扱う企画旅行の実施範囲の拡大

2. 運輸・流通分野 33 ページ

- (1) トラック、トレーラーの車検期間延長
- (2) タグアクスルトラクタの導入促進
- (3) ブローバイガス還元装置に関する要件の見直し
- (4) 登録自動車のナンバープレート封印に関する資格要件の統一
- (5) 自動車の移転登録時における旧ナンバープレートの後返納の可能化
- (6) 特殊車両通行許可の期間の延長
- (7) 緊急通行車両への優先給油に係るルールの策定

- (8) 限定近海船への船舶料理士の乗船不要化
- (9) 米国、欧州との乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等に関する相互承認の推進
- (10) 操縦士学科試験の受験機会の増加
- (11) 航空機登録記号の変更
- (12) 航空障害灯の設置基準の緩和
- (13) 無人航空機による管制空域の飛行実現に向けた法体系の整備
- (14) 航空機に対する保安業務の国への移管
- (15) 地方空港等における出入国手続きの利便性向上
- (16) 再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化
- (17) 関税・輸入消費税の包括延納における担保額の固定化
- (18) 国際クーリエに関する輸入申告制度の見直し
- (19) 輸出申告価格の事後訂正に関する税関ごとの対応の統一化
- (20) 大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和
- (21) 低層住居専用地域へのコンビニエンスストア出店の可能化
- (22) 大規模小売店舗立地法に基づく届出手続の簡素化・迅速化
- (23) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針における必要駐車台数の見直し
- (24) 医薬品卸売一般販売業の許可取得に関する規制緩和
- (25) 酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する要件緩和・見直し
- (26) たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃

3. 農業・食品分野 46 ページ

- (1) 農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制のさらなる見直し
- (2) 輸入麦の売渡制度、砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制度の見直し
- (3) 指定添加物および残留農薬基準に関する国際的整合化のさらなる推進

- (4) EU向け水産食品の輸出に係る加工施設の認定審査の迅速化と認定要件の緩和
- (5) 製造ロット番号を削除、改ざん、隠ぺいした酒類製品の輸入もしくは販売の規制
- (6) いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品・農林水産物への機能性表示を容認する制度の早期創設
- (7) 森林施行計画から森林経営計画への円滑な移行に向けた経過措置の導入

4. 廃棄物・リサイクル、環境保全分野 50 ページ

- (1) 企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認
- (2) 建設工事における発注者による資源の有効利用
- (3) 建設汚泥の自ら利用の促進
- (4) 県外産業廃棄物流入規制の見直し
- (5) 優良産廃処理業者認定の増加に向けた実地確認の簡素化
- (6) バイオマス発電の普及に向けた再生利用認定制度の対象範囲拡充
- (7) 広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用
- (8) 海外からの廃棄物輸入手続きの迅速化
- (9) 石炭灰の輸出に関する審査基準の緩和
- (10) 容器包装リサイクル法における量・比率等算出のための調査方法の見直し
- (11) PCB廃棄物の届出頻度の見直し
- (12) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入
- (13) 瀬戸内海環境保全特別措置法上の手続きの簡素化
- (14) 瀬戸内海環境保全特別措置法許可申請手続きの簡素化
- (15) 設備投資の促進に向けた土壌汚染対策法の届出要件の緩和
- (16) 工事の作業路網の整備に関する土壌汚染対策法の届出の廃止
- (17) 舗装を行う際の土壌汚染対策法の届出の廃止
- (18) 土壌汚染対策法の届出対象の見直し・明確化
- (19) 土地の形質変更時の土壌汚染対策法の届出の簡素化

- (20) 土壤汚染対策法の要措置区域・形質変更時届区域の指定の迅速化
- (21) 土壤汚染対策法における自然由来の物質の対象除外
- (22) 土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域内における杭施工方法の追加
- (23) 洗浄施設（流し台など）の設置、変更の水質汚濁防止法の許可申請期限の短縮

5. 危険物・防災・保安分野 62 ページ

- (1) J I S 6 種 シリコーン油使用電気設備の特殊消火設備省略の特例化
- (2) 国家備蓄石油等の放出に係る運用ルールの明確化等
- (3) 公有水面埋め立ての緩和
- (4) 河川管理施設等の設置基準の明確化

6. エネルギー分野 64 ページ

- (1) 環境アセスメントの迅速化
- (2) 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化
- (3) 火力発電所をリプレースする場合の配慮書手続の簡素化
- (4) 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）で定める外部委託時の点検内容の見直し
- (5) 一般電気工作物工事に従事できる者の要件の見直し
- (6) 電気事業法等エネルギー三法における引用規格に関する運用の見直し
- (7) 保安管理業務に関する各産業保安監督部の見解の統一
- (8) 電線路の保安伐採にかかる届出の緩和
- (9) 電気保安管理業務の外部委託に係る主任技術者の選任義務要件の緩和
- (10) 非常電源専用受電設備（認定キュービクル）に係る改造の定義の見直し・明確化
- (11) 電気主任技術者兼任要件の明確化
- (12) 小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などにおける電気主任技術者等の選任要件の緩和

- (13) 発電所の工事に必要な専任技術者の選任要件の緩和
- (14) 発電所等の建設用地取得に向けた戸籍謄本等の第三者請求手続の明確化
- (15) 多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し
- (16) 圧縮天然ガス自動車の検査の合理化
- (17) 地熱エネルギー開発に係る国有林等に関する許認可手続きの効率化
- (18) 保安林解除の要件・基準の見直し
- (19) 東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和
- (20) 地下水の熱利用に向けた揚水規制の改善
- (21) 下水道管内への熱交換器の設置の容認
- (22) 省エネ法の届出・報告制度の合理化
- (23) 省エネ法の消費電力量測定条件の見直し
- (24) 省エネ法のエネルギー使用量定期報告における対象の見直し
- (25) 省エネ法に基づく主務大臣への報告と、地方自治体の地球温暖化対策条例等に基づく首長への報告の一元化

7. 情報通信分野 77 ページ

- (1) 各種法定図書等の二次利用可能な形態での電子化の義務付けと要件緩和・見直し
- (2) 医療等分野の情報に関する個別法の制定
- (3) 患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方
- (4) デジタル教科書の普及に向けた規制緩和
- (5) 教育目的に利用するデジタル教材等の活用に向けた関連法制度の整備
- (6) 戸籍システムのクラウド化推進
- (7) 公的機関および金融機関における個人カードの活用について
- (8) 生活保護受給資格問い合わせフォームの標準化
- (9) 法人の電子申告フォームの簡素化
- (10) 地方自治体に対する入札参加資格申請手続きの簡素化

- (11) 住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化
- (12) 全地方自治体における償却資産税の電子申告・届出（e L T A X）の可能化
- (13) 自治体から金融機関への決済データのオンライン化推進
- (14) 地方自治体の歳入に用いる証券の範囲の見直し
- (15) 電気通信事業法の適用範囲に関する有権解釈の変更
- (16) 国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減
- (17) 電気自動車等のワイヤレス電力伝送装置の許可の緩和
- (18) 電波による測位技術を活用した実証実験に関する要件緩和・見直し
- (19) キーレスエントリー、タイヤ空気圧モニターシステム（T P M S）の電波周波数の国際調和
- (20) 18GHz 帯送信空中線の口径の規制見直し
- (21) P F I 法の対象事業への情報システムおよびデータベース整備・運用事業の追加

8. 金融・保険・証券分野 88 ページ

- (1) 特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
- (2) 外国の子会社対象会社の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和
- (3) 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10% 超投資対象企業の範囲等の拡大
- (4) 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和
- (5) 少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止
- (6) 外部委託先の監督についての明確化
- (7) 投資法人の計算書類等の投資主への電磁的提供制度の緩和
- (8) 貸金業法の規制対象の明確化
- (9) 債権管理回収会社の取扱い債権の拡大

9. 雇用・労働分野 93 ページ

- (1) 企画業務型裁量労働制の対象業務および対象労働者の見直し
- (2) 企画業務型裁量労働制の手続きの簡素化
- (3) 事務系や研究・技術開発系等の労働者の働き方に適した労働時間制度の創設
- (4) 変形労働時間制にかかる天災時カレンダーの変更
- (5) フレックスタイム制の見直し（週休2日制の場合の時間外労働となる時間の計算方式の変更）
- (6) フレックスタイム制の見直し（清算期間の柔軟化）
- (7) 使用者の雇用保障責任ルールの透明化
- (8) 労働契約申込みみなし制度の廃止
- (9) グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し
- (10) 一年以内に離職した労働者の派遣禁止の見直し
- (11) 日雇派遣に関する原則禁止の見直し
- (12) 『「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37号告示）に関する疑義応答集』の改善
- (13) 高齢者の派遣期間制限の緩和
- (14) 障害者雇用納付金制度の見直し

10. 通商・国際協力・インフラ輸出分野 100 ページ

- (1) 安全保障貿易管理に係る法体系の整理・簡素化
- (2) 市販を前提とする暗号装置等の輸出等に係る許可不要化
- (3) 緊急時における海外子会社への輸出等に係る許可申請手続の簡素化
- (4) 原子力関連資機材の輸出等に係る外交手続の明確化・迅速化
- (5) 貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大
- (6) ODAの機動的な活用によるインフラ輸出の推進
- (7) 特定原産地証明書発給における自己証明制度の導入

11. 外国人材分野 104 ページ

- (1) 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現
- (2) 「総合職」に適した在留資格の創設
- (3) 外国人技能者に対する実務研修のあり方の見直し
- (4) カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化
- (5) 短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し

12. その他 107 ページ

〔経済法制〕

- (1) 独占禁止法9条（一般集中規制）の廃止等
- (2) 独禁法9条ガイドラインの見直し
- (3) 独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること
- (4) 兄弟会社間の取引についての下請法適用除外の明確化

〔医療、社会保険等〕

- (5) 遠隔診療におけるガイドラインの整備
- (6) 遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和
- (7) 遠隔診療における遠隔服薬指導および調剤薬剤の民間搬送の可能化
- (8) 外国人医師に係る規制の緩和
- (9) 医療機器の改良・改善技術に関する保険適用基準・評価方法の明確化
- (10) 医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和
- (11) 医療機器に関するQMSの国際標準との整合化促進
- (12) オペレーションセンターの所在地要件の緩和
- (13) 地域包括支援センターの委託先の選定における公募および選定理由の公表の推奨
- (14) 病院－在宅間での医療データの一元管理・活用に向けたルールの策定

- (15) 健保組合による調剤直接審査支払対象薬局の推奨の容認
- (16) 健康保険組合の被保険者申請手続きの電子化についての規制の撤廃や見直し

【その他】

- (17) サービスロボットの普及促進のための安全規格の策定
- (18) 保健機能を有するヘルスケア機器等へ機能性表示を容認する制度の創設
- (19) 郵便・信書便制度の抜本的な見直し
- (20) 防衛省所管に属する物品の貸付品の貸付期間延長
- (21) 武器等製造法の手続き緩和
- (22) 情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速

以 上

1-1)	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備設置基準の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	建築基準法第2条 国住指第1152号(平成24年7月4日)
要望の具体的内容	屋上駐車場の上部に架台を掛けて太陽光発電設備を設置する場合について、増築には該当せず建築確認が不要な場合を具体的に示すとともに、その旨技術的助言等で特定行政庁に明示すべきである。 また、屋上に設置される太陽光発電設備は建築物の高さ規制の算定面積に参入しないことを徹底すべきである。
規制の現状と要望理由等	建築物の屋上駐車場の上部に架台を掛けて太陽光発電設備を設置する場合、その下にある駐車場や倉庫スペースについては「屋内の使用」と扱われ、架台・太陽光発電設備が主要構造部としての扱いを受け、建築確認が必要と指導される場合がある。 既存物件を活用した太陽光発電設備の設置にあたり、屋上駐車場は貴重なスペースであるが、建築物扱いとされると容積、防災、構造等に関して一般建築物と同等の仕様を求められ、設置コストが大きくなるため、既存物件において設置が進まない一因となっている。 2012年度の当会要望に対し、国土交通省より、「建築物の屋上に設置する太陽光発電設備を屋根と取り扱うかどうかについては、個別の計画の内容により、特定行政庁が判断しているところですが、個別の計画に応じて、現行でも対応可能です。」と回答が公表されているが、どのような計画であれば、「現行でも対応可能(建築確認不要)」なのか具体的な基準等を示すべきである。 また、屋上設置の太陽光発電設備は、2011年3月25日の規制緩和措置「屋上に設置する太陽光発電設備等の高さの取扱いの明確化」により、ほとんどの自治体で高さ規制(水平投影面積の8分の1)に係るペントハウス部分の面積算定の枠外と判断されているが、一部自治体では依然ペントハウス部分の面積に参入していることから、高さ規制に抵触し、設置を諦める事態が発生していることから、改めて上記規制緩和措置を徹底すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-2)	建築基準法旧第38条大臣認定(耐火・避難)取得建築物の現行法上の取扱い適正化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	建築基準法第3条、第87条、旧第38条
要望の具体的内容	建築基準法旧第38条(以下、旧38条)の大臣認定を取得した建築物について、現行の建築基準法令における適法性を確認できるようにすべきである。 旧38条による大臣認定該当部分とそれ以外に分け、該当部分以外を増改築・用途変更する場合は、旧38条大臣認定該当部分の既存週及を免除すべきである。 また、避難安全検証法の部分適用を積極的に検討すべきである。
規制の現状と要望理由等	旧38条の大臣認定を取得した建築物の増改築、用途変更を行う場合、原則として建物全体について、現行法令基準への適合(既存週及)が求められる。しかし、旧38条大臣認定は個別の仕様に基づく認定制度であるため、現行法令基準との関係は不明確であり、適合性(既存不適格としての取扱いを含む)を確認できず、建築確認申請ができない。 旧38条の大臣認定取得建築物を現行法令基準(性能規定を含む)に合わせて改修しようとするれば、階段や排煙設備、防火区画など基幹となる構造・設備の改修が不可欠となり、部分的な増改築や用途変更にとどまらない全面改修となる。工事費の莫大さのみならず建物使用の全館中止等が避けられず、実質的に改修は不可能である。 旧38条の大臣認定を取得した良質な建築物の有効活用を促していくためには、一定の要件の下、旧38条大臣認定の有効性を認め、該当範囲を既存週及の適用除外とする等の特例措置を講じることが必要である。また、旧38条該当部分の改修を行う場合であっても、現行法令規定の弾力化(部分適用や検証方法の個別認定)により、技術的な解決の道を残すべく最大限の配慮を行うべきである。 旧38条大臣認定建築物の改修が可能となれば、建設当時のまま陳腐化した建築物を時代のニーズに合致した建築物として再生・活用することが促進される。また、老朽化設備の改修により建築物の安全性が回復・向上するとともに、防災性能向上への対応も容易となる。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-3	超高层建築物の大臣認定期間の短縮	1.行政手続の簡素化 建築基準法第20条	建築基準法第20条にて定める高さ60メートルを超える超高层建築物の許認可の構造耐力に関する大臣認定の期間を短縮すべきである。	<p>規制的現状と要望理由等</p> <p>高さが60メートルを超える超高层建築物はその安全性について、国土交通大臣の認定(大臣認定)を受けの必要があり、大臣認定を受けるとともに、指定の性能評価機関により事前の審査を受けなくてはならない。</p> <p>現状、性能評価機関にて、委員会や部会の開催も含めた1カ月半程度の審査期間を経た後、評価機関での審査資料や性能評価書を添付して大臣認定を申請し、認定までは2カ月半から3カ月を要している。しかし、既に指定の性能評価機関にて審査を経ていることを踏まえれば、認定まで評価機関と同等の1カ月半程度までは短縮可能だと考えられる。</p> <p>認定機関が短縮されれば、工事着工、テナント入居の早期化が図られ、経済活動の活性化に寄与することが期待される。</p>	国土交通省
1-4	建築材料の品質に係る性能評価制度の弾力的な運用	1.行政手続の簡素化 建築基準法第37条	建築材料の品質に係る性能評価において、汎用性の低い限定的な使用を想定しているものについては、審査内容や審査期間等を簡素化した柔軟な運用を行うべきである。	<p>規制的現状と要望理由等</p> <p>建築物に使用する指定建築材料は建築基準法第37条により、日本工業規格または日本農林規格に適合するもの、あるいは、国土交通大臣の認定を受けたものと定められている。大臣認定を受ける場合、性能評価を通じて、安全上、防火上または衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合していることが求められるが、この性能評価は汎用品を想定した評価内容であるため、かなり多様なケースを想定した審査内容となっている。このため、オーダーメイド品など限定的な使用を想定した建築材料にとっては、過剰な性能を求められてしまう。</p> <p>例えば、規模の大きな建築物や複雑な形状の建築物に使用する震装置は、個々の建築物の形状等に応じてオーダーメイドの方が効果的であるが、性能評価を通じて過剰なスペックを求められている。このため、オーダーメイド免震装置の開発意欲が削がれてしまっている。</p> <p>防災や環境性能の向上に着目する新技術の開発を促進する観点から、性能評価について、特定の個別建築物など限定された条件での使用を前提に、審査内容や審査期間等を簡素化した柔軟な運用を行うべきである。</p>	国土交通省

1-5)	小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の徹底	小屋裏等に設置する収納スペースにつながらる階段が固定階段の場合、当該スペースが収納と判断されるか、納戸と判断されるか、自治体により判断が分かれている。収納に係る面積、高さの規定を満たしている場合、一律、収納と判断し、容積不算入となるよう徹底すべきである。	国土交通省住宅局建築指導課
要望の視点	4.その他		
規制の根拠法令	建築基準法第92条、建築基準法施行令第2条		
要望の具体的内容			
規制の現状と要望理由等		小屋裏等に設置する収納スペースにつながらる階段について、可動はしこを設置する場合は、一律、収納と判断され、容積不算入となっていない。一方、固定階段については、安全面からその設置を認め、容積不算入とする自治体もあれば、固定階段が設置されることで、収納に係る面積、高さの規定を満たしているも、納戸と判断し、容積に参入する自治体もある。 このように自治体ごとに固定階段を伴う小屋裏収納に対する判断が分かれており、一律収納と判断するよう徹底すべきである。 小屋裏スペースの活用が進み、住居における空間の有効利用につながることを期待される。また、可動はしこに比べて、安全面で優れる固定階段の設置が進めば、住居の安全性の向上にも寄与するものと思われる。	
制度の所管官庁及び担当課			

1-6)	屋根等を付帯する橋梁の躯体部分構造への道路橋示方書の適用	屋根等を付帯する橋梁などの道路構造物（屋根付き歩道橋、上空通路など）について、屋根等の付帯構造を除いた躯体部分に限っては、建築基準法構造関係規定ではなく、道路橋示方書（土木基準）の適用を認めるべきである。	国土交通省
要望の視点	2.基準や要件の見直し		
規制の根拠法令	建築基準法構造関係規定		
要望の具体的内容		屋根を有しない橋梁については、建築物扱いとならず、国土交通省が定める道路橋示方書（土木基準）に基づく構造設計により安全性が確保されている。一方、近年増えつつある屋根付き歩道橋のような付帯設備を伴う橋梁については、建築物扱いとなり、建築基準法構造関係規定に基づき、安全性を確保しなければならない。 ユニバーサルデザインが求められる中、道路上空に設ける橋梁について、屋根設置の対応が必要になるケースが増加しているが、もともと建築基準法構造関係規定は、橋梁構造への適用を想定しているものではないため、道路橋示方書による設計と比較すると過大設計となるケースが見られる。 屋根等の付帯構造については建築基準法構造関係規定を適用しつつも、橋梁の躯体には従来通り道路橋示方書を適用することで、これまでの橋梁設計実績やノウハウの活用が可能になる。また、道路橋示方書においても、屋根等の付帯設備が追加される場合は、その荷重の増加に応じて基礎部分の強度を向上する等の対応を求められており、付帯設備に応じた安全性を確保することが可能である。 本規制の緩和により、道路橋示方書に基づき設計された既存歩道橋への屋根設置の自由度が高まり、既存ストックを活用した社会資本整備が進むことが期待される。	
制度の所管官庁及び担当課			

1-7)	屋上に設置する設備機器の高さ算入要件の緩和	1-8)	非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用
要望の視点	2.基準や要件の見直し	要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	建築基準法施行令第2条	規制の根拠法令	平成12年建設省告示第1413号 建築基準法施行令第129条の13の3第12項
要望の具体的内容	建築物の屋上部分に設置される設備機器等の水平投影面積が当該建築物の8分の1を超えると、高さに参入されるが、この規制を緩和すべきである。	要望の具体的内容	保護対策を前提に機械室を有しないエレベーター（以下、機械室なしエレベーター）についても、非常用エレベーターへの適用を認めるべきである。建築基準法施行令第129条の13の3第12項に「国土交通大臣の認定を受けたもの」を追加することで、機械室なしエレベーターの非常用エレベーターへの適用を可能とすべきである。
規制の現状と要望理由等	建築物の屋上部分に設置される設備機器等は水平投影面積が当該建築物の8分の1を超えると、高さに参入されてしまう。しかし、屋上部分の活用形態は規制の制定当時より、大きく変化しており、時代環境に則して、本規制を緩和することが求められる。例えば、かつて屋上部分に設置されるものは、高架水槽とセントラル空調用の外調機ぐらいであったが、今では個別空調機の屋外機、屋上受変電設備、屋外発電機設備などが設置されるようになってきている。防災力強化や環境性能向上など、一定の要件の下、高さ参入規制が緩和されれば、屋上部分の有効活用が進み、事業継続性ははじめとする機能強化につながる。	規制の現状と要望理由等	機械室なしエレベーターは、1998年から国内市場に登場するとともに急速に普及し、2012年度新設ロープ式エレベーター設置台数の90%を占めるに至っているが、建物高さが31mを超える際に設置が必要。なお、非常用のエレベーターへの適用は2000年建設省告示第1413号第3号により、認められていない。また、新たに適用を申請することもできない。 非常用エレベーターの設置及び構造については、「昇降機技術基準の解説 2009年版」の中で、建築基準法施行令第129条の13の3第9項の解説として、「ドアスイッチの機能を無効にして戸が完全に閉まりきらなくても運転できる機能（二次消防運転）を備えること」を義務付けている。つまり、消火活動により放水した水が昇降路内に入り込んだ場合でもエレベーターが動くことを求めている。 つまり、機械室なしエレベーターについても、昇降路内に水が入り込んだ場合に昇降路内にある駆動装置と制御器に、水が直接かからない対策または水がかかっても動く対策をすることで、機械室のあるエレベーターと同等の性能および安全性が確保できる。 火災時消防運転の際に昇降路内に水が入り込むことを考慮した防滴対策を行うことで、機械室なしエレベーターの非常用エレベーターへの適用を可能としたい。屋上等での機械室の設置が不要になれば、建築計画の自由度が拡大するとともに、建築コストが低減される。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省	制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(9)	エレベーターの煙感知器点検口におけるスイッチ等の設置規定の緩和	
要望の視点	2.基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	平成20年国土交通省告示1454号 昇降機技術基準の解説 2009年版	
要望の具体的内容	エレベーターの昇降路頂部に設置する煙感知器用の点検口について、点検口の下端が頂部すき間寸法より上側に位置する場合は、点検口へのスイッチ及び錠の設置を適用除外とすべきである。	
規制の現状と要望理由等	エレベーターに係る実際の技術基準等について、建築確認時に「昇降機技術基準の解説 2009年版」への準拠が求められるなど、本解説書が実質的な運用基準となっている。 本解説書では、平成20年国土交通省告示1454号第1号ハについて、「動力線引き込み口やエレベーター及び昇降路内設置機器(煙感知器なども含)の点検口などをさす。なお、昇降路に点検口を設置する場合は、点検口にスイッチ及び錠を取り付けなどの措置を行い、戸が開いた時にはエレベーターの動力を切り、動かないようにすること。」としている。 しかし、昇降路の頂部に設置する煙感知器用の点検口については、エレベーターが突き上げても点検口まで到達しない場合(具体的には点検口の下端が頂部すき間寸法より上側に位置する場合)には、昇降路外の人または物が、かごまたは釣合おもりに触れるおそれがないので、スイッチ及び錠の設置を適用除外としてもよい。 高所におけるスイッチ及び錠の設置を伴うものであり、スイッチ及び錠の設置が適用除外となれば、労働災害発生リスクが軽減される。	
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省	

1-(10)	機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し	
要望の視点	2.基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	建設省告示第1413号第1の三の口 (平成12年5月31日)	
要望の具体的内容	本件告示には、機械室なしエレベーターについて「駆動装置及び制御器(以下駆動装置等)を設ける場所には、換気上有効な開口部、換気設備または空気調和設備を設けること。ただし、機器の発熱により駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合においては、この限りでない。」とあるが、この内「摂氏7度以上上昇しない」の部分について「摂氏40度を超えない」に変更すべきである。	
規制の現状と要望理由等	エレベーターには機械室を有するものと機械室なしのものがある。一般的に、機械室を有するエレベーターの機械室は建物屋上に塔屋として設置され、機械室なしエレベーターは、建物内部にある昇降路内に駆動装置が設置される。 換気設備等については、機械室を有するものは、建築基準法施行令第129条の9第三号にて、機械室に「換気上有効な開口部又は換気設備を設けること」とされ、加えて、国土交通省監修の「建築基準法及び同法関連法令 昇降機技術基準の解説」では機械室の室温は摂氏40度以下に保つこととされている。一方、機械室なしエレベーターについては、上記のとおり「開口部又は換気設備等の設置を原則としつつも、「計算上摂氏7度以上上昇しない場合」の例外規定が設けられている。 「昇降機技術の解説」では、昇降路の温度上昇の上限を摂氏7度としているのは、機械室を有するエレベーターの機械室と同様に、昇降路内温度の上限を摂氏40度とし、昇降路外温度を摂氏33度(日本の夏の日中の最高温度(平均))と想定したことによるとされ、上昇温度が摂氏7度以下であっても摂氏40度を超えない措置を講ずる必要があるともされている。 ここで、一般的に機械室なしのエレベーターは機械室を有するエレベーターと比較し以下の特性がある。 ① 外気温度や日射の影響を受けにくい ② 昇降路の容積が小さく、かつ乗場扉開閉による空気の出入りがある このため、駆動装置等の設置場所の温度は相対的に低く保たれる。建物内に空調設備がある場合にはその影響を受けることもできる。 この結果、寒冷地はもとより、寒冷地以外の場所においても、上昇温度が摂氏7度以上となっても、温度自体は摂氏40度以下に計算される場合があるが、この場合にも換気設備等の設置が必要となる。 昇降路内の温度を摂氏40度以下に保つという本来の主旨から考えれば、この場合の換気設備の設置は不要であると考えるので、告示内容の変更を要望するものである。	
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省	

1-(11)	既存建築物に係る確認申請ならびに完了検査の取得手続きに係る法整備		
要望の視点	4.その他		
規制の根拠法令	建築基準法		
要望の具体的内容	確認済証あるいは検査済証が未交付となつていて、完了検査取得するための建築基準法に、改めて確認申請ならびに完了検査取得するための手続きを整備すべきである。		
規制の現状と要望理由等	現状、改修・修繕工事時の確認申請未提出、あるいは、完了検査の未受検により、手続き上の違反建築物となつている建築物は少なくない。しかし、こうした建築物については、施工部分を撤去した上で、確認申請を行い、確認済証を交付された後、再施工し、完了検査を受けなければならず、現実的に適法化できない状態になっている。 再施工による是正という方法ではなく、現在の状態にて確認申請、完了検査を行い、建築基準関係規定に適合していれば、確認済証あるいは検査済証の交付を得られるよう、法令等の手続きを整備すべきである。 現状、手続き上の違反建築物が不動産取引における障害となることがあり、改めて確認申請ならびに完了検査を行うことが可能になれば、不動産市場の活性化に寄与するものと考えられる。また、手続き上の違反建築物を減少させることにもつながる。		
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省		

1-(12)	旧耐震基準マンションの建て替え促進に向けた容積率緩和		
要望の視点	2.基準や要件の見直し		
規制の根拠法令	建築基準法第52条		
要望の具体的内容	旧耐震基準のマンションについて、現行耐震基準への適合を目的とする建て替え計画について、容積率の緩和を要望する。		
規制の現状と要望理由等	旧耐震基準のマンションのほとんどが容積率に関して既存不適格の状態であり、建て替えを通じて床面積の減少が避けられない。このため、建て替えにあたっては、容積率の緩和が可能となる総合設計制度の適用を検討するものの、適用が可能となるものはごく一部にとどまり、多くが公開空地の確保や規模要件を満たせず、総合設計制度を活用することができていない。結果、旧耐震基準のマンションの建て替えが進まず、住まいの面から防災・減災を進める上での障害となっている。 容積率が既存不適格となつている旧耐震基準のマンションについて、現行耐震基準に適合する建て替えを促進するためには、容積率を緩和すること求められる。 現状、100万戸を超える旧耐震基準のマンションの建て替えが進めば、地域の防災力向上につながることを期待される。 なお、2013年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画において、「老朽化マンションについて、建て替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。」とされており、建て替え促進に向けた諸規制の緩和を検討すべきである。		
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省		

1-(13)	市街地再開発事業における一団地の総合的設計制度等に係る同意基準の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	建築基準法施行令第86条、都市開発法第111条
要望の具体的内容	市街地再開発事業を進める場合においては、建築基準法の一団地の総合的設計制度における地権者全員同意基準を緩和すべきである。
規制の現状と要望理由等	市街地再開発事業は、都市機能の低下が見られる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としており、公共の福祉の観点から地権者の3分の2の同意を前提に事業を進めることができる。一方、建築基準法による一団地の総合的設計制度の認定申請に際しては、地権者の財産権保護の観点から地権者全員の同意が必要とされている。 一団地の総合的設計制度は、複数の建築物を有機的に連携させた高度な土地利用の可能性を広げることから、都市計画面上も有用な手段であるが、多数の地権者がいる市街地再開発事業においては、地権者全員の同意を得ることは非常に困難であり、一団地の総合的設計制度を活用することができない。 市街地再開発事業では、権利変換計画を行う際、地権者全員の権利が規定されるとともに、行政による認可を経てから権利変換が行われ、結果として、計画に同意した地権者により土地・建物が共有・区分所有されることになる。このプロセスを、一団地の総合的設計制度における地権者全員の同意を得ることとみなし、市街地再開発事業に限っては、地権者全員同意基準を緩和すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(14)	再開発等促進区における公開空地申請の柔軟化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	都市計画法 第12条の5 都市計画法 第68条の2
要望の具体的内容	地区計画の再開発等促進区において、都市計画段階で申請する公開空地の面積について、幅を持たせた申請を認めるなど柔軟に対応すべきである。
規制の現状と要望理由等	現在、再開発等促進区において、容積率の緩和につながる公開空地面積の申請は都市計画段階でのみ認められている。しかし、都市計画段階では精緻な計画が定まっていないうえ、都市計画段階で申請した公開空地の面積は確実に確保される必要があるため、申請面積でどうしても控えめな数字になってしまう。すなわち、現状、最小限の公開空地しか設けることができていない。 都市計画段階で行う公開空地面積の申請、ならびに、その容積率評価について、建築確認申請時点までに精緻な設計を完了することを前提に、幅を持たせた柔軟な対応を認めてもらいたい。 都市計画段階での公開空地面積が増え、容積率が高まれば、事業者にとって空間の高度利用が可能になる。また、公開空地が増えれば、近隣居住者が自由に通行・利用できるスペースが増え、より良いまちづくりにつながる。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(15)	都市再開発法施行区域要件の見直し	都市再開発法第3条	都市再開発法第3条で定める施行区域要件を緩和すべきである。	<p>建築数の浅い大規模建築物など都市再開発法第3条に規定する耐火建築物の建築面積または敷地面積が区域内にあるすべての建築面積の3分の1またはすべての宅地の面積の3分の1を超えると、再開事業として都市再開発法の適用を受けられない。</p> <p>都市の木密地域など災害に対する脆弱性が懸念される地域における防災・減災対策や、ビルの省エネ化などエリア全体での低炭素化を進めるためには、再開事業の推進が不可欠であるが、本規制により地域の一体的な再開が妨げられているケースがある。</p> <p>再開事業が促進されれば、防災性能、環境性能の向上が図られ、都市の国際競争力の強化につながる。</p>	国土交通省
要望の視点	2.基準や要件の見直し				
規制の根拠法令					
要望の具体的な内容					
規制の現状と要望理由等					
制度の所管官庁及び担当課					国土交通省

1-(16)	都市再開発法における都市計画事業認可手続きと組合設立認可手続きの簡素化	都市再開発法第11条	市街地再開発事業における行政手続きでは、市街地再開発事業の都市計画決定手続きを開始するのの際し、組合設立の認可申請時に必要とされる地権者の合意形成を図ることまで求められている。このため、都市計画決定および組合設立認可においてそれぞれ実施している手続き(縦覧・公告・意見書の処理等)が、実質的に重複している。事業の都市計画決定と組合設立の認可申請を同時に行える等、手続きを簡素化すべきである。	<p>組合施行の市街地再開発事業を施行するにあたっては、事業の都市計画決定の後、組合設立の認可を得ることが求められている。さらに、都市計画決定の認可には、あらかじめ再開事業による影響を受ける地権者の合意形成を図るよう行政から指導されている。このため、都市計画決定の段階で、権利変換を含む地権者の合意形成が概ね完了しているが、これは、本来、組合設立の認可に際して求められるものであり、都市計画決定と組合設立認可において手続きの重複が発生し、工事着手まで多くの時間が必要となっている。具体的には、都市計画決定時に、地権者の同意が既に得られているにもかかわらず、その後の組合設立の認可申請においても、事業計画の縦覧等の手続きが行われている。</p> <p>現在、都市計画決定後、組合設立の認可申請を行っているが、これらと同時に、縦覧等の重複する手続きを一本化することが可能となり、事業期間が短縮され、魅力あるまちづくりが推進されることが期待されるとともに、施行区域内の建築物等の建築制限など関係権利者の財産権が制限される期間の短縮につながり、関係権利者の保護も図られる。</p>	国土交通省
要望の視点	1.行政手続の簡素化				
規制の根拠法令					
要望の具体的な内容					
規制の現状と要望理由等					
制度の所管官庁及び担当課					国土交通省

1-(17)	都市再開発法組合設立要件の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	都市再開発法第14条の1
要望の具体的内容	組合設立の法定要件は、宅地所有権者・借地権利者「それぞれ」頭数の3分の2以上かつ宅地総面積と借地総面積の合計の3分の2以上と定められているが、特に「それぞれ」の要件を緩和し、「宅地所有権者と借地権利者の総数1」の要件とすべきである。
規制の現状と要望理由等	借地権利者数が少数の場合、借地権者の意向が大きく影響し、多くの他の宅地所有権者が再開発事業を推進したいと考えている場合でも、事業がストップしてしまう。(例：宅地所有権者30人が賛成しても、借地権者5人中2人の反対で要件を満たさない。) アジアヘッドクォーター特区エリア等の都心部において帰宅困難者受入施設が不足する中、地域の防災拠点となる施設の早期開設が求められている。耐震性に優れた自家発電設備・通信設備等が備わった防災に優れたビル等の施設は、被災時において地域のためにも必要である。よって、都心部の再開発を促進することは、公共の福祉に資するものであり、都市の防災力向上につながる。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(18)	都市再生特別地区における容積率の最高限度の下限の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	都市再生特別措置法第36条第2項
要望の具体的内容	都市再生特別措置法第36条第2項で定める建築物の容積率の最高限度「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」を撤廃、あるいは、引き下げるべきである。
規制の現状と要望理由等	都市再生特別措置法では、第36条第2項にて建築物の容積率の最高限度を「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」と定め、土地の一律的な高度利用を誘導している。このため、街区をまたがる開発では、高層ビル等の高度利用街区と広場や低層商業施設・公共施設等の低利用街区に分けたメリハリのある開発を行うことができない。現在、都市開発を進めるにあたっては、周辺の環境や街区ごとの個性に応じた空間設計が求められ、すべての建築物に対して一律に容積率400%以上を設定してしまうと魅力ある都市開発につながらない場合がある。行政機関との協議の中で、高度利用を図る要件として豊かなオープンスペース等の空間整備が求められることもあるが、容積率の最高限度が障害となり、実現することができない。容積率の最高限度の下限を撤廃、あるいは、引き下げることができれば、高層化等により高度利用する街区と都市の魅力向上に資する施設・空間を整備する低利用の街区を一体的に開発することが可能となり、都市の魅力向上に貢献する。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(19)	区分所有法における建替え決議要件の見直し	借地借家法における正当事由制度の見直し
要望の視点	2. 基準や要件の見直し	2. 基準や要件の見直し
規制の根拠法令	建物の区分所有等に関する法律第17条、第39条、第62条	借地借家法第6条、第28条
要望の具体的内容	<p>旧耐震基準のマンションをはじめ老朽化した建物の建替えを促進する観点から、区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件等を緩和・見直すべきである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数要件の緩和(普通・特別・特殊決議) ・規約で別段定めが可能な範囲の拡大(特別・特殊決議) ・建物用途毎の決議要件の設定可能化(商業用・オフィス用について頭数要件を削除等)などを図るべきである。 	<p>建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定等と一致し、事務所や店舗などの住居用以外の建物賃借契約について、更新拒絶・解約申し入れを行う際の要件を緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>区分所有建物について、管理組合総会の決議要件は以下の通り。</p> <p>①普通決議(例:共用部分の軽微変更)</p> <p>区分所有者および議決権の各過半数の賛成。ただし、規約で別段の定めが可能。</p> <p>②特別決議(例:共用部分の重大変更(大規模修繕等)、規約変更)</p> <p>区分所有者および議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めができないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により区分所有者の定数を過半数まで減することが可能。</p> <p>③特殊決議(建替決議)</p> <p>区分所有者および議決権者の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。</p> <p>旧耐震基準のマンションをはじめ建物の老朽化が進む一方、建替えの決議要件が厳しく、建替えが進んでいない。建替え要件が緩和されれば、省エネ、防災、高齢化対応等に資する良質な住宅が供給され、不動産市場の活性化にもつながる。</p> <p>なお、2013年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画においても、「老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。」(平成25年度検討・結論)とされており、建替え決議要件の緩和を図ってもらいたい。</p>	<p>借地借家法では、建物の普通賃貸借契約において、賃貸人の更新拒絶・解約申し入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情のほか、利用状況、従前の経過、現況、財産給付である。明け渡しに関して賃貸人、賃借人の間で争いが生じた場合には、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等が判断している。</p> <p>良質なまちづくりのためには、定期的な建物等の更新が不可欠であるが、賃借人との明け渡し交渉の不調がそれを著しく阻害している。建物の老朽化を正当事由にする場合、相当の老朽化が進んでいないと明け渡しが認められず、賃貸人が新たな土地活用をする足かせとなっている。また、良質なまちづくりや周辺環境にも悪影響が出ている。さらには、大規模災害に備えた地域の防災・減災の取組みが求められ、中、旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準を満たさない建物の改築・建替えは急務であるが、借地借家法の正当事由制度がこれを阻害する一因ともなっている。</p> <p>賃貸人にとって円滑に明け渡しを受けることができれば、建物の建替え需要を増やし、経済の活性化にもつながる。また、良質なまちづくりは地域住民の生活環境向上にも寄与する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省民事局、国土交通省住宅総合整備課、市街地建築課、土地建設産業局不動産課	法務省民事局

1-(20)	借地借家法における正当事由制度の見直し	借地借家法における正当事由制度の見直し
要望の視点	2. 基準や要件の見直し	2. 基準や要件の見直し
規制の根拠法令	借地借家法第6条、第28条	借地借家法第6条、第28条
要望の具体的内容	<p>建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定等と一致し、事務所や店舗などの住居用以外の建物賃借契約について、更新拒絶・解約申し入れを行う際の要件を緩和すべきである。</p>	<p>建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定等と一致し、事務所や店舗などの住居用以外の建物賃借契約について、更新拒絶・解約申し入れを行う際の要件を緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>借地借家法では、建物の普通賃貸借契約において、賃貸人の更新拒絶・解約申し入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情のほか、利用状況、従前の経過、現況、財産給付である。明け渡しに関して賃貸人、賃借人の間で争いが生じた場合には、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等が判断している。</p> <p>良質なまちづくりのためには、定期的な建物等の更新が不可欠であるが、賃借人との明け渡し交渉の不調がそれを著しく阻害している。建物の老朽化を正当事由にする場合、相当の老朽化が進んでいないと明け渡しが認められず、賃貸人が新たな土地活用をする足かせとなっている。また、良質なまちづくりや周辺環境にも悪影響が出ている。さらには、大規模災害に備えた地域の防災・減災の取組みが求められ、中、旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準を満たさない建物の改築・建替えは急務であるが、借地借家法の正当事由制度がこれを阻害する一因ともなっている。</p> <p>賃貸人にとって円滑に明け渡しを受けることができれば、建物の建替え需要を増やし、経済の活性化にもつながる。また、良質なまちづくりは地域住民の生活環境向上にも寄与する。</p>	<p>借地借家法では、建物の普通賃貸借契約において、賃貸人の更新拒絶・解約申し入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情のほか、利用状況、従前の経過、現況、財産給付である。明け渡しに関して賃貸人、賃借人の間で争いが生じた場合には、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等が判断している。</p> <p>良質なまちづくりのためには、定期的な建物等の更新が不可欠であるが、賃借人との明け渡し交渉の不調がそれを著しく阻害している。建物の老朽化を正当事由にする場合、相当の老朽化が進んでいないと明け渡しが認められず、賃貸人が新たな土地活用をする足かせとなっている。また、良質なまちづくりや周辺環境にも悪影響が出ている。さらには、大規模災害に備えた地域の防災・減災の取組みが求められ、中、旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準を満たさない建物の改築・建替えは急務であるが、借地借家法の正当事由制度がこれを阻害する一因ともなっている。</p> <p>賃貸人にとって円滑に明け渡しを受けることができれば、建物の建替え需要を増やし、経済の活性化にもつながる。また、良質なまちづくりは地域住民の生活環境向上にも寄与する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省民事局	法務省民事局

1-(21)	良質な賃貸住宅等の供給促進に関する特措法の見直し	1-22	宅建業者間における重要事項説明義務の軽減
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条、附則第4条	規制の根拠法令	宅地建物取引業法第35条
要望の具体的内容	居住の用に供する建物の賃貸借が普通建物賃貸借に基づくものであっても、建物の貸主と借主の合意がなされた場合は、当該合意書を公正証書化することを要件として、定期建物賃貸借に切り替えられるようにするべきである。	要望の具体的内容	宅地建物取引業法35条による「重要事項の説明等」の見直しを行い、宅建業者間の売買・交換については同条が適用されないものとするべきである。 重要事項説明においては書面交付に加えて口頭による説明が義務づけられているが、宅建業者が買主または借主となる取引については、少なくとも口頭による重要事項説明は省略できるようにすべきである。
規制の現状と要望理由等	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法(以下、特措法)附則第3条により、「当事者が、その賃貸借を合意により終了させ、引き続き新たに同一の建物を目的とする賃貸借をする場合には、当分の間、(中略)借地借家法第三十八条の規定は、適用しない」とされ、定期建物賃貸借への切り替えができない。耐震化などを理由に建替え等を行う際、賃借人に明け渡しを求めるとは、正当事由を備えるが、これを補完する資金を支払わざるを得ず、特措法附則3条の存在が不動産市場の活性化を阻害する要因となっている。 このため、貸主、借主の間で合意がなされた場合は、当該合意書を公正証書化することを要件として、定期建物賃貸借に切り替えられるようにするべきである。なお、公正証書化に際しては、公証人が賃借人に対し、建物賃貸借の切り替えの法的な意味、リスク等を説明の上、賃借人がこれを了承した旨を公証人の署名捺印とともに付記することで、借主の保護を図ることが可能となる。 また、特措法附則4条において、「国は、この法律の施行後四年を目途として、居住の用に供する建物の賃貸借の在り方について見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とあり、国の早急な対応が求められる。	規制の現状と要望理由等	宅建業法が宅建業者に対して重要事項説明義務を課す目的は、不動産取引について知見の乏しい一般消費者を保護する点にあるといえる。さらに、口頭による説明義務まで課しているのは、専門用語の多い重要事項説明書だけでは一般消費者にとって理解が困難であるからだと見える。 宅建業法が宅建業者に対して重要事項説明義務を課す目的は、不動産取引について知見の乏しい一般消費者を保護する点にあるといえる。さらに、口頭による説明義務まで課しているのは、専門用語の多い重要事項説明書だけでは一般消費者にとって理解が困難であるからだと見える。 宅建業者が買主または借主となる重要事項説明を行う必要性は低いと考えられる。少なくとも、買主または借主となる宅建業者の承諾がある場合には、口頭による重要事項説明は省略できるようにすべきである。 これにより、重要事項説明に要する人的コストや時間的コストを削減することができ、不動産取引の活性化に資するものと考ええる。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省、法務省	制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(23)	宅地建物取引業法における「契約締結等の時期の制限」の要件の見直し	建設業法上の法人の「役員」要件の見直し
要望の視点	2. 基準や要件の見直し	2. 基準や要件の見直し
規制の根拠法令	宅地建物取引業法第36条	建設業法第7条 国土交通省告示第438号(平成19年3月30日) 国総建第278号(平成20年1月31日)
要望の具体的内容	宅地建物取引業法第36条による「契約締結等の時期の制限」の要件の見直しを行い、宅建業者間の売買・交換については同条が適用されないものとすべきである。	経営業務の執行に関して取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けていると実質的に認められる場合には、執行役員も建設業法第7条の「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)」の「これらに準ずる者」として認めるとともに、建設業許可基準における役員経験年数の制限を緩和するなど、建設業法上の法人の役員要件を見直すべきである。
規制の現状と要望理由等	宅地建物取引業法(以下、「法」)第36条では契約締結時期等の制限を適用する主体を宅地建物取引業者(法第2条第3号、以下「宅建業者」としており、宅建業者間の取引についても適用は除外されていない(法第78条第2項参照)。本規制により、例えば、宅建業者間であっては、開発造成前の土地について開発許可(都市計画法第29条第1項、同条第2項)を受けた後であれば、①宅建業者が当事者として売買または交換の契約を締結すること、②宅建業者が当事者を代理して売買または交換の契約を締結すること、③宅建業者が当事者の一方または双方から委託を受けて売買または交換の媒介をすることができない。このため、宅建業者が販売用の土地を購入するための取引の円滑化が阻害される結果となり、不動産市場の活性化を図ることができない。他方、宅建業者間の取引の場合、宅建業者に対しては宅地建物取引の専門家として当該取引において許可等の処分を受けられないリスクについて適切に評価をすることが期待でき、宅建業者は評価の結果を契約条件に反映することが可能である。したがって、本規制はその目的に対して過度の制限を定めるものであり、不動産取引の円滑化、不動産市場の活性化の見地から見直すべきである。	現在、法人が建設業の許可を受けるとしては、常勤である「役員」の一人が、(イ)許可を受けようとする建設業に同じ5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者、または、(ロ)国土交通大臣に(イ)と同等以上の能力を有すると認定した者であることが求められている(建設業法第7条第1号)。「役員」の範囲の見直しについて、昨年度の規制改革要望に対する国土交通省からの回答では「対応不」とされているが、近年のコーポレート・ガバナンスの傾向として、会社法の改正に伴い、企業内における取締役の数が大幅に減少しており、実質的にその業務の多くを執行役員が遂行している実態がある。「建設業法第7条第一号イに掲げる者」と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和四十七年三月八日建設省告示第355号第一号)において、「取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験を認められており、会社の業務執行に関する意思決定に参画することが法令上を有する執行役員等から権限を移譲され、相応の業務執行経験を有する執行役員であれば、建設業法第7条の「役員(業務を執行する者に準ずる者)」として認められ、建設業の適正な経営を確保することには可能である。また、例えば、電気通信工事や電気工事等第一種の業種においては、3年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であり、建設業の適正な経営に必要となる知識や経験を備えているかについては、一律に「取締役」等としての経験年数要件を課すことは適切ではない。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省	国土交通省

1-(25)	建築業許可手続きにおける書類提出の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	建築業法7条、8条
要望の具体的内容	建築業許可要件における申請、変更手続きの合理化を図り、現在全ての役員に求められている書類提出を緩和すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>建築業許可を取得する際には、4つの許可要件を備えていること、および欠格要件に該当しないことが必要となっている。許可要件のひとつ「誠実性」や欠格要件に該当しないことの証明として、非常勤を含む役員全ての略歴書や身分証明書、成年被後見人・被補佐人でない旨の登記証明書などの書類を提出することが求められている。</p> <p>全ての役員のこれらの書類の提出により法人の誠実性などを担保することは、他業種と比較しても時勢にそぐわないと判断され、また非常勤を含む全ての役員に対して提出を課すことは実態を考慮しても過剰である。</p> <p>規制をより合理的なものとすることにより、建設業許可手続きの円滑化を図られ、民間事業者の事業の効率化、円滑化に資すると考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 総合政策局建設課

1-(26)	建設業法上の現場代理人の要件の周知徹底
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	建設業法 第19条の2
要望の具体的内容	建設業法上、現場代理人の身分に係る規定は無く、現場代理人が正社員であることを要さない旨、周知徹底すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>発注者から現場代理人が正社員であることを求められることが多いが、建設業法では現場代理人の身分に係る規定は無い。正社員の配置が要求される結果、現場代理人要員の人数により入札に参加できる工事件数の制約になり、入札における競争を阻害する要因となっている。現場代理人が正社員であることを要さない旨、周知徹底されることにより、入札参加機会の増大による入札での競争性の確保や震災復興にともなう建設需要への一層の対応が可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(27)	主任技術者および監理技術者の雇用関係の取り扱いの緩和	建設業法第26条	高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者について、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者とみなすことにより、建設業者が当該制度の適用を受ける者を建設現場の監理技術者または主任技術者として配置可能とするとともに、親会社およびその連結子会社との間の出向社員に係る主任技術者または監理技術者の直接かつ恒常的な雇用関係の取り扱いについて、親会社が建設業者を取得していない場合でも、恒常的雇用契約に準ずる取り扱いとするなど、主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取り扱いを一層柔軟なものとすべきである。	建設業者が各建設現場に配置する監理技術者等については、当該建設業者との「恒常的な雇用関係」にある者であることが要件化されているが、雇用期間が限定されている高齢者継続雇用制度の適用を受ける者は、当該要件を満たさないことから、監理技術者等として配置することができない。同様に、親会社からの出向社員について、建設工事に関する主任技術者や監理技術者の資格要件を充足していても、現状では、親会社が建設業者を取得していない場合は、主任または監理技術者にはなれない。近年、定年延長や雇用機会65歳までの義務化等により、高齢者継続雇用制度の活用や、子会社への再雇用を前提とした親会社から子会社への出向により、高齢者が建設業に関する業務に従事する機会が増している。これらのケースは、恒常的な雇用関係に準ずるものと考えられ、また、主任技術者ないし監理技術者としての技術的な資格要件を満たしていれば、その能力は担保できることから、雇用関係についての取り扱いを緩和すること、経験豊富かつ国家資格等を有する優秀な技術社員を有効活用し、技術者不足の解消と高年齢者の雇用促進を図るべきである。	国土交通省
要望の視点	2.基準や要件の見直し				
規制の根拠法令					
要望の具体的内容					
規制の現状と要望理由等					
制度の所管官庁及び担当課					

1-(28)	建設業法に基づく技術者設置要件の緩和	建設業法第26条 建設業法施行令第27条	建設業法上の主任技術者、監理技術者の専任要件について、請負代金の金額を引き上げる等要件を緩和し、震災等に伴う建設需要の増大に迅速に対応すべきである。	発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事を下請施工させる場合は監理技術者を設置しなければならない(建設業法第26条第2項)。また、公共性のある工作物に関する重要な工事で工事1件の請負代金額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上となる場合、工事現場ごとに専任のもの(主任技術者あるいは監理技術者)を設置しなければならない(同第3項)。	国土交通省
要望の視点	2.基準や要件の見直し				
規制の根拠法令					
要望の具体的内容					
規制の現状と要望理由等					
制度の所管官庁及び担当課					

1-(29)	監理技術者制度運用マニュアルの適切な運用の周知徹底
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	監理技術者制度運用マニュアル三(2) 同 二(4)
要望の具体的内容	<p>監理技術者制度運用マニュアルの記載事項と異なる運用がなされ、 ている自治体に対し、マニュアルの運用を徹底するよう周知すべきである。</p> <p>監理技術者制度運用マニュアル(2004年3月1日)では、例えば、請負契約の締結後、現場施工期間に着手するまでの期間は、契約期間中であっても専任を要しない点とある。また、監理技術者の途中交代が認められる場合として、監理技術者の死亡・傷病、職により真にやむを得ない場合に加え、①受注者の責によらない延長の場合、②工場から現場へ、工事現場が移動する時点③大規模工事の一つの工期が多年に及ぶ場合を挙げている。</p> <p>2011年度の当会要望に対する国土交通省の回答では、本マニュアルによる運用につき、様々な機会を通じて自治体職員等に対し説明し周知徹底を図るとされた。その後、例えば、下水道工事では地域差はあるものの徹底が促進されている一方、上水道工事に関しては徹底されていない事例も見られる。また、一部自治体においては、電機工事における機器製作等現場施工が発生しない期間も専任期間としたり、途中交代条件を死亡・傷病、退職のみとするなど、依然としてマニュアルと整合しない運用がみられる。したがって、国土交通省には、改めて文書による周知徹底をお願いしたい。</p> <p>マニュアルと整合的な運用が徹底されることで、監理技術者の一層の有効活用が可能となり、震災による建設需要の増大への一層の対応が可能となる。</p>
規制の現状と要望理由等	
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省、厚生労働省

1-(30)	電気通信工事における監理技術者資格者の要件緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	建設業法第15条第2号イ・ロ、第26条、第27条 建設業法施行令第5条の3、第27条の3
要望の具体的内容	<p>電気通信工事の監理技術者資格者証取得について、令第5条の3で定めている指導監督的実務経験を必要ない請負額を、例えば、2,500万円以上以上に引き下げるとともに、施工管理技士の対象工事種類に電気通信工事を追加することや、他業種における電気通信設備の業務経験を実務経験として考慮する等、要件を緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>電気通信工事の監理技術者となるためには、3～10年の実務経験のほか、元請で請負額4,500万円以上の工事での指導監督的な実務経験を2年以上必要としている。また、保有資格による取得に関しても「技術士(電気・電子)」のみが認められている。しかしながら、技術革新による据付機器の小型化・低価格化により、請負額4,500万円以上となる工事件数が少なくなり、必要とされる実務経験を積む機会が乏しくなっている。</p> <p>請負額を、近年の技術革新による低価格化も踏まえ、2,500万円以上に引き下げたとしても、同請負額は建設業法上専任の主任技術者を要する水準となる規模であり、「的確な施工管理」を行うに必要ない工程・品質・安全管理および指導監督に関する知識・技術力は十分に習得できることが可能である。加えて、施工管理技士の検定項目に電気通信工事を追加することや、例えば、プラント設備工事における電気通信設備の業務等、他業種における電気通信設備の業務経験を実務経験として考慮することで、必要な技術確保はなから、新たな監理技術者の確保が可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(31)	電気通信工事における主任技術者および監理技術者の設置基準単位の明確化	2.基準や要件の見直し	建設業法第26条、同施行令第27条	電気通信工事における主任技術者および監理技術者の設置基準の単位(請負代金)を各工事現場ごととし、その旨をガイドライン等で徹底すべきである。	電気通信工事における技術者の配置については、税込請負額が2,500万円以上の場合には現場専任の主任技術者を、さらに下請業者への発注額の総額が税込3,000万円以上となる場合は現場専任の監理技術者の配置が必要とされている(建設業法第26条、建設業法施行令第27条)。 電気通信工事における技術者の設置基準の単位(請負代金)について、同一の発注者から個別の契約で受注した異なる現場の工事を合計し、その金額に基づき技術者を設置するよう指導を行っている地方整備局がある。このため、工事現場あたりの請負代金は数十～数百万円程度であるにも拘わらず、合算した金額が2,500万円、3,000万円を越し、工事現場ごとに専任の主任技術者や監理技術者の設置が求められ、多くの主任技術者や監理技術者が必要となるケースが生じ、人員コストが高んでいる。	国土交通省
1-(31)	要望の視点	規制の根拠法令	要望の具体的内容	規制の現状と要望理由等	制度の所管官庁及び担当課	

1-(32)	住宅瑕疵担保履行法上の供託に関する販売戸数の合算	2.基準や要件の見直し	特定住宅瑕疵担保責任の担保に関する法律	①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合、請負戸数と分譲販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出するべきである。 ②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合、メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしていること等により、メーカーと販売代理店の一体性が確認できる場合には、メーカー傘下の代理店の請負戸数・販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出するべきである。	①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合 法律上、同一の主体が建設業と宅建業を兼業する場合は、請負と売買の契約形態ごとに戸数を把握して、供託金額を算出の上、両者を合算して供託することが求められている。しかし、同法は契約形態ごとに消費者保護に必要な資力に差を設けておらず、契約形態の違いが消費者保護にあたり、事業者が負うべき資力を決定する重要な要素になるわけではない。責任を負うべき主体が同一である中、契約形態ごとに区別して算出する合理性は見出せない。 ②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合 供給事業者(販売代理店)ごとに供託金額を算出して合計するため、販売代理店方式を採用するか否かで、同じ戸数であっても供託金額が変わってしまう。消費者保護とは異なる次元で供託金額が決定される仕組みとなっており、合理性を欠く。メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしている等、メーカーと販売代理店の一体性が認められる場合には、販売代理店の戸数を合算して供託金額を算出したとしても、消費者保護の実効性は担保される。	国土交通省住宅局住宅生産課
1-(32)	要望の視点	規制の根拠法令	要望の具体的内容	規制の現状と要望理由等	制度の所管官庁及び担当課	

1-(33)	建築整備士による建築物の各種申請に係る設備関係規定の適合確認の可能性	1-34	建築物における駐車施設の附置要件の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	建築士法第20条の3	規制の根拠法令	駐車場法第20条 標準駐車場条例(平成24年12月24日付け国土交通省通達)
要望の具体的内容	建築物における各種申請(確認申請・増築申請・計画変更申請など)における設備関係規定への適合確認において、設備設計一級建築士だけでなく、建築設備士による確認も可能とすべきである。	要望の具体的内容	建物への駐車施設の附置について、現状では国土交通省からの通達により、附置が求められる建物規模や台数算定相視のガイドライン(標準的な数値、目安)が標準駐車場条例として示されているが、その要件を、求められる附置駐車場台数が削減される方向で見直すべきである。
規制の現状と要望理由等	3階以上かつ床面積5,000㎡超の建築物の設計には設備設計一級建築士による自らの設計が関連法規の適合確認を受ける事になっているが、絶対数が少なく、確認に非常に時間がかかっている。建築士法改正により、建築物の法(設備関係規定)適合確認を目的として設備設計一級建築士が制度化されたが、同建築士が確認する内容は、建築整備士の法令試験内容にも含まれていることから、設備設計一級建築士と建築設備士の「法(設備関係規定)適合」確認能力は同等であると考えられる。 本要望を実現する事で、確認に係る時間短縮が図れるとともに、建築設備士の有効活用にもつながる。 (参考) 各資格者の絶対数は設備設計一級建築士4,283人(2012年9月30日現在)、建築技術教育普及センター)、建築設備士35,142人(2012年3月31日現在)、建築技術教育普及センター)であり、建築設備士が約8倍の人数となっている。	規制の現状と要望理由等	前項記述の標準駐車場条例に基づき、例えば東京都においては、駐車場整備地域・商業地域・近隣商業地域で特定施設用途の床面積1,500㎡以上の建築物については、床面積250㎡ないし、300㎡に1台の割合で附置義務駐車場を設ける必要がある旨規定されている。 この標準駐車場条例は、時代の状況に応じて適宜改正されてきているものの、平成24年改正では、附置義務駐車場の集約、駐車場需要に応じた附置義務の柔軟な対応等の追加)、現在の実情として、特に公共交通網の整備された東京都心部の建築物等においては、附置義務として必要とされて設置した駐車場が実際に低利用となっている事例が多々見られる。そのため、各地条例(特に都心部)やその適用を受けた建築物における駐車場の利用実態を改めて調査した上で標準駐車場条例で示されている標準的な数値が妥当であるかを検証し、ガイドラインを見直すとともに、国から地方公共団体への働きかけを行うべきである。 附置義務駐車場の必要台数や、そもそも附置義務駐車場が必要とされるビル規模の下限が緩和されれば、新築ビルの事業性向上につながる建替え需要の一層の顕在化が期待できるとともに、建築プラン上も自由度が増し、都市の魅力向上に資する新規ビル建設を促進するものと考えられる。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省	制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 都市・地域整備局

1-(35)	道路占用許可対象物の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	道路法第32条第1項 共同溝の整備等に関する特別措置法第2条第5項
要望の具体的内容	道路法の占用許可対象物として、「自立型エネルギー供給に資する導管等各種施設」(例:熱導管・電気自営線・中水管等)を加えるべきである。
規制の現状と要望理由等	共同溝は、二以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設とされているため、道路法による占用許可対象として、民間が整備する共同溝的な施設概念が明確にはもたけられていない。このため、例えば、民間が都市地域で自立型のエネルギーネットワークを構築するために、地域冷暖房の導管に、熱導管や電線、中水管等も合わせて整備しようとしても、占用協議に多大な時間がかかるとは、エリア内のエネルギーの融通による省エネ化並びにエネルギー消費量およびCO2排出量の削減に貢献する。防災面では、災害時の中水融通や事業継続を可能とする電力・熱の供給を可能とするなど、都市のさらなる環境性および防災性向上に資するものである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

1-(36)	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	外務省設置法第4条
要望の具体的内容	観光立国の実現に向け、訪日外国人観光客への査証発給要件の緩和・見直しをさらに進める。今後訪日旅行の高い伸びが見込まれ、また、2013年に友好協力40周年を迎えたASEAN諸国については、2013年夏のタイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの観光ビザ化、インドネシアの観光ビザに係る滞在期間延長に加え、対象国の拡大を含めてさらなる措置を検討すべきである。また、中国人個人観光客向けには、東北3県観光ビザを東北6県に拡大、次いで全国を対象とした観光ビザを導入すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> ASEAN諸国については、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、タイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの観光ビザ化並びにインドネシアの観光ビザに係る滞在期間の延長が2013年7月より実施された。また、中国については、2011年7月より沖繩を訪問する個人観光客、2012年7月より東北三県を訪問する個人観光客に対して、沖繩復興・震災復興の観点から観光ビザが発給されている。</p> <p><要望理由> 観光分野でも国際競争が激化する中、訪日外国人旅行者数を2030年に3,000万人超とするという「日本再興戦略」で掲げた目標を達成し、観光立国を実現するためには、治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつも、近隣諸国を上回る思い切ったビザ要件の緩和が必要である。また、中国人個人観光客については、観光ビザの対象を東北3県から6県に、さらには全国に拡大することで、観光客の誘致がしやすくなる。</p> <p><要望が実現した場合の効果> より多くの観光客、特に消費意欲の高い中国人個人観光客に来日してもらえるよう、現在沖繩・東北3県に限られている観光ビザの対象地域を拡大することが、震災復興、さらには観光立国による経済成長の大きな足がかりとなる。また、観光による人的交流の拡大は、相手国・地域との友好関係の基盤の強化につながる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	外務省領事局外国人課

1-(37)	寄港地上陸許可手続の運用改善とトランジット・ビザ発給方法の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	出入国管理及び難民認定法第14条 外務省設置法第4条
要望の具体的内容	<p>観光立国の実現の観点から、わが国の主要国際空港等において、自動化ゲートの活用・混雑時の既存プールのフル運用を含め入国審査体制の強化を図りつつ、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国に上陸を希望する場合に寄港地上陸許可が迅速に下り、速やかに入国できるようにする。また、最先便以外の便での出国や2回目以降の寄港地上陸を認める等、運用の柔軟化を図る。</p> <p>加えて、わが国を経由して外国に向かう旅行者にわが国での最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザについて、わが国の主要国際空港でも発給する、大使館等に行かなくてもネットで申請・受給する等、発給方法を見直す。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 寄港地上陸制度は、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国への上陸を希望する場合に入国審査官が入管法第14条に基づき72時間以内の上陸を許可する制度であり、法律上は査証の有無を問わない。現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも活用されている。この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最も早い便でないことなどを理由に不許可になる事例が散見される。</p> <p>わが国を経由して外国に向かう旅行者向けには、わが国で最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザの制度もあるが、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限られている。</p> <p>なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には30日以内の無査証入国を認めている。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><要望理由> 観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 観光立国の実現に向け、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局 外務省領事局外国人課

1-(38)	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	出入国管理及び難民認定法第6条他
要望の具体的内容	<p>クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、入国審査体制の強化を図りつつ、大型クルーズ船については、入国審査官が事前に海外から乗船し、上陸する外国人乗客に対し航行中の船内で入国審査手続を完了する海外臨船審査を実施すべきである。</p> <p>加えて、外国人乗客の利便性を向上し、入国審査官の負担を軽減するため、他国のクルーズ船への対応事例も参考に、対面式入国審査・写真撮影・指紋採取を省略する、パスポートに代えて運行会社が発行するクルーズカードでの上陸を認める等の新たな制度を検討・導入すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 政府は2012年6月から乗客数2,000名超の大型クルーズ船に対しては、入国審査官が海外から乗船して航行中に船内でパスポートをチェックするとともに、外国人乗客に対して従来行っていた顔写真の撮影を省略する等の手続の簡素化を行っているが、入港後に指紋の採取と個人識別情報との照合を行う時間が短くなっていった。</p> <p><要望理由> 海外臨船審査の実施により、上陸を希望する外国人乗客に対する入国審査手続が航行中の船内で完了することになれば、クルーズ客は国内での滞在時間を長くすることができる。また、他国が行っているような対面式入国審査・写真撮影・指紋採取等の省略、クルーズカードによる上陸が可能になれば、乗客と入国審査官の負担が軽減され、乗客にとつての利便性が高まる。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 外国人乗客の負担軽減・利便性の向上は外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人観光客数の伸びに繋がる。また外国人乗客のわが国での滞在時間の増加は、上陸中に観光や買い物向けの時間の増加につながるが、国内消費の増大による経済の活性化に大きく貢献する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

1-(39)	第三種旅行業が取扱う企画旅行の実施範囲の拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	旅行業法施行規則第1条の2
要望の具体的内容	第三種旅行業が取扱う募集型企画旅行(バックツアー)の実施範囲を現在の隣接市町村等から隣接都道府県等まで拡大する。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 現在の旅行業法施行規則では、旅行業の類型を第1種、第2種、第3種、地域限定の4種に分けている。取扱うことができる募集型企画旅行(バックツアー)の実施範囲は、第1種は海外まで、第2種は国内まで、第3種と地域限定はともに国内の営業所のある市町村とその隣接市町村に限定されている。</p> <p><要望理由> 交通網の発達により旅行者の一日の行動範囲が広域化しており、旅行者が求めるいわゆる着地型旅行(地域(着地)側の事業者が主体となつて提供する地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラム)も隣接する都道府県にまで広がることがある(例:伊勢(三重県)と熊野(和歌山県)を結ぶ熊野古道伊勢路)。着地型旅行を提供する事業者を増やすため、2013年4月には取り扱う旅行の範囲を全て隣接市町村に限定し、その代わりに必要とされる営業保証金や基準資産の額も第3種より引き下げられた地域限定旅行業が創設されたが、隣接市町村より広い範囲の着地型旅行の提供の機会を充実を図り、また地域限定と第3種との差別化を図るためにも、第3種の提供できる募集型企画旅行の範囲を隣接都道府県まで拡大すべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 観光立国の実現に向け、旅行者が選択できる着地型旅行の幅が拡大するとともに、地域に根差して魅力的な着地型旅行を提供する事業者の競争力が強化される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	観光庁観光産業課

2-(1)	トラック、トレーラーの車検期間延長
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	道路運送車両法第48条、58条、61条
要望の具体的内容	①車両総重量8トン以上のトラック・トレーラーの自動車検査証の有効期間を「初回2年」とすべきである。 ②車両総重量8トン未満のトラックについては、2回目以降の車検有効期間を2年とすべきである。
規制の現状と要望理由等	車両総重量8トン以上のトラック、トレーラーにおける自動車検査証の有効期間は初回の車検を含め、一律1年(8トン未満は初回のみ2年間)となっている。 しかし、①技術革新を背景に、営業用トラックの性能や品質が飛躍的に向上していることに加え、国土交通省令の定めにより3カ月毎の定期点検整備が義務化されている。②道路整備の充実に加え、速度規制や拘束時間への対応強化等の時代環境の変化に伴い、従来に比べエンジンへの負荷軽減環境が進んでいる。③労働人口減少と環境問題を背景とした鉄道輸送や船輸送へのモーダルシフトが進む中で、営業用トラックの走行距離が短縮化されている等、トラックの安全性が高まっていることから、車検期間を延長すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 自動車局

2-(2)	タグアックスルトラクタの導入促進
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	道路運送車両の保安基準第4条の2、第5条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第8条
要望の具体的内容	自動車の連結車両総重量(GCW)は駆動軸重に応じて算出されることとなっているが、これを見直し、タグアックスル(荷重のみ支えて空回りするだけの軸)を装備するトラクタの導入を促進すべきである。
規制の現状と要望理由等	自動車の連結車両総重量(GCW)は、駆動軸重に応じて決定されているが、一つの車軸にかかる荷重は10トン以内と定められている。このため、大きなGCWを確保するためには、複数の駆動軸を装備することが必要となる。 欧州では、タグアックスル(荷重のみ支えて空回りするだけの軸)で一つの車軸にかかる荷重を分担することにより、大きなGCWを確保することが可能な制度となっている。 タグアックスルは、複数の駆動軸を装備する場合と比較し、燃費、車両価格、タイヤ寿命などの面で優位性が認められるため、わが国においても連結車両総重量の考え方を見直し、タグアックスルトラクタの導入を促進すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省道路局道路交通管理課、自動車局技術政策課

2-(3)	プロパーバイガス還元装置に関する要件の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	道路運送車両の保安基準31条 (ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)
要望の具体的内容	現在作られているエンジンについては、プロパーバイガス還元装置を備えなくても環境に対する影響は変わりないため、一定の要件を満たすエンジンについてはこれを不要とするよう、要件を見直すべきである。
規制の現状と要望理由等	日本ではプロパーバイガス還元装置を装備することが義務化されているが、諸外国ではこのような要件はない。これは、現在作られている新しいエンジンにおいてはプロパーバイガス還元装置を装備しなくとも、環境に対して悪影響を与える構造にはなっていないためである。 例えば欧州の事業者が日本へ自動車輸出する場合、この要件に合わせて本来不要な装置を付加するか、それが困難な場合はクラウンケースを作り替える必要が生じるなど、多大なコストを要することになる。これは事実上、日本への輸出を不可能としていることになる。 本要望の実現により、運送事業者やバス事業者が輸入車も含めた多様な車面の利用が可能となるほか、日本の企業についても本来不要である装置を装備する必要がなくなり、コストの削減が可能となる。
制度の所管官庁及び担当課	国交省 自動車局 環境政策課

2-(4)	登録自動車のナンバープレート封印に関する資格要件の統一
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	道路運送車両法第11条、第28条の3 道路運送車両法施行規則第13条
要望の具体的内容	登録自動車のナンバープレート封印制度について、資格要件を簡素化し、全国統一の運用を図るべきである。
規制の現状と要望理由等	ナンバープレートの封印権は、ディーラー、中古車販売店、行政書士に認められており、「売買に関わる業(新規登録など)」と「売買に関わらない業(住所変更など)」で権限が分かれている。かつては「売買に関わる業」はディーラーや中古車販売店に、「売買に関わらない業」は行政書士に限られていたが、通運により、行政書士も「売買に関わる業」においての権限を認められた。しかし、実際の運用は各運輸支局に任ざれており、行政書士が「売買に関わる業」としての権限を認められなかったことがあるのが現状である。 こうした状況を踏まえ、自動車の所有・使用者の混乱を回避するためにも、全国統一の運用を行う必要がある。具体的には、一定の条件を満たす自動車販売業者、行政書士に封印権を認め、複雑な資格種別を排して、原則として一資格とすべきである。 要望の実現により、自動車流通の円滑化、自動車所有・使用者の車両管理の効率化が期待される。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 自動車局

2-(5)	自動車に移転登録時における旧ナンバープレートの後返納の可能化
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	道路運送車両法第16条
要望の具体的内容	自動車の移転登録時の旧ナンバープレートの返納について、全国的に後返納を認めるべきである。
規制の現状と要望理由等	自動車の移転登録時の旧ナンバープレートの扱いについては、運輸支局により運用が異なっている。例えば、関西地方の運輸支局では旧ナンバーを返納してから新ナンバーが交付される一方、関東の運輸支局では新ナンバーが先に交付され旧ナンバーを後返納することが認められている。 ただし、旧ナンバープレートを先に返納しなければならぬ場合、車両にナンバープレートが付けられない期間が発生し、この間は車両を使用できない。 自動車の効率の利用を図る観点から、移転登録時の旧ナンバープレートを後返納とする取扱いを全国的に認めるべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 自動車局

2-(6)	特殊車両通行許可の期間の延長
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	国土交通省 道路法第47条1項、車両制限令第3条
要望の具体的内容	現行制度では最大2年間とされている特殊車両の通行許可期間について、可能な限り延長すべきである。
規制の現状と要望理由等	一定の規格を超える車両が道路を通行する際に必要な「特殊車両通行許可制度」の許可期間は、最大2年間とされている。 規格を超える車両でも「特殊車両通行許可制度」によって通行許可を得られるが、申請の窓口も道路管理者ごとに異なっているなど、申請に係る手続きが煩雑であり、負担が大きい。 こうした状況を踏まえ、許可期間を例えば最大4年間など、可能な限り延長すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 道路局

2-(7)	緊急通行車両への優先給油に係るルールの策定	
要望の視点	4.その他	
規制の根拠法令		
要望の具体的内容	<p>国と地方自治体が協力し、「緊急通行車両」への優先給油に係るルールを策定すべきである。</p>	
規制の現状と要望理由等	<p>災害対策基本法では、緊急通行車両認定を受けることにより、通行を禁止または制限された道路の通行が可能となっている。東日本大震災では、これに加え、重点サービステーションでの給油を優先的に受けられた事例がある。</p> <p>そこで、今後も有事の際には、迅速な通信インフラの復旧のため、同様の対応が確実に受けられるよう、国と自治体が協力し、緊急通行車両への優先給油に係るルールを策定するよう要望する。</p> <p>なお、緊急通行車両への優先給油については、「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(2012年4月3日閣議決定)において「自家発電設備導入等による災害対応能力を強化したSSの整備を進めつつ、災害の状況等を踏まえ、当該SSに対して災害時に緊急車両への優先給油の要請を、必要に応じて行うことのできる体制の整備を、地方自治体とも連携して行う。(2011年度以降順次措置)」とされている。閣議決定に従い、確実に措置すべきである。</p>	
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁	

2-(8)	限定近海船への船舶料理士の乗船不要化	
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	
規制の根拠法令	<p>船員法第80条 船内における食料の支給を行う者に関する省令</p>	
要望の具体的内容	<p>総トン数1,000GT以上の限定近海船(近海区域を航行区域とする船舶のうち本邦の周辺の水域のみを航行する船舶)に限り、船舶料理士資格船員の乗船義務を不要とすべきである。</p>	
規制の現状と要望理由等	<p>遠洋区域もしくは近海区域を航行する1,000GT以上の船舶については、船舶料理士資格を持つ船員を最低1名以上乗船させることが義務付けられており、限定近海船においても船舶料理士有資格者を乗船させなくてはならない。</p> <p>海員学校の司厨・事務課が廃止され、また船舶料理士取得のための外部講習会もほとんど開催されなくなるなか、同資格を新たに取得する船員が減少していることから、引きとめ(下船や退社の阻止)に苦慮しているのが現状である。今後は同資格を有する船員の確保がさらに難しくなることが想定される。</p> <p>限定近海区域は、沿海区域を航行する船舶の大型化、航海設備の進歩等によって、ある程度沿岸から離れて航行しても比較的容易に船舶の安全性を確保することができるようになっに伴い追加された区分である。航行区域は本邦の周辺の水域のみに限定され、船舶料理士資格者の乗船義務のない沿海船と作業の違いもないことから、近海区域を航行区域とする船舶のうち限定近海船に限り、沿海船と同様に船舶料理士資格者を不要とすべきである。</p> <p>なお、本件については、規制改革ホットラインに要望を提出し所管省庁からの回答が示され、遠洋区域・近海区域を航行する船舶全般についての資格者必要性から対応不可とされたが、当要望は、船舶料理士資格者の乗船義務のない沿海船と、航行区域や作業内容の面で実態的に近い運用がなされている限定近海船に限った要望であることから、改めて要望を提出するものである。</p>	
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 海事局	

2-(9)	米国、欧州との乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等に関する相互承認の推進	操縦士学科試験の受験機会の増加
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	4.その他
規制の根拠法令	航空法第17条、29条	対象法令なし(官報による公示)
要望の具体的内容	米国、欧州との乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等に関する相互承認を推進すべきである。2009年4月に米国との間で航空安全協定(BASA)を締結し、航空機の耐空性分野における相互認証が可能となっており、この協定を乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等にも拡大すべきである。また、同様に欧州についても、航空安全協定を早期に締結すべきである。	操縦士学科試験について、既に米国や中国で導入されているコンピュータ化を図ることにより、受験が随時実施できる体制とすべきである。
規制の現状と要望理由等	米国や欧州といった先進国で承認された乗員資格、飛行模擬装置、整備施設等について、国内においても別途承認を得る検査や手続きが必要となっており、航空会社は、これら検査、手続きの重複のために費用と時間を掛けなければならない。航空会社の国際競争力強化のために、他国で承認されたものを日本との間で相互に認証することで、手続きの迅速化、費用の削減をすべきである。 本件については、「航空の安全分野における技術規制のあり方検討会」の報告書の中で、「あらゆる機会を利用して働きかけを行っていく」、「協議を進める」とされているが、加速して作業を進めるべきである。	現行、操縦士の学科試験の実施は年6回が原則とされている。また、資格によっては年3回の受験機会に限られるものもある。 学科試験の随時実施により、事業者の事業計画に応じたタイムリーな操縦士養成が図られるとともに、従来よりも短期間での養成が可能となる。また、今後想定される操縦士不足についても、柔軟な対応が可能となる。 本要望については、規制改革ホットラインに提出した要望に対して「諸外国の実状等の調査を行い、課題公平性確保のための問題数、予算、システム開発等の抽出を行ったところ。今後、これらの課題を踏まえ、導入の可能性について検討する予定です。」との回答が示されているところであるが、検討を加速させ、早急に結論を得るべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省航空局	国土交通省航空局

2-(10)	操縦士学科試験の受験機会の増加	操縦士学科試験の受験機会の増加
要望の視点	4.その他	4.その他
規制の根拠法令	対象法令なし(官報による公示)	対象法令なし(官報による公示)
要望の具体的内容	操縦士学科試験について、既に米国や中国で導入されているコンピュータ化を図ることにより、受験が随時実施できる体制とすべきである。	操縦士学科試験について、既に米国や中国で導入されているコンピュータ化を図ることにより、受験が随時実施できる体制とすべきである。
規制の現状と要望理由等	現行、操縦士の学科試験の実施は年6回が原則とされている。また、資格によっては年3回の受験機会に限られるものもある。 学科試験の随時実施により、事業者の事業計画に応じたタイムリーな操縦士養成が図られるとともに、従来よりも短期間での養成が可能となる。また、今後想定される操縦士不足についても、柔軟な対応が可能となる。 本要望については、規制改革ホットラインに提出した要望に対して「諸外国の実状等の調査を行い、課題公平性確保のための問題数、予算、システム開発等の抽出を行ったところ。今後、これらの課題を踏まえ、導入の可能性について検討する予定です。」との回答が示されているところであるが、検討を加速させ、早急に結論を得るべきである。	現行、操縦士の学科試験の実施は年6回が原則とされている。また、資格によっては年3回の受験機会に限られるものもある。 学科試験の随時実施により、事業者の事業計画に応じたタイムリーな操縦士養成が図られるとともに、従来よりも短期間での養成が可能となる。また、今後想定される操縦士不足についても、柔軟な対応が可能となる。 本要望については、規制改革ホットラインに提出した要望に対して「諸外国の実状等の調査を行い、課題公平性確保のための問題数、予算、システム開発等の抽出を行ったところ。今後、これらの課題を踏まえ、導入の可能性について検討する予定です。」との回答が示されているところであるが、検討を加速させ、早急に結論を得るべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省航空局	国土交通省航空局

2-(11)	航空機登録記号の変更	航空機登録記号の変更
要望の視点	2. 基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	航空法、航空機登録令、航空機登録規則	
要望の具体的内容	既に国内で登録している航空機の登録記号(JA00000)の変更を可能とすべきである。	
規制の現状と要望理由等	わが国には、航空機の登録記号を変更する制度が存在しない。したがって、一度登録した航空機の登録記号は、海外に輸出し、他国で登録およびその抹消登録をした上で国内に再輸入し、再登録(実際には新規登録)をしない限り変更することができない。 運航会社は、中古航空機を国内取引にて取得し使用するにあたり、自由に登録記号を変更したいニーズがある。しかしながら、上記のとおり現状は、莫大な費用と手間が必要となり、現実的には困難な状況である。 米国では登録記号を変更することが可能であり、日本においても同様の取扱いとすべきである。 機体にもよるが、海外に輸出して登録記号を変更する場合と比較し、1件当たり約2,000万円程度の費用削減が可能となる。また、多様な顧客のニーズにも柔軟に対応することができる。 なお、航空機は日本で登録すると、航空局の管理する航空機原簿に記載されるため、登録の内容、抵当権の付加等の情報(経歴)が過去にさかのぼってすべて把握可能となっている。また、過去に登録を抹消した航空機の登記簿も航空局には保管されているため、登録記号の変更が可能となったとしても、管理上の問題は生じないと考えられる。	
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 航空局	

2-(12)	航空障害灯の設置基準の緩和	航空障害灯の設置基準の緩和
要望の視点	2. 基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	航空法第51条 航空法第81条 航空法施行規則第127条 航空法施行規則第174条	
要望の具体的内容	中光度白色航空障害灯に関する「光源の中心を含む水平面下5度より上方のすべての方向から視認できるもの」との設置基準について、航空機の最低安全高度との関係から運行に支障が生じない場合は、水平面より上方から視認できるものであれば認められるよう、基準を緩和すべきである。	
規制の現状と要望理由等	航空法施行規則第127条では、中光度白色航空障害灯の設置基準として、「灯光は、光源の中心を含む水平面下5度より上方のすべての方向から視認できるもの」と規定されている。 送電鉄塔への中光度白色航空障害灯の設置にあたっては、設置個所周辺地域に対する眩しさの検討(グレア検討)を行った上で設置可否を判断することとなっている。その結果、周辺に施設等が存在する場合には中光度白色航空障害灯の設置ができないことがあり、よりコストのかかる昼間障害標識(赤色塗装)等の代替策を講じることが必要となる。 送電鉄塔の設置場所は山間部や平野部など様々であるが、「設置物件の高さ」と航空法施行規則第174条に定める「航空機最低安全高度」を勘案した灯光の視認性を踏まえると、必ずしも水平面下5度より上方から視認できなくとも航空機の運航に支障はないものと考えられる。 したがって、設置物件の状況(高さ、周辺地域の施設状況等)と航空機の最低安全高度に応じて、水平面より上方から預認できるものを認めるよう、基準を緩和すべきである。	
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省	

2-(13)	無人航空機による管制空域の飛行実現に向けた法体系の整備
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	航空法
要望の具体的内容	無人航空機による管制空域の飛行を実現するため、航空法等において無人航空機の定義やその運用に係る法体系を整備すべきである。
規制の現状と要望理由等	無人航空機は、気象観測、災害観測、地形観測、大規模農業（農薬散布等）や防衛など、今後、様々な領域での利活用が期待できる。例えば、高高度無人航空機の開発を進めるためには、無人航空機による管制空域の飛行が不可欠であるが、現行の航空法では「飛行に影響を及ぼすおそれのある行為」とみなされ、非管制空域を中心に飛行せざるを得ない状況にある。 そのため、無人航空機の種別（機体規模／性能、飛行空域）に応じた定義付けおよび管制空域を飛行する場合における所要の法整備を行うべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省航空局

2-(14)	航空機に対する保安業務の国への移管
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	国家民間航空保安プログラム
要望の具体的内容	現在、航空会社が行っている以下の保安業務については、業務の性質や諸外国における対応を参考に、国が実施する保安業務として見直すべきである。 ・ハイジャック防止検査（機内持込手荷物検査） ・受託手荷物検査 ・地上作業監視業務 ・航空関係者等保安検査 ・貨物ターミナルビル監視業務 ・到着手荷物引き取り場から出発エリアへの逆流防止業務
規制の現状と要望理由等	わが国において航空保安検査は、国家民間航空保安プログラムに基づいて航空運送事業者の責任において行うこととされている。そのため、高額な保安検査機器の設備費用や、民間の警備業者への検査業務委託費用などは、航空運送事業者が全額を負担している。国土交通省は分担金（補助金）の名目でその費用の半額を負担しているが、その原資は航空運送事業者から徴収した保安料である。 本来、ハイジャック等の犯罪防止およびテロ対策は、警察権力等の法的強制力を有する国家機関が実施すべき業務であると考えられる。しかしながら現状の検査業務は、航空運送事業者から民間の警備会社に委託しているため、あくまで旅客の協力による任意での対応となっており、危険因子の排除を強制的に行うことができない。 米国では、ハイジャック検査業務等を国土安全保障省運輸保安庁（TSA）が、欧州、アジア等では空港管理者または当局が実施しており、わが国においてもこうした事例を参考に保安業務を国が実施するよう見直しを行うべきである。 国が保安業務を実施することにより、諸外国との比較で遜色のない保安体制が構築されることとなる。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省航空局、警察庁

2-(15)	地方空港等における出入国手続きの利便性向上	再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	財務省設置法第4条 法務省設置法第4条 厚生労働省設置法第4条 農林水産省設置法第4条	関税率法第17条第1項(再輸出免税)
要望の具体的内容	出入国手続き(CIQ)の合理化については、2011年「規制・制度改革に係る方針」において閣議決定され一定の取り組みが進んでいるところであるが、これらに加え、係員が常駐していない地方空港・港における業務の一元化もしくは省庁間連携等により、CIQの利便性を向上させるべきである。	再輸出免税制度の使用を前提として輸入申告した場合、現在はずべて「区分2(書類審査扱い)」の審査結果を受けている。このため、AEO認定事業者(特例輸入者)に対しては審査の簡素化、もしくは「区分1(簡易審査扱い)」とすべきである。
規制の現状と要望理由等	出入国手続き(CIQ)については、税関(Customs)は財務省、出入国管理(Immigration)は法務省、検疫(Quarantine)は厚生労働省・農林水産省が管轄している。国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・港にはこれらの係員が常駐しておらず、便到着にあわせてそれぞれ係員を派遣している。しかし、派遣可能な人員、時間等には限りがあるため、国際線発着時刻が左右されたり、CIQ手続きに長時間を要するケースも散見される。 CIQ業務の一元化、もしくは省庁間連携等により、より迅速かつ柔軟にCIQを行う体制を整備することができると期待される。その結果、より多くの国際線を地方空港・港で受け入れることが可能となり、観光立国実現に資することとなる。 観光を成長エンジンとして戦略的に観光立国を実現するためには、CIQの効率化が不可欠である。本年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においてもCIQの改善が言及されたことを踏まえ、CIQ業務の簡素化・効率化に向けた議論や検討を進めるべきである。	NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)で輸入申告し、審査結果が「区分2(書類審査扱い)」となった場合、申告税関に通報書類を提出し審査を受ける必要がある。その際、輸入申告許可に時間を要し、速やかな輸入貨物の引き取りが行えない場合がある。輸入貨物が生産用部品の場合、生産拠点への納期遅延が生産遅延を引き起こし、ひいては完成品の販売機会損失を招く可能性が生じる。また「区分2」への通関業者の対応が、委託業務工数の増加を招き、通関代行手数料の増加(輸入諸掛)を引き起こす可能性がある。 こうしたリスクを軽減し、AEO認定事業者(特例輸入者)のメリットを増すためにも、再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化を図るべきである。 なお、規制改革ホトリートラインでは、「税関における取締りの実効性を確保するため、その基準等を公表することは適当でない」との回答が示されたが、要望の趣旨はAEO認定事業者に限定した再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化である。
制度の所管官庁及び担当課	財務省関税局 法務省入国管理局 厚生労働省医薬食品局 農林水産省消費・安全局	財務省 関税局

2-(16)	再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化	再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	財務省設置法第4条 法務省設置法第4条 厚生労働省設置法第4条 農林水産省設置法第4条	関税率法第17条第1項(再輸出免税)
要望の具体的内容	出入国手続き(CIQ)の合理化については、2011年「規制・制度改革に係る方針」において閣議決定され一定の取り組みが進んでいるところであるが、これらに加え、係員が常駐していない地方空港・港における業務の一元化もしくは省庁間連携等により、CIQの利便性を向上させるべきである。	再輸出免税制度の使用を前提として輸入申告した場合、現在はずべて「区分2(書類審査扱い)」の審査結果を受けている。このため、AEO認定事業者(特例輸入者)に対しては審査の簡素化、もしくは「区分1(簡易審査扱い)」とすべきである。
規制の現状と要望理由等	出入国手続き(CIQ)については、税関(Customs)は財務省、出入国管理(Immigration)は法務省、検疫(Quarantine)は厚生労働省・農林水産省が管轄している。国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・港にはこれらの係員が常駐しておらず、便到着にあわせてそれぞれ係員を派遣している。しかし、派遣可能な人員、時間等には限りがあるため、国際線発着時刻が左右されたり、CIQ手続きに長時間を要するケースも散見される。 CIQ業務の一元化、もしくは省庁間連携等により、より迅速かつ柔軟にCIQを行う体制を整備することができると期待される。その結果、より多くの国際線を地方空港・港で受け入れることが可能となり、観光立国実現に資することとなる。 観光を成長エンジンとして戦略的に観光立国を実現するためには、CIQの効率化が不可欠である。本年6月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においてもCIQの改善が言及されたことを踏まえ、CIQ業務の簡素化・効率化に向けた議論や検討を進めるべきである。	NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)で輸入申告し、審査結果が「区分2(書類審査扱い)」となった場合、申告税関に通報書類を提出し審査を受ける必要がある。その際、輸入申告許可に時間を要し、速やかな輸入貨物の引き取りが行えない場合がある。輸入貨物が生産用部品の場合、生産拠点への納期遅延が生産遅延を引き起こし、ひいては完成品の販売機会損失を招く可能性が生じる。また「区分2」への通関業者の対応が、委託業務工数の増加を招き、通関代行手数料の増加(輸入諸掛)を引き起こす可能性がある。 こうしたリスクを軽減し、AEO認定事業者(特例輸入者)のメリットを増すためにも、再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化を図るべきである。 なお、規制改革ホトリートラインでは、「税関における取締りの実効性を確保するため、その基準等を公表することは適当でない」との回答が示されたが、要望の趣旨はAEO認定事業者に限定した再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化である。
制度の所管官庁及び担当課	財務省関税局 法務省入国管理局 厚生労働省医薬食品局 農林水産省消費・安全局	財務省 関税局

2-(17)	関税・輸入消費税の包括延納における担保額の固定化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	関税法第9条の2第2項、第9条の6、同法施行令第8条の2、第8条の4、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項
要望の具体的内容	包括延納における担保額について、過去の実績に基づいた定額とするなど柔軟な制度を設けるべきである。
規制の現状と要望理由等	包括延納を行う輸入者は、想定される関税・輸入消費税額を試算し担保を購入した上で税関に差し入れている。 この担保金額については、ある程度余裕をみた金額を設定しつつ、そのバランス管理を行っている。ただし、種々の理由で担保額が不足となる事態には、輸入が滞ったり、また場合によっては本船が滞船すること、納期に間に合わない事態が生じている。 諸外国の制度を参考に、過去の実績に基づいた定額(例えば前年実績の3か月分の10%)とするなど、柔軟な制度を設けるべきである。年度途中で金額が不足しても輸入が滞ることがなくなり、円滑な物流が確保されるほか、担保額の管理に係る事務手続きの簡素化が期待される。
制度の所管官庁及び担当課	財務省関税局

2-(18)	国際クーリエに関する輸入申告制度の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	関税法第95条、関税法施行令第84条、関税法基本通達95-2
要望の具体的内容	国際クーリエの輸入申告に関して、海外の輸出者の運送依頼書をもって国際クーリエ業者を税関事務管理人として届け出たこととともに、税関事務管理人が代理として申告できるような見直しをすべきである。
規制の現状と要望理由等	国際クーリエの輸入について、荷受人がその内容を知らされないまま荷受人の名前で申告が行われる可能性があり、不正な品名や価格に基づく申告などコンプライアンス上の問題が生じている。また、税関の事後調査においても国際クーリエの輸入に関する問題を指摘されることがある。 関税法第95条は本邦に住所及び居所を有しない場合、税関事務管理人を申告者が届けば本邦に住所及び居所を有しないもの(以下、海外の輸出者)が輸入申告ができるとしているが、その手続きを海外の輸出者自らが行うことは困難であろうと考える。 国際クーリエの場合は海外の輸出者の運送依頼書をもって国際クーリエ業者を税関事務管理人として届け出たこととともに、税関事務管理人が代理として申告できるような見直しをすべきである。
制度の所管官庁及び担当課	財務省関税局

2-(19)	輸出申告価格の事後訂正に関する税関ごとの対応の統一化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	関税法基本通達
要望の具体的内容	輸出申告価格の事後訂正に関して、税関ごとに対応が異なっているため、対応の統一化を図るべきである。 基本通達67-1-14において輸出申告価格の事後訂正は税関様式C-5200で簡便に行うことができると定めてあるにもかかわらず、各税関においては従来通り「御願書」の提出を要求する、あるいは事後訂正自体を受理しないという対応がなされる場合がある。 税関に基本通達の取扱いが浸透していないために折衝等に多大な時間を要しており、早急に対応の統一化を図るべきである。 なお、基本通達67-1-14(4)では、67-1-4(1)の二に従って申告した価格と決済価格に差がある場合、その差が一定価格未満の場合には事後訂正を省略できるとの定めがあるが、そもそも申告時の価格が最終のものであるとの関税法の主旨に鑑み、誤りでない場合の事後訂正を不要とするべきである。
規制の現状と要望理由等	
制度の所管官庁及び担当課	財務省 関税局 業務課

2-(20)	大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	都市計画法、建築基準法
要望の具体的内容	大規模集客施設の立地可能用途地域を現行の3用途地域から6用途地域(第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)に拡充すべきである。
規制の現状と要望理由等	都市計画法・建築基準法の改正(2006年5月31日公布、2007年11月30日施行)により、床面積1万㎡超の大規模集客施設の立地可能地域が、6地域(第二種住居、準住居、工業、近隣商業、商業、準工業)から3地域(近隣商業、商業、準工業)に限定された。 都市計画法の改正に際しては、附則第12条において、法施行後、5年を経過した場合において、法改正による状況について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。法施行後、5年以上が経過していることから、当初の目的に適ったまちづくりが行われているかどうかなどの実態調査をしたうえで、大規模集客施設の立地可能用途地域の拡充を含めた制度の見直しが求められる。 なお、2012年7月10日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」においても、大規模集客施設に対する立地規制の見直しについて、「第一種住居地域、準住居地域および工業地域の3地域(とりわけ工業地域)における大規模集客施設の立地に係る関係者の様々な意見を聴取しつつ、法改正の趣旨も踏まえ、検討を行い、結論を得る。」とされており、用途地域の拡充を検討すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

2-(21)	低層住居専用地域へのコンビニエンスストア出店の可能化	
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	
規制の根拠法令	建築基準法別表第二 用途地域等内の建築物の制限(第27条、第48条、第68条の三関係)(イ)(五) 建築基準法施行令第130条の3	
要望の具体的内容	用途地域における店舗の建築制限を緩和し、床面積の合計が200㎡以内の店舗を全国一律に、第一種低層住居専用地域内および第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物とすべきである。	
規制の現状と要望理由等	建築基準法では、第一種低層住居専用地域内および第二種低層住居専用地域内に建築可能な店舗として、それぞれ50㎡、150㎡以内のものしか認めていないため、標準装備(生活用品の販売の他、ATMサービス、トイレ、コピー機等の設置)を施したコンビニエンスストア(約200㎡)の店はほぼ不可能である。 今後、本格的な高齢社会が到来する中、高齢者にとって自宅から近くにあるコンビニエンスストアは重要な生活インフラであり、買い物難民対策に資するものである。また、コンビニエンスストアは、災害時に生活物資の調達、集合場所としても有効に活用できる。	
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省	

2-(22)	大規模小売店舗立地法に基づく届出手続の簡素化・迅速化	
要望の視点	1.行政手続の簡素化	
規制の根拠法令	大規模小売店舗立地法第5条2項、第6条2項、大規模小売店舗立地法施行規則第3条3項、第6条1項、第11条2項、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針、運用主体(自治体)が定める大規模小売店舗の運用に関する要綱	
要望の具体的内容	①新設届出における事前協議や交通協議、道路工事実施協議等を短期化すべきである。 ②新設および変更届出に際して届出書に添付する資料を削減すべきである。 ③変更届出における8カ月制限適用対象項目の運用を柔軟にするとともに、説明会の開催についても極力軽減すべきである。	
規制の現状と要望理由等	①大規模小売店舗立地法第5条1項に基づき、大規模小売店舗を新設する場合、都道府県に届出なければならない。しかし、届出までの事前協議や交通協議、道路実施協議等の長期化により、計画段階から開店までに1年半程かかるケースも多く、事業計画の見通しが立たない状況である。よって、事前協議・交通協議に要する期間を短縮すべきである。 ②大規模小売店舗立地法第5条、第6条に基づき届出に際して、届出書に添付する資料が多岐に渡るうえ、運用主体である都道府県において独自の様式が定められており、届出に係る手続きが非常に煩雑である。また、都道府県により提出部数が異なり、相当部数用意する必要がある都道府県もあるなど、出店者側の負担が大きい。よって、届出に際して添付する資料の様式および部数を全国で統一すべきである。 ③大規模小売店舗立地法第6条に基づき変更届出について、大規模小売店舗立地法施行規則第3条第1項が定める変更の項目に係る変更の場合、8カ月制限の適用対象となるが、変更内容の環境への影響度を勘案した運用とすべきである。例えば、駐輪場の位置を変更する場合、8カ月制限の対象となり、届出後8カ月経過するまで開店できない。法律では、第8条第5項において、4カ月の意見募集を経て、意見が無い旨を届出者に通知したときは、8カ月制限が解除されるとしているが、自治体によっては、本規定を全く活用していないところもあることから、本規定の積極的な活用を指導すべきである。また、駐輪場の位置変更や営業時間・荷捌き時間の変更に関して説明会の開催を求める自治体もあるが、施行規則第11条2項にもある通り、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であることが明らかならば説明会開催が不要である旨を徹底すべきである。 ※昨年度も同様の要望を出したが、②③について経産省は規制改革ホットラインへの回答の通り徹底すべきである。	
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 商務情報政策局 商務流通グループ 流通政策課 警察庁	

2-(25)	酒類販売免許における通信販売の取り扱いに関する要件緩和・見直し	酒類販売免許において2県以上に跨る酒類販売を行う際、新規参入者は「通信販売酒類小売業免許」を取得する必要があるが、同免許を付与された者が通信販売により販売できる酒類の範囲は、国産中小製造業者(カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000kg未満である製造者)が製造、販売する国産酒類または輸入酒類に限られている。一方で、昭和以前に取得した「一般酒類小売業免許」を持つ既存事業者の場合、「小売販売全て」が認められているため、販売商品やチャネル(インターネット含む)を問わず販売が可能である。	通信販売酒類小売業免許において全ての酒類の通信販売を可能とすべきである。
要望の視点	2.基準や要件の見直し		
規制の根拠法令	酒税法第9条第1項		
要望の具体的内容			
規制の現状と要望理由等		このため、通信販売をする際、「リアル店舗」の酒類が取得した昭和以前の一一般酒類小売業免許」を使用して事業展開している。結果、受注窓口やカタログを酒類以外の商品と別々に設け、酒類はリアル店舗の酒売場が受注する運用となり、消費者に分かりにくさ・不便さを押し付けている。また、免許取得時期により既得権益が保護されるという、事業者間の不公正な事業環境も生じている。	通信販売が取得した昭和以前の一一般酒類小売業免許」を使用して事業展開している。結果、受注窓口やカタログを酒類以外の商品と別々に設け、酒類はリアル店舗の酒売場が受注する運用となり、消費者に分かりにくさ・不便さを押し付けている。また、免許取得時期により既得権益が保護されるという、事業者間の不公正な事業環境も生じている。
制度の所管官庁及び担当課		国税庁 課税部 酒税課	

2-(26)	たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃		
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し		
規制の根拠法令	たばこ事業法第23条 たばこ事業法施行規則第20条～22条		
要望の具体的内容		たばこ小売販売業の許可基準における距離基準を撤廃すべきである。	
規制の現状と要望理由等		予定営業所(たばこ販売を予定している店)と最寄りのたばこ販売店との距離が、たばこ事業法および同法施行規則で定められた基準距離を満たしていない場合、予定営業所に、たばこ小売販売業の許可はされない。 経済的規制の典型である需給調整規制は早急に撤廃すべきであり、むしろ、未成年者喫煙防止取組みの観点から、対面販売により、販売責任を全うできる店に許可すべきである。 ※昨年度、同様の要望を提出したところ、財務省から「たばこ事業法における小売販売業の許可にかかると距離基準については、たばこ小売店の乱立を抑制することによって、小売業者の経営の安定を図るとともに、未成年者喫煙防止の社会的要請や不正取引防止の観点からも重要な役割を果たしていることから、引き続き必要な措置である」との回答があった。 しかし、たばこ販売のみの小売業者では安定した収益は困難であり、距離基準を撤廃した場合に小売業者が激増・乱立するとは考えにくい。また、未成年者喫煙防止やたばこの不正取引防止を図るためには、距離基準よりも寧ろ、対面販売により、販売責任を全うできる店に許可した方が効果的と考えられる。	
制度の所管官庁及び担当課		財務省 財務局	

3-1)	農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制のさらなる見直し	2.基準や要件の見直し	<p>農業分野への新規参入の促進とともに参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和に向けた検討を迅速に進めるべきである。</p> <p>2009年12月に施行された改正農地法では、農業生産法人の構成員要件について、関連事業者の出資比率を原則議決権の4分の1以下に制限するとともに、関連事業者の中に「その法人(農業生産法人)と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与するもの」として政令で定める者があるときは、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の2分の1未満まで認めて認めている。同時にリース方式での企業の農業参入については、一定の要件が求められるもの、ほぼ自由化されている。</p> <p>国内に経営感覚あられる多様な農業の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題とされている中、新規就農や企業の農業参入、法人化を一層促進するとともに、その健全で安定的な経営・事業環境を整備していくことが肝要である。そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制のさらなる見直しや運用の適正化を進めるべきである。</p> <p>特に、参入法人が地域に定着するとともに将来にわたる担い手と見做される場合、例えば認定農業者として認定を受ける、あるいは「人・農地プラン」で中心経営体として位置付けられた場合などには、農業生産法人の資金需要に応じた出資が可能となるよう関連事業者の議決権を全体の2分の1以上まで認めることとすべきである。</p> <p>また、参入企業からは、農業経営の大規模化や多角化等を進める上で必要となる資材置き場、事務所、更衣所、洗面所、加工施設、直売所、駐車場等の関連施設の設置が困難との指摘もある。こうした法人が農業生産を行う上で最低限必要と考えられる施設については、農業用施設として周辺の農地の営農への影響等がない限り転用可能であることを改めて明確にし、地方自治体等へ徹底すべきである。</p>	<p>農林水産省経営局経営政策課</p> <p>農林水産省、財務省</p>
3-2)	輸入表の売渡制度、砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制の見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し	<p>外国産小麦については、国家貿易の下で政府が一元的に輸入し、過去の一定期間における買入価格の平均値に年間固定のマークアップを上乗せした価格で需要者に売り渡されており、このマークアップ相当分が国内産差の生産振興のための助成費および外国産差の売買を行うために必要な政府管理経費に充当されている。砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している(価格調整制度)。</p> <p>しかし、マークアップや調整金は、需要者、ひいては消費者の負担となつているほか、国内産の生産増大(外国産の輸入減少)や制度の対象とならない小麦調製品・加糖調製品等の輸入増大等が起これば收支の悪化から財源不足に陥る懸念があるなど、不安定な制度設計となっている。また、豚肉の差額関税制度についても、その適正な運用に向け2012年4月に豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等が図られたところであるが、制度自体が不正行為を誘因している面も少なくないとの指摘もある。</p>	<p>農林水産省、財務省</p>

3-2)	輸入表の売渡制度、砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制の見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し	<p>外国産小麦については、国家貿易の下で政府が一元的に輸入し、過去の一定期間における買入価格の平均値に年間固定のマークアップを上乗せした価格で需要者に売り渡されており、このマークアップ相当分が国内産差の生産振興のための助成費および外国産差の売買を行うために必要な政府管理経費に充当されている。砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している(価格調整制度)。</p> <p>しかし、マークアップや調整金は、需要者、ひいては消費者の負担となつているほか、国内産の生産増大(外国産の輸入減少)や制度の対象とならない小麦調製品・加糖調製品等の輸入増大等が起これば收支の悪化から財源不足に陥る懸念があるなど、不安定な制度設計となっている。また、豚肉の差額関税制度についても、その適正な運用に向け2012年4月に豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等が図られたところであるが、制度自体が不正行為を誘因している面も少なくないとの指摘もある。</p>	<p>農林水産省、財務省</p>
3-1)	農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制のさらなる見直し	2.基準や要件の見直し	<p>農業分野への新規参入の促進とともに参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和に向けた検討を迅速に進めるべきである。</p> <p>2009年12月に施行された改正農地法では、農業生産法人の構成員要件について、関連事業者の出資比率を原則議決権の4分の1以下に制限するとともに、関連事業者の中に「その法人(農業生産法人)と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与するもの」として政令で定める者があるときは、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の2分の1未満まで認めて認めている。同時にリース方式での企業の農業参入については、一定の要件が求められるもの、ほぼ自由化されている。</p> <p>国内に経営感覚あられる多様な農業の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題とされている中、新規就農や企業の農業参入、法人化を一層促進するとともに、その健全で安定的な経営・事業環境を整備していくことが肝要である。そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制のさらなる見直しや運用の適正化を進めるべきである。</p> <p>特に、参入法人が地域に定着するとともに将来にわたる担い手と見做される場合、例えば認定農業者として認定を受ける、あるいは「人・農地プラン」で中心経営体として位置付けられた場合などには、農業生産法人の資金需要に応じた出資が可能となるよう関連事業者の議決権を全体の2分の1以上まで認めることとすべきである。</p> <p>また、参入企業からは、農業経営の大規模化や多角化等を進める上で必要となる資材置き場、事務所、更衣所、洗面所、加工施設、直売所、駐車場等の関連施設の設置が困難との指摘もある。こうした法人が農業生産を行う上で最低限必要と考えられる施設については、農業用施設として周辺の農地の営農への影響等がない限り転用可能であることを改めて明確にし、地方自治体等へ徹底すべきである。</p>	<p>農林水産省経営局経営政策課</p> <p>農林水産省、財務省</p>

3-(3)	指定添加物および残留農薬基準に関する国際的整合化のさらなる推進
要望の視点	1. 行政手続の簡素化
規制の根拠法令	食品衛生法第10条、第11条 食品衛生法施行規則第12条 「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」
要望の具体的内容	指定添加物および残留農薬基準の国際的整合化をさらに推進すべきである。また、指定・基準値設定要請後の審議期間を設定し、指定・基準値設定手続の一層の迅速化を図るべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>わが国で食品添加物として使用が認められている物質以外を添加物として使用した原料・食品の輸入、販売、製造、加工、使用等は認められていない。また、農薬等が基準値を超えて残留する食品の販売、輸入等は禁止されている。また、当該添加物や農薬等を取り扱う事業者が添加物の指定や基準値の設定を要請するには、安全性や有効性に関する試験データの提出が求められている。</p> <p>しかし、指定要請の際に要求される試験データの取得には膨大な時間、労力、資金を要するため、申請する事業者側の負担が大きい。また、要請から指定までの関係機関による審議期間が設定されていないため、予見可能性が著しく低い。こうした理由から、指定要請を断念するケースも少なくない。</p> <p>「規制・制度改革に係る方針」(2011年4月8日閣議決定)(抜粋)では、「食品安全委員会が(1)国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの、(2)欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの、との要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、(中略)JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物(国際汎用香料を除く。)については、最新の科学的知見も調査した上で、原則としてJECFA及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価(評価書評価)を行う」という「添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)」に記載する考え方を徹底する」とされており、この方針に基づき、対象となる添加物の指定手続が進められている。現在、国際汎用添加物は45品目に限定されているが、これ以外の品目についても上記の(1)、(2)の要件を満たすものを中心に、指定添加物の国際的整合化のさらなる推進が期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

3-(4)	EU向け水産食品の輸出に係る加工施設の認定審査の迅速化と認定要件の緩和
要望の視点	2. 基準や要件の見直し
規制の根拠法令	対EU輸出水産食品の取扱扱いについて(最終改正 食安発0530第4号)別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」(厚生労働省医薬食品局食品安全部、農林水産省消費・安全局、水産庁)
要望の具体的内容	EU向け水産食品の輸出に係る加工施設の認定について、都道府県知事等および地方厚生局における審査の迅速化等を図るとともに、認定要件である施設の構造設備および衛生管理等に関する基準や運用状況等についても諸外国と比較を行い、必要を見直しを行うべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>EU域内に輸入される水産物については、輸出国の管轄当局が発行した衛生証明書が求められ、水産加工施設については、EUに水産食品を輸出することが可能な施設として認定を受ける必要がある。同認定は、施設の区分に応じて「対EU輸出水産食品の取扱要領」別添1の基準(施設の構造設備および衛生管理等に関する基準)を満たすことが求められており、都道府県知事等への申請後、指名食品衛生監視員による書類審査および施設の現地調査、地方厚生局との協議(地方厚生局は書類審査の上、指名食品衛生監視員と共に現地調査を実施)を経て、地方厚生局長の了解を得たうえで、認定することとされている。</p> <p>しかし、認定申請後、認定を受けるまでの標準処理期間が特設設定されていないため、認定までの期間や認定の可否について予見可能性が低い。また、当局から示されたとおり施設内の改善を行った場合でも認定されなかった事例があるとも指摘されている。このため、認定に係る標準処理期間を設定するとともに、都道府県等と地方厚生局の同時並行審査や情報提供の充実等、申請者の利便性向上に努めるべきである。</p> <p>また、日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)においても、「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円(現状約4,500億円)とする」とされており、輸出促進の観点から、認定取得要件や運用状況についても諸外国とを比較しつつ、必要を見直しを行うべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部 農林水産省消費・安全局 水産庁

3-(5)	製造ロット番号を削除、改ざん、隠ぺいした酒類製品の輸入もしくは販売の規制
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	食衛生法等
要望の具体的内容	製造業者により付けられた製造ロット番号を故意に削除、改ざん、もしくは隠ぺい目的の加工を施した酒類製品の輸入もしくは販売を規制すべきである。
規制の現状と要望理由等	製品が深刻な健康被害をもたらすことが判明した場合、あるいは製品に不具合等が戻った場合等に製造ロット番号を照会すれば、当該製品の流通状況を速やかに特定し、流通ルートから迅速かつ効果的に回収することが可能となる。 EUでは、「各容器は、生産工場及びロットを識別できるよう、コード番号又は英文字で浮き出し加工を施すかもしくは容易には消えない方法で表示しなければならぬ」と規定されているため、EUの酒類製造業者は全ての酒類製品に製造ロット番号の貼付を行っている。 また、OECD加盟国の多くは、これら製造ロット番号が削除された酒類の流通を制限している。しかし、わが国にはこのような規制がないため、製造ロット番号の削除、改ざん、隠ぺいといった加工が施された酒類製品が流通しており、消費者の安全を軽視したものと指摘されている。また、厳格な品質管理を行っているEUの酒類製造業者にとっては、ブランド・イメージが著しく脅かされるリスクが大きい。 なお、本要望は製造ロット番号の貼付を義務付けることを意図するものではなく、製造業者や輸入販売業者に新たな負担を求めるものではない。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部

3-(6)	いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品・農林水産物への機能性表示を容認する制度の早期創設
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	健康増進法第26条第1項、第32条の2
要望の具体的内容	いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品・農林水産物について、その機能性に関する表示を容認する制度を早期に創設すべきである。
規制の現状と要望理由等	わが国においては、いわゆる健康食品をはじめ、保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品)を除く一般の食品については、一定以上の機能性成分を含むことが科学的に確認された加工食品・農林水産物も含め、その容器包装等に健康の保持増進の効果等を表示することが認められていない。 しかし、現行の保健機能食品制度の下では、栄養機能食品制度の対象成分は極めて限定的であるし、特定保健用食品制度も個別の商品ごとに許可された機能表示しか認めておらず、消費者に判りにくくなっているとともに、その表示許可を受けるには審査に膨大な資金や時間を要するため申請者の負担が大きいなど、使い勝手が悪い。 「規制改革実施計画」(2013年6月14日閣議決定)においては、「特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとして、機能性を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る」とされるところにも、規制改革会議第2期の重点的フォローアップ事項とされている。 これらの方針の着実な実行を通じて、諸外国で表示が認められている機能性成分を含む食品をはじめ、企業の発意に基づいた第三者機関の認証による機能性表示を容認する制度の早期導入を要望する。その際には、閣議決定のとおり、加工食品および農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う必要がある。
制度の所管官庁及び担当課	消費者庁

3-(7)	森林施行計画から森林経営計画への円滑な移行に向けた経過措置の導入
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	森林法第11条 森林法施行規則第33条
要望の具体的内容	<p>森林経営計画の作成について、属人計画の場合は、当面は従来の森林施業計画の暫定的運用を認めるなど、経過措置を講じるべきである。</p> <p>また、「面積規模が林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上」との属地計画の要件を満たさない場合であっても、制度改正前に森林施業計画の認定を受けている森林については、属地計画の対象とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>2012年の森林法改正により、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、単独でまたは共同して、5年を一期とする森林の経営に関する計画を作成し、当該森林の所在地の属する市町村の長に提出し、計画の認定を求めることができるとされた。これに加え、新たに創設された森林管理・環境保全直接支払制度の対象者が森林経営計画を作成した者に限定されていることにより、森林経営計画の作成の促進が図られている。</p> <p>しかし、複数の県に点在する山林を所有している者にとり、所有者自らが所有山林全ての森林経営計画、すなわち属人計画を作成し認定を受けることは実質的に困難である。そこで、属地計画を作成することにした場合であっても、「面積規模が林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上」とすとの要件を満たすことができず、森林経営計画の作成に至らない事態が生じているとの指摘がある。</p> <p>行政当局からは、「同林班や連坦する林班の所有者と共同で森林経営計画を作成することや同林班や連坦する林班の所有者から森林経営を受託すること、要件を満たすことは可能」との見解が示されている。しかし、所有者が多過ぎることや所有者が希望しないといった理由で複数の所有者をとりまとめることは極めて困難であること、また、現地に社員を常駐させる余裕がない場合、他の所有者の森林まで含め経営管理を行うことは実質的に困難といった事例も指摘されており、必要に応じて要件の緩和を検討すべきである。</p> <p>従来の森林施業計画から森林経営計画への円滑な移行には一定の経過措置の導入が必要と考える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	林野庁

4-1)	企業グループでの産業廃棄物の自らの処理の容認
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	産業廃棄物の処理を、親会社・連結子会社間および親会社・持分法適用会社間で委託する場合には、排出者の「自らの処理」と位置付け、処理側は産業廃棄物の処理業の許可を得なくてもよいこととすべきである。
要望の具体的内容	排出事業者が産業廃棄物の処理を自ら行う場合、処理業の許可は不要である一方、処理を他に委託する場合、委託先は処理業の許可が必要となる。グループ会社に委託した場合は、別法人であるため「自らの処理」とは見なされず、当該グループ会社は処理業の許可が必要となる。
規制の現状と要望理由等	経営効率化の観点から企業の分社化が進む中、生産工程で発生した産業廃棄物について、親会社に処理を委託し、原料として利用してもらいたいという意向が、当該親会社が処理業の許可を持たないため別の業者に処理を委託している等の非効率な事態が生じており、3Rが阻害されている。
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-2)	建設工事における発注者による資源の有効利用
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第21条の3
要望の具体的内容	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が排出事業者としての責任を負うという原則は変えずに、発注者の同一事業場内で再利用されることが確実であると認められる場合については、発注者が再利用等しようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができる例外を設けるべきである。
規制の現状と要望理由等	建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の産業廃棄物処理法の改正により、元請業者に処理責任が一元化された。これにより、元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し、事業形態が多層化・複雑化している建設工事において、個々の廃棄物について処理責任を有する者が明確になつたので、資源の有効利用、適正処理が進むことが期待されている。
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-5	<p>優良産廃処理業者認定の増加に向けた実地確認の簡素化</p>	<p>4.その他</p>	<p>優良産廃処理業者認定の増加に向けた実地確認の簡素化</p> <p>環境産廃第110204002号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行」について</p> <p>優良産廃処理業者認定制度の推進という観点から、環境省は「事業者に産業廃棄物の処理委託先の実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化することが望ましい」といった主旨の通知を自治体に送付すべきである。</p> <p>廃棄物処理法の規定により、事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。その必要なる措置の手段の例として、環境産廃第110204002号では、事業者による実地確認が挙げられているほか、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、産業廃棄物の処理状況等が情報公開されており、これをもって適正処理を確認したとみなすということも挙げられている。</p> <p>こうしたなか、事業者による実地確認を条例で義務づけている自治体が多く存在する。しかし、優良産廃処理業者認定制度の推進という観点からは、仮に実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化すべきである。実地確認が免除される場合は、認定を受けた業者は、優良産廃処理業者に処理を委託する方向により傾く。これにより、産業廃棄物処理業者に優良産廃処理業者認定制度の認定を受けようというインセンティブが生まれ、結果として不適正処理・不法投棄の抑制につながると考えられる。こうした考え方は、「廃棄物処理制度の肩直しの方向性(意見具申)」(2010年1月25日中央環境審議会)にも記載されているところである。</p> <p>環境省においては、以上を踏まえ、「実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化することが望ましい」といった主旨の通知を自治体に送付すべきである。</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p>
4-6	<p>バイオマス発電の普及に向けた再生利用認定制度の対象範囲拡充</p>	<p>2.基準や要件の見直し</p>	<p>再生利用認定制度で認められた再生利用方法として、「燃料としての使用」、「燃料として使用される再生品の生産」も対象とすべきである。</p> <p>廃棄物処理法では、他人から廃棄物処理法上の「廃棄物」を受け入れて処理する場合、原則、廃棄物処理業の許可や廃棄物処理施設の設置許可が必要になる。そのため、①「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電を行う場合、②「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電の燃料(「廃棄物」に該当しない)を生産する場合、ともに処理業の許可や施設設置許可が必要となる。</p> <p>しかし、こうした許可の取得には非常に長い年月がかかる。これでは、資源の有効利用および温暖化対策等の観点から重要なバイオマス発電の普及がなかなか進まない。</p> <p>一方、廃棄物処理法には、一定の要件に該当する再生利用を行う場合は、上記の許可を不要とする特例(再生利用認定制度)が設けられている。ただし、現在の再生利用認定制度では、熱回収以外の再生利用を優先する観点から、「燃料としての使用」、「燃料として使用される再生品の生産」は制度の対象となっていない。</p> <p>そこで、他の処理方法よりも、経済的でありかつ環境への負荷も少ない場合に限って、上記を再生利用認定制度の対象とし、認定を受けた業者については処理業の許可や施設設置許可を取得せずとも、①や②を行うことができようにするべきである。そうすることで、例えば、バイオマス発電燃料の効率的な生産が可能となり、その結果バイオマス発電が推進され、資源の有効利用と地球温暖化対策等に資することとなる。</p> <p>なお、バイオマス発電の普及促進にあたっては、再生利用認定制度の拡充に留まらず、①や②について、一定の条件のもと(自社・グループ会社から留まらず)「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電を行う場合等、処理業の許可や設置許可を不要とする制度を構築することが求められる。</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p>

4-6	<p>バイオマス発電の普及に向けた再生利用認定制度の対象範囲拡充</p>	<p>2.基準や要件の見直し</p>	<p>再生利用認定制度で認められた再生利用方法として、「燃料としての使用」、「燃料として使用される再生品の生産」も対象とすべきである。</p> <p>廃棄物処理法では、他人から廃棄物処理法上の「廃棄物」を受け入れて処理する場合、原則、廃棄物処理業の許可や廃棄物処理施設の設置許可が必要になる。そのため、①「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電を行う場合、②「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電の燃料(「廃棄物」に該当しない)を生産する場合、ともに処理業の許可や施設設置許可が必要となる。</p> <p>しかし、こうした許可の取得には非常に長い年月がかかる。これでは、資源の有効利用および温暖化対策等の観点から重要なバイオマス発電の普及がなかなか進まない。</p> <p>一方、廃棄物処理法には、一定の要件に該当する再生利用を行う場合は、上記の許可を不要とする特例(再生利用認定制度)が設けられている。ただし、現在の再生利用認定制度では、熱回収以外の再生利用を優先する観点から、「燃料としての使用」、「燃料として使用される再生品の生産」は制度の対象となっていない。</p> <p>そこで、他の処理方法よりも、経済的でありかつ環境への負荷も少ない場合に限って、上記を再生利用認定制度の対象とし、認定を受けた業者については処理業の許可や施設設置許可を取得せずとも、①や②を行うことができようにするべきである。そうすることで、例えば、バイオマス発電燃料の効率的な生産が可能となり、その結果バイオマス発電が推進され、資源の有効利用と地球温暖化対策等に資することとなる。</p> <p>なお、バイオマス発電の普及促進にあたっては、再生利用認定制度の拡充に留まらず、①や②について、一定の条件のもと(自社・グループ会社から留まらず)「廃棄物」を受け入れてバイオマス発電を行う場合等、処理業の許可や設置許可を不要とする制度を構築することが求められる。</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p>
4-5	<p>優良産廃処理業者認定の増加に向けた実地確認の簡素化</p>	<p>4.その他</p>	<p>優良産廃処理業者認定の増加に向けた実地確認の簡素化</p> <p>環境産廃第110204002号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行」について</p> <p>優良産廃処理業者認定制度の推進という観点から、環境省は「事業者に産業廃棄物の処理委託先の実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化することが望ましい」といった主旨の通知を自治体に送付すべきである。</p> <p>廃棄物処理法の規定により、事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。その必要なる措置の手段の例として、環境産廃第110204002号では、事業者による実地確認が挙げられているほか、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、産業廃棄物の処理状況等が情報公開されており、これをもって適正処理を確認したとみなすということも挙げられている。</p> <p>こうしたなか、事業者による実地確認を条例で義務づけている自治体が多く存在する。しかし、優良産廃処理業者認定制度の推進という観点からは、仮に実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化すべきである。実地確認が免除される場合は、認定を受けた業者は、優良産廃処理業者に処理を委託する方向により傾く。これにより、産業廃棄物処理業者に優良産廃処理業者認定制度の認定を受けようというインセンティブが生まれ、結果として不適正処理・不法投棄の抑制につながると考えられる。こうした考え方は、「廃棄物処理制度の肩直しの方向性(意見具申)」(2010年1月25日中央環境審議会)にも記載されているところである。</p> <p>環境省においては、以上を踏まえ、「実施確認を条例で義務付けるとしても、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に処理を委託している場合は、実地確認を免除あるいは簡素化することが望ましい」といった主旨の通知を自治体に送付すべきである。</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p>

4-(7)	広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の3 同法施行規則 第12条の10、第12条の12の11
要望の具体的内容	広域認定制度において、廃棄物の収集運搬を行う者として、自社製品を納入した車両の帰り便以外に、廃棄物収集運搬会社等の業者も認めるべきである。
規制の現状と要望理由等	広域認定制度は、国が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者(製造事業者)を認定することにより、廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)に関する自治体ごとの許可を不要(委託先も含む)とする特例制度である。製品の性状、構造を熟知している製造事業者等に広域的な廃棄物処理を行わせることで資源の有効利用を目指している本制度を充実させれば、いっそうの資源循環が期待できる。 しかし、本制度においては、運用上、自社製品を納入した車両以外の業者に廃棄物の収集運搬を行わせることがほとんど認められていない。例えば、建築物は一品生産で工程ごとに使用建材が変化することから、一般の製造事業者のように納品時の帰り便を利用するよりも、廃棄物収集運搬会社等が運搬する方が効率的な場合もあるが、本制度では運用上ほとんど認められていない。 そこで、広域認定制度において、収集運搬を行う者として、自社製品を納入した車両以外に、収集運搬業の許可を持つ廃棄物収集運搬会社等の業者も認めるべきである。これにより、広域認定制度が利用しやすい制度となり、一層効率的な廃棄物処理が進むことになる。
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(8)	海外からの廃棄物輸入手続きの迅速化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の5 同法施行規則 第12条の12の20 環廃産第120625006号
要望の具体的内容	海外から廃棄物を輸入する際の手続きを迅速化すべきである。
規制の現状と要望理由等	海外から廃棄物処理法上の廃棄物を輸入する者は、環境大臣の許可を受けなければならない。しかし、環境省の審査期間は、2～4か月と長期間に及ぶだけでなく、同一内容の廃棄物の輸入を年2回以上行う際(有効期限(最長1年)が切れた一括許可の再申請を含む)にも同様の期間を要する。 そこで、例えば有効期限が切れた一括許可の再申請の際は、有効期限内に問題等が生じなかった場合に手続を合理化する等により、環境省の審査期間を短縮し、廃棄物輸入手続を迅速化すべきである。これにより、海外からの廃棄物輸入が促進され、①国内の廃棄物処理産業の強化、②海外(特に途上国)における廃棄物による環境汚染防止が期待できる。
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部通正処理・不法投棄対策室

4-(9)	石炭灰の輸出に関する審査基準の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4の7 同法施行規則 第12条の12の23、第12条の12の25 環境産発第050307001号
要望の具体的内容	石炭灰の輸出について、輸出先で再生利用されることが確実な場合には、相手国における環境法令の遵守を確認することをもって日本国内の審査基準を緩和すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>廃棄物処理法では、産業廃棄物を輸出する場合、我が国の処理基準を下回らない方法で、輸出先において処理されることが求められる。このため、海外で循環資源として利用するニーズがあっても、再生利用を行う輸出先企業の理解が得られず、成案に至らないケースがある。</p> <p>経済のグローバル化に伴い、産業廃棄物を含め、循環資源をポードレスに再利用していく動きは今後一層拡大していくものとみられる。こうしたなか、石炭灰など、他国において安定的な需要のある循環資源について、輸出先で環境汚染の生じないことを担保しつつ、ポードレスな有効利用を進めて行くことは、国際的な資源節約や3Rの推進に繋がる。</p> <p>なお、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(2013年5月閣議決定)において、石炭灰は「他国における安定的な需要のある循環資源」と位置づけられ、「輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講ずること等により、輸出の円滑化を図る」とされたところである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(10)	容器包装リサイクル法における量・比率等算出のための調査方法の見直し
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第11条第2項
要望の具体的内容	容器包装利用・製造等実態調査(経済産業省・農林水産省実施)にあたっては、各事業者に調査票記入を求めるとはなく、(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会が把握する各事業者の実績値(非出量等)を確認すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 容器包装リサイクル法に基づく特定事業者は、毎年(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会に対して、用途ごとの容器包装使用想定量を基に再商品化の委託申請を行い、実績値確定後、精算を行っている。さらに、毎年7月を目途に、所管省庁合同で行われる「容器包装利用・製造等実態調査II」において、再度用途ごとの容器包装使用量を報告している。</p> <p><要望理由> 特定事業者にとっては、日本容器包装リサイクル協会への委託申請・精算ならびに容器包装利用・製造等実態調査への回答、という形で手続上重複が発生している。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 日本容器包装リサイクル協会への委託申請時に、「量・比率等決定のため、国へ使用量等のデータを共有する」旨の項目を新たに設けて、各事業者を確認すれば、調査自体が不要となる。これにより、国・事業者とも手間・コストを削減することが可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省 ※調査取りまとめは農林水産省・経済産業省が担当。

4-(11)	PCB廃棄物の届出頻度の見直し	
要望の視点	1.行政手続の簡素化	
規制の根拠法令	PCB特措法 第二章第8条	
要望の具体的内容	保管および処理の状況の都道府県への届出は、変化があった年度に行うように変更すべきである。	
規制の現状と要望理由等	保管および処理の状況の都道府県への届出は、「毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管および処理の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。」と定められ実施しているが、同じ数字を届け出ることの年が多い。	
制度の所管官庁及び担当課	環境省	

4-(12)	微量PCB汚染廃電機機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入	
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	
規制の根拠法令	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(PCB特措法) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法) 重電機器等から微量PCBが検出された事案について(環境産産040217005号通知) 電気事業法 電気関係報告規則	
要望の具体的内容	微量PCB汚染廃電機機器等について、安全性の確保を大前提としつつ、PCB含有絶縁油と抜油後の容器等に関して、規制対象を区分して取り扱うEUや米国等と同様の規制の仕組みを導入すべきである。 併せて、抜油後の容器等に由来するPCBのリスク(PCBの総量・含有濃度)に応じた環境や人体等への影響等)に即した処理対象のあり方、資源の効率的利用を勘案した処理促進策を、PCB廃棄物の保管事業者をはじめ、民間事業者等との連携のもと策定すべきである。 微量PCB汚染廃電機機器等に関しては、絶縁油、抜油後の容器等ならびに汚染された使用中機器の処理が、同法ではなく、行政通達のもと、PCB絶縁油に関する処理目標基準(PCB濃度0.5mg/kg)に準拠してなされている状況である。 しかしながら、当該規制は他の先進諸国における規制実態とは著しく乖離している。例えば、米国では、絶縁油の処理対象基準はストックホルム条約で廃絶が求められる50mg/kgである一方、抜油後の容器等については500mg/kg以上の絶縁油が封入・付着していたものが処理対象とされている。PCBを含む絶縁油を抜油した後の容器等に関しては、PCB総量の殆ど(約97%)が除去されているため、漏洩等に起因するリスクは大幅に低下しているのが、PCB処理現場の実態である。 また、現行規制を前提とした場合、高濃度PCB廃棄物(PCB総量約2万トン)の処理に必要な費用が約6,000億円であるのに対し、PCB総量約7万トンの微量PCB汚染廃電機機器等の処理に数兆円規模が必要と試算される。さらに、この大半が、0.2トンの付着等により残存する抜油後の容器等の処理費用である。わが国独自の著しく厳しい規制が、過重な負担を事業者に課し、円滑な微量PCB汚染廃電機機器等の処理を阻害する要因となっている。 わが国が、ストックホルム条約で定められている年限(2028年)までに全量のPCB廃棄物処理を完了できるか、見直しは立っていない。以上を踏まえ、中小企業を含む国民負担の低減、諸外国との競争条件(規制による追加的コスト負担)のイコールドットアップを通じてわが国産業の競争力強化、さらには成長戦略の実現という観点から、安全かつ確実な処理を大前提としつつ、微量PCB汚染廃電機機器等のリスクに応じた合理的・効率的な処理を可能とする仕組みを導入することが求められる。 とりわけ、先進諸外国の取組みに比しても、リスクに居合わない莫大な費用が求められる「抜油後の容器等」の処理については、使用中の機器が大半を占めることに留意しつつ、絶縁油と抜油後の容器等は別途のPCB濃度で規制するとともに、安全と合理的・効率的な処理を両立させる方策の実現に向けて官民が一体となって検討すべきである。	
制度の所管官庁及び担当課	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課、経産省	

4-(13)	瀬戸内海環境保全特別措置法上の手続きの簡素化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条、第8条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 第7条
要望の具体的内容	特定施設について、施設番号や名称を変更する場合でも、使用方法や周辺の汚染の状況が変わらない場合は、軽微な変更を含め、許可ではなく届出で足りることとすべきである。
規制の現状と要望理由等	瀬戸内海環境保全特別措置法上の特定施設を設置するには府県知事の許可が必要であるが、同法第8条および施行規則第7条により、軽微な変更であれば届出でよいとされている。しかし、軽微な変更で該当するものは「許可申請様式1の別紙1から別紙3までのその他参考となるべき事項の欄に記載した事項の変更」に限定されており、工場内の施設番号や名称の変更はこれに該当しない。このため、工場に特定施設ではない設備を追加して、許可済みの特定施設の使用方法を変えず、工場周辺の汚水の状況に変更がなくても、工場内の施設番号や名称を変更するのであれば、許可が必要となる。
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局 水環境課

4-(14)	瀬戸内海環境保全特別措置法許可申請手続きの簡素化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条第3項
要望の具体的内容	特定施設を設置する場合、設置前と排水量や汚染状態に変更がないと証明できれば、事前評価書は不要とすべきである。
規制の現状と要望理由等	瀬戸内海環境保全特別措置法上、特定施設の設備の新設にあたっては、事前評価書をはじめ多くの書類を作成することが求められている。また、特定施設を更新するためには、施設の廃止と新設の手続きを行う必要がある。このため、施設更新の前後で汚染水・排水の量や汚染状態に変更がなく、周辺水域の状態が変化しない場合であっても、事前評価書を作成しなければならず、非常に多くの事務作業を強いられている。事前評価書を不要とすることが難しくければ、事前評価において、多様な評価方法を認めるべきである。
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局 水環境課

4-(15)	設備投資の促進に向けた土壌汚染対策法の届出要件の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	土壌汚染対策法 第4条 土壌汚染対策法施行規則 第22条、第25条
要望の具体的内容	3,000㎡以上の土地の形質変更(建物の解体を含む)を行う際に、該当土壌を敷地外に搬出しない場合は、届出を不要とすべきである。
規制の現状と要望理由等	土壌汚染対策法第4条により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならず、このための調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。 調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となるため、工場や建物のスクラップ・アンド・ビルドが躊躇され、企業の設備投資意欲を減退させている。該当土壌を敷地外に搬出しない、との条件つきで対象外とすることで、工場の解体や遊休地の有効活用が図られ、企業の設備投資意欲を下げることができるとしている。 一律に不要とすることが難しいければ、少なくとも工業専用地域に関しては、届出を不要とすべきである。
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(16)	工事の作業路網の整備に関する土壌汚染対策法の届出の廃止
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	土壌汚染対策法 第4条 土壌汚染対策法施行規則 第22条、第25条
要望の具体的内容	架空電線を含む工事の作業路網を整備する際に、該当土壌を敷地外に搬出しない場合は、林業の用に供する作業路網の整備と同様、届出を不要とすべきである。 架空電線を含む工事の作業路網を整備する際に、該当土壌を敷地外に搬出しない場合は、林業の用に供する作業路網の整備と同様、届出を不要とすべきである。
規制の現状と要望理由等	3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合でも、林業の作業路網で、該当土壌を敷地外に搬出しない場合は、届出は不要とされている。 林業の用に供する作業路網に関しては、土壌汚染法に関するQ&A(平成25年3月21日)で「①通常、土地の形質の変更を伴うものであつたとしても、木材の搬出時期や労務の投入時期等により30日前に着手する日が決まるものではないこと、②当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を伴わないこと、③そのための掘削が通常帯水層に接しないと考えられることから、その行為の都度届出をすることの合理性が認められず、届出を不要としている。 架空電線を含む工事の作業路網の深さは林道の作業路網と同程度であり、上記③を満たす。また、上記①は汚染の拡散の危険とは無関係である。 このため、架空電線を含む工事の作業路網であつて、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を伴わないものであれば、届出は不要とすべきである。
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(17)	舗装を行う際の土壌汚染対策法の届出の廃止	土壌汚染対策法 第4条 土壌汚染対策法施行規則 第22条、第25条 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン
要望の視点	2.基準や要件の見直し	
規制の根拠法令		
要望の具体的内容	3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際に、盛土に加えて舗装を行う場合、届出は不要とすべきである。	
規制の現状と要望理由等	土壌汚染対策法により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならず、このための調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」では「土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には当該盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要としている」とされているが、盛土に加えて舗装を行う場合は届出が必要となる。 舗装により清浄な土・砕石等により土壌表面を覆うことは、汚染の拡散の防止に資するものであるため、届出は不要とすべきである。	
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課	

4-(18)	土壌汚染対策法の届出対象の見直し・明確化	
要望の視点	2.基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	土壌汚染対策法第4条第1項 土壌汚染対策法施行規則第25条 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン	
要望の具体的内容	①同一の事業や計画のもとで行われる工事であっても、個々の工事が3,000㎡未満であれば、届出を不要とすべきである。 ②上記が対応不可の場合は、「まとめて一の土地の形質の変更の行為」と見なす要件を、科学的な根拠に基づき明示すべきである。	
規制の現状と要望理由等	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインでは、「同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、(中略)土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000㎡以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい」としている。 このため現在は、個々の工事が3,000㎡未満で、数百メートル離れた工事であっても、合計3,000㎡以上で「まとめて一の土地の形質の変更の行為」と見なされる場合には、届出が必要となる。 本来は届出が不要である3,000㎡未満の工事について、行政が「まとめて一の土地の形質の変更の行為」として見なし届出を求めるならば、科学的なデータに基づいて必要性を示すべきである。	
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課	

4-(19)	土地の形質変更時の土壌汚染対策法の届出の簡素化	
要望の視点	2.基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	土壌汚染対策法 第12条、第14条 同法施行規則 第50条	
要望の具体的内容	形質変更時届出区域において、経年劣化等により埋設配管等の突発的な工事が必要となった場合、それが非常災害によるものでない場合でも迅速に対応できるよう、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届ける制度を設けるか、もしくは対応後に事後的に届けることを認めるべきである。	
規制の現状と要望理由等	形質変更時届出区域に指定されると、土地の形質の変更を行う場合、工事着工14日前までに都道府県等に届け出る必要がある。ただし、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」や「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」などは対象外とされている。 このため、経年劣化など非常災害以外の理由で埋設配管等の突発的な工事等が必要になった場合であっても、迅速に工事に着手することができない。 本年6月の規制改革ホットラインの回答では、「通常の管理行為、軽易な行為等(法第12条第1項ただし書の1)」については届出を要しないため、埋設配管等の突発的な工事等がこれに該当する場合は届出を要しない場合があります。」とされているが、同法施行規則50条では、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当するものとして、土地の面積が10㎡未満・深さが50cm未満であること等があげられている。 こうした要件を満たさない場合であっても、汚染等の拡散を防止する手段などを含む工事内容を前もって届ける制度を設けるか、もしくは事後に届けることを認められれば、早急に対策工事を実施することができるとができる。	
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課	

4-(20)	土壌汚染対策法の要措置区域・形質変更時届出区域の指定の迅速化	
要望の視点	1.行政手続の簡素化	
規制の根拠法令	土壌汚染対策法第3条、第7条、第14条	
要望の具体的内容	都道府県に対して、要措置区域・形質変更時届出区域の指定の手続において、調査結果の報告受理後、1～2週間以内に指定を行うよう、周知すべきである。	
規制の現状と要望理由等	自主的な土壌汚染状況調査によって土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等は都道府県知事に要措置区域・形質変更時届出区域の申請を行うことができる。申請後、対応が早い自治体は10日以内に指定を行っているが、対応が遅い自治体は指定を行うまでに7～8週間かかっている。 指定までに長い時間がかかると、工事期間の延長などによる費用負担が発生するのみならず、地域住民にも影響が生ずる可能性もある。こうした事態を避けるために、都道府県に対して、1～2週間以内に指定を行うよう周知すべきである。 対応が早い自治体は実際に10日以内に指定を行っているため、2週間以内に指定を行うことは過剰な負担とはならないはずである。	
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課	

4-(21)	土壌汚染対策法における自然由来の物質の対象除外
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正：平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)
要望の具体的内容	法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正：平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」を廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象外とすべきである。
規制の現状と要望理由等	土壌汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、上記局長通知により、法令上の根拠なく対象とされた。このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壌汚染対策法施行規則で定められた基準値を上回る場合には、対応処置を行わなければならない。特定有害物質による汚染状態が専ら自然由来するおそれがあるとは認められず、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められているが、自然由来の物質であることを行政に証明するためにも、非常に多くのコストと時間がかかっている。上記局長通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、同通知をもって事業者にとって多くのコストと時間がかかるとして、同通知を要すべきではない。
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(22)	土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域内における杭施工方法の追加
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	土壌汚染対策法 第12条、同法規則 第53条 平成23年環境省告示第53号 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン 5.9.3(3)1イ、参考資料Appendix12
要望の具体的内容	形質変更時要届出区域内における杭の施工方法に関して、ガイドライン参考資料Appendix12で示されているケーシングを設置する方法に加え、汚染物質の拡散を防止するように工夫したアースドリル工法等も認められるよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。
規制の現状と要望理由等	形質変更時要届出区域の土地の形質の変更届出は、同法施行規則第53条に定める基準を満たせば受理されるべきである。しかし、同条第2項「基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること」の解釈として、要措置区域内における施工方法の基準である「平成23年環境省告示第53号」に則り施工すること、とされているため、ガイドラインの参考資料Appendix12に「代表的なケース」として記載されている、ケーシングを設置する施工方法以外の方法を認めない自治体が多い。しかし実際には、ガイドラインに記載されている工法を採用しようとしても、準不透水層の深さや土質の条件により、ケーシングを準不透水層まで設置することが相当地に困難な場合がある。また、ケーシングを設置できる場合においても、ガイドラインに記載されている、ケーシング内の準不透水層を「遮水材」に置換し杭を築造する方法は、特定の建設会社が保有する特許工法を侵害する恐れが高いため、広く施工を行うことが困難である。建築工事で広く採用されているアースドリル工法でも、掘削作業時に安定液を地盤の土質構成に基づいて適切に配合し、性状管理を適切に行うことで、安定液の造壁機構と孔壁安定化作用により汚染拡散防止を図ることが可能である。これは、施行規則第53条2項で求められている「基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること」を満たしている。こうした方法も認めるよう、ガイドラインに加筆するとともに、都道府県に周知すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	環境省 水・大気環境局 土壌環境課

4-(23)	洗浄施設(流し台など)の設置、変更の水質汚濁防止法の許可申請期限の短縮
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	水質汚濁防止法 第5条、第7条、第9条
要望の具体的内容	<p>特定施設のうち、小規模な洗浄施設(流し台など)の設置や使用方法の変更に関しては、実施までの制限期間を短縮(例えば30日)すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>水質汚濁防止法上の特定施設の設置や使用方法の変更を行うためには、60日前に届け出る必要がある。この期間は、特定施設に該当する限り、研究所の洗浄施設などでも大型の施設でも同じであり、また使用する化学物質を変更する場合も同じ期間が必要となる。</p> <p>同法第9条第2項では、都道府県知事がこの「期間を短縮することができる」としており、また環境省は平成9年9月24日付環大環大232号・環水規大309号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置について」において、「水質汚濁防止法の特定施設の設置・構造変更等の届出の審査を行い、排出基準・敷地境界基準または排水基準等に適合すると認められるときには、速やかに工事実施制限期間の短縮措置を講じ、その旨を届出者に通知するよう努めること」と都道府県に通知している。しかし、研究所の洗浄施設の新設や新たな化学物質を使用するたための使用方法の変更に關しては、期間が短縮されていない。</p> <p>こうした制約のため、企業は様々な研究開発に迅速に取り組むことができていない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省水・大気環境局 水環境課

5-(1)	JIS6種 シリコーン油使用電気設備の特例化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	消防庁消防予防令第37号、第281号、 消防法施行令第32条
要望の具体的内容	消防法施行令第13条第1項に規定する発電機、変圧器その他これらに類する電気設備のうち、当該設備の冷却または絶縁のためにJIS C 2320に規定される電気絶縁油のうち第6種絶縁油のシリコーン油(一例、第6種1号油(低粘度シリコーン油))を使用するものについては、「電気設備が設置されている部分等における油火設備の取扱いについて」(昭和51年7月20日消防予防令第37号)第1、1(2)または3(5)の「冷却又は絶縁のため、油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの」とし、特殊消火設備を省略し簡易な大型消火器のみの設置で足りることとするべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 冷却・絶縁媒体として鉱油(消防法上の危険物)を用いた油入変圧器を防火対象物内に設置する場合には、消防法施行令第13条第1項より、特殊消火設備(全域消火設備)の設置が求められる。冷却・絶縁媒体としてSF6(不燃性)を用いたガス絶縁変圧器の場合には、消防予防令第37号(昭和51年7月20日)の「冷却または絶縁のため、油類を使用せず、かつ、水素ガスを発生するおそれのないもの」に該当するとされ、消防法施行令第32条の特例として、特殊消火設備の設置を省略でき、大型消火器の設置で足りる。</p> <p>近年、不燃性ではないが鉱油より難燃性であるシリコーン油を冷却・絶縁媒体として用いた難燃性絶縁油使用変圧器が製品化されている。シリコーン油は、燃焼点300℃以上で燃焼時に油面上にシリカ製の膜が形成され、酸素の供給を遮断し、燃焼が抑制される自己消滅性が期待できる。</p> <p>このようなシリコーン油を用いた難燃性絶縁油使用変圧器を求められ、設置しようとした場合、現行法では明示的な規定がないため、実質的には、ガス絶縁変圧器を設置する場合と同等以上の消火設備の設置を求められ、具体的には、大型消火器および感知器の設置等によって消火体制を確保しているが、屋内変電所にシリコーン油を用いた難燃性絶縁油使用変圧器を、実安全センターの「性能評価および消防設備システム評価の手引」を踏まえ、(変圧器をシャットさせて火災を起こし、順調に消火されるかどうかを確認する)実験を形式試験として複数行うこと(例、10件程度)が要求される。このため、非常にコストがかかり、シリコーン油を用いた難燃性絶縁油使用変圧器の導入が実質的に妨げられている。</p> <p><要望理由> 海外においては、全米防火協会(NFPA)等が、変電所(室)の消火設備の軽減条件を定めている。例えば、NFPAの定める米電気工事規格は、シリコーン油など、燃焼点が300℃以上(容易に着火・燃焼継続しないことを意味する)の冷却・絶縁媒体を用いた変圧器であれば、変電所(室)の消火設備の軽減を認めている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 要望が実現した場合、屋内変電所に変圧器を設置するにあたり、地球温暖化係数の高いSF6ではなく、リサイクル可能なシリコーン油入変圧器の使用を促進することになり、地球温暖化防止および循環型社会形成に寄与する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防予防課

5-(2)	国家備蓄石油等の放出に係る運用ルールの明確化等
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和五十年十二月二十七日法律第九十六号) 備蓄量に係るもの:第5条第2項 譲渡に係るもの:第31条
要望の具体的内容	災害時には、鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業が継続することが重要な点を踏まえ、国家備蓄石油の放出等に係る具体的な運用ルールやガイドラインを整備するとともに、関係する業界との協定締結を促進すること等により、エネルギーを円滑に供給できる枠組みを整備すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 2012年の「石油の備蓄の確保に関する法律」等の改正により、国内の災害時にも国家備蓄石油等を放出できるようになった。 しかし、具体的にどのような規模の災害で、どのようなルートで、どのような協力体制のもと、国家備蓄石油等の放出がなされるのか、具体的な運用ルール等が明確になっていない。</p> <p><要望理由> 企業は、災害時に円滑に事業が継続できるよう、BCP/BCMを構築しておくことが重要となるが、その際、具体的なエネルギー確保の方策等を平時より十分に想定しておくことが求められている。 しかし、現状、国家備蓄石油等の放出に係る具体的な運用ルールやガイドライン等が十分に整備されていないため、企業はその点を想定してBCP/BCMを構築することが難しくなっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 具体的な運用ルールやガイドラインを定めておくことにより、災害時に事業者へ円滑なエネルギー供給がなされることが期待できる。また、企業のBCP/BCMの充実が図られ、災害対応力が向上する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁 資源・燃料部石油精製備蓄課 資源・燃料部石油流通課

5-3	公有水面埋め立ての緩和	河川管理施設等の設置基準の明確化
要望の視点	2.基準や要件の見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	公有水面埋立法第47条、公有水面埋立法施行令第32条ノ二	水防法及び河川法の一部を改正する法律
要望の具体的内容	南海トラフ巨大地震など大規模災害(特に地震)の発生時には、企業の保有する岸壁、護岸等が損傷、または液状化して浸水する等の被害が想定される。そこで、耐震化等安全対策に目的を限定して、民間による公有水面の埋め立てを認めていくべきである。	地域の防災強化の観点から、水位計や雨量計などの河川管理施設等の設置基準を明確にし、同施設の設置を推進すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 民間に対する埋め立ての免許は、都道府県知事に先立ち、国土交通大臣が認可を行うこととされるが、認められるケースは希少である。</p> <p><要望理由> 南海トラフ巨大地震等大規模災害の発生時には、企業の保有する岸壁、護岸等が損傷、または液状化して浸水する等の被害が想定される。企業としては、人命尊重や、事業継続の観点から対策が必要であるが、現在稼働中の港湾設備・施設に対して、陸上側から補修・補強を施すことは、技術的に非常に困難であり、かつコストも巨大なものとなる。逆に海側からの対策は非常に安価でかつ短工期で実施が可能である。したがって、防災・減災効果を発揮することの出来る、およそ2メートルの埋立法線の前出しに範囲を限定して、民間による公有水面の埋め立てを認めることを求める。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 民間による岸壁・護岸の耐震化が行われることで、財政規律を守りつつ、国全体としての防災・減災対策が一層前進する。</p>	<p>「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川管理施設等の維持または修繕の義務の明確化がなされ、その基準の策定が進められている(公布の日:2013年6月12日から6月以内に施行)。</p> <p>近年、ゲリラ豪雨の頻発で、住民も経験したことがないほど水位が短時間に上がり避難を余儀なくされたり洪水被害に至ることも増えたりすることになり、災害の予見可能性を高めることが重要であり、そのためには水位計や雨量計など河川管理施設等の適切な配置と一級・準用河川の流域全体を通じたネットワーク化が重要である。</p> <p>現在、国が管理する一級河川では水位計や雨量計の設置も進んでおり、その情報も公開されているのに対し、自治体が管理する中小河川では単独での予算措置が困難なことから、水位監視を主に人手に頼っているのが実情である。</p> <p>そこで、流域全体の防災力強化の観点から水位計や雨量計などの水害を除却・軽減する河川管理施設等の設置基準を定めるとともに、各種施策により、同施設の設置を推進する仕組みを整備すべきである。これにより、河川の流域全体での面的・総合的な水位情報収集や管理、開示が可能になり、水害を未然に防ぐことも期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 港湾局総務課、水管理・国土保全局水政課	国土交通省水管理・国土保全局

5-4	河川管理施設等の設置基準の明確化	河川管理施設等の設置基準の明確化
要望の視点	2.基準や要件の見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	公有水面埋立法第47条、公有水面埋立法施行令第32条ノ二	水防法及び河川法の一部を改正する法律
要望の具体的内容	南海トラフ巨大地震など大規模災害(特に地震)の発生時には、企業の保有する岸壁、護岸等が損傷、または液状化して浸水する等の被害が想定される。そこで、耐震化等安全対策に目的を限定して、民間による公有水面の埋め立てを認めていくべきである。	地域の防災強化の観点から、水位計や雨量計などの河川管理施設等の設置基準を明確にし、同施設の設置を推進すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 民間に対する埋め立ての免許は、都道府県知事に先立ち、国土交通大臣が認可を行うこととされるが、認められるケースは希少である。</p> <p><要望理由> 南海トラフ巨大地震等大規模災害の発生時には、企業の保有する岸壁、護岸等が損傷、または液状化して浸水する等の被害が想定される。企業としては、人命尊重や、事業継続の観点から対策が必要であるが、現在稼働中の港湾設備・施設に対して、陸上側から補修・補強を施すことは、技術的に非常に困難であり、かつコストも巨大なものとなる。逆に海側からの対策は非常に安価でかつ短工期で実施が可能である。したがって、防災・減災効果を発揮することの出来る、およそ2メートルの埋立法線の前出しに範囲を限定して、民間による公有水面の埋め立てを認めることを求める。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 民間による岸壁・護岸の耐震化が行われることで、財政規律を守りつつ、国全体としての防災・減災対策が一層前進する。</p>	<p>「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川管理施設等の維持または修繕の義務の明確化がなされ、その基準の策定が進められている(公布の日:2013年6月12日から6月以内に施行)。</p> <p>近年、ゲリラ豪雨の頻発で、住民も経験したことがないほど水位が短時間に上がり避難を余儀なくされたり洪水被害に至ることも増えたりすることになり、災害の予見可能性を高めることが重要であり、そのためには水位計や雨量計など河川管理施設等の適切な配置と一級・準用河川の流域全体を通じたネットワーク化が重要である。</p> <p>現在、国が管理する一級河川では水位計や雨量計の設置も進んでおり、その情報も公開されているのに対し、自治体が管理する中小河川では単独での予算措置が困難なことから、水位監視を主に人手に頼っているのが実情である。</p> <p>そこで、流域全体の防災力強化の観点から水位計や雨量計などの水害を除却・軽減する河川管理施設等の設置基準を定めるとともに、各種施策により、同施設の設置を推進する仕組みを整備すべきである。これにより、河川の流域全体での面的・総合的な水位情報収集や管理、開示が可能になり、水害を未然に防ぐことも期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 港湾局総務課、水管理・国土保全局水政課	国土交通省水管理・国土保全局

6-(1)	環境アセスメントの迅速化	
要望の視点	1.行政手続の簡素化	
規制の根拠法令	環境影響評価法11条、12条、31条 平成10年6月12日通商産業省令第54号 (地熱の場合)森林法、国有林野管理経営法	
要望の具体的内容	風力・地熱発電に係る環境影響評価の手続期間の短縮化のため、 例えば、以下の措置を求める。 ①調査の実施期間を前倒し、他の手続と同時並行で進める。 ②調査結果の審査は、国と自治体が合同または並行して実施し、さらに、住民への縦覧・意見集約も並行して実施する(地熱の場合、工事等の申請・審査を、環境省、自治体及び森林管理局(署)で並行して実施する)等の合理化を行う。 ③配慮書は、最適案のみの提示も容認する。 ④数値シミュレーションにより風洞実験を不要とする。 ⑤モデル事業を含む既存データのデータベースを整備し、審査の迅速化とともに、過去の調査と重複する内容は再調査を不要とする。 現状の規制では環境影響調査に3~4年要する。長期間に及び手続は事業者に大きな負担を強いており、風力・地熱発電の導入を阻害する要因となっている。また、行政効率の観点からも不合理である。この点、以下の理由で合理化・迅速化が可能であるため、要望の通り見直す必要がある。 ①現状は環境影響調査と同時並行での手続(配慮書手続、試験井掘削/試験の実施等)が認められていない。しかし、調査は手続開始前に着手し、手続と同時並行で進めることが可能である。 ②調査結果の審査の流れは、例えば、縦覧等→行政機関が審査開始→国と自治体が審査会を別々に開催→知事の意見聴取→環境大臣の意見聴取が順次行われる。また、地熱発電の工事等の申請・審査は、規模によっては、森林管理局(署)の手続ごとに自治体の同意が必要となる。このような手続の一部については、合同または並行して実施可能である。 ③配慮書は、発電所建設について複数案の提示が要求される。しかし、特に地熱発電の場合、もともと地理上の理由で建設可能な場所が限られるため、複数案を提示すること自体が現実的でないケースが多い。こうした場合には複数案よりも最適案を提示することが合理的と考える。 ④地熱開発の要件である硫化水素の拡散予測評価は、現在は風洞実験により評価している。この点、排出ガスの大気拡散シミュレーション技術が確立され、規定の趣旨を満たす精度で予測可能と認められる場合には、風洞実験を省略し得る。 ⑤調査評価項目及び範囲の設定に、過去の調査と重複する内容が認められる場合であっても再調査を実施している。例えば、モデル事業等のデータ活用や既存データのデータベース化などで効率的にデータが利用できれば、審査の迅速化や、本来は不要である重複調査の省略が可能であると考える。	
規制の現状と要望理由等		
制度の所管官庁及び担当課	環境省環境影響評価室、経済産業省資源エネルギー庁	

6-(2)	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化	
要望の視点	1.行政手続の簡素化	
規制の根拠法令	環境影響評価法 第2条 同法施行令 第1条	
要望の具体的内容	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続の対象外とすべきである。 環境影響評価法施行令第1条の別表第1の5「へ」では、環境影響評価の対象となる火力発電所について、一律に、「第一種事業で15万kW以上、第二種事業で11.25万kW以上15万kW未満」と単純に定めている。そのため、火力発電所のリプレースであっても、新規に火力発電所を建設する場合と同様の環境影響評価手続が必要になる。しかし、これでは環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に進めることができない。 そこで、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについては、環境影響評価手続の全部又は一部を行わずともよいこととすべきである。 これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所の稼働を早期に行うことができ、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始させることができる。また、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 2012年度の政府回答では、「環境負荷の低減が図られる火力発電所のリプレースであっても、希少動植物や騒音等の工事に係る影響に關して適切な配慮が必要」、「火力発電所はかつて公害を経験した地域に立地している場合が多く、地域住民や関係自治体の意見を十分に聴取しながら、計画を進める必要」を理由に土地を切り開くわけではなく、リプレースの場合、基本的には新たに土地を切り開くわけではなく、既存の土地を利用するものであり、また、その事業も環境負荷を低減させるような火力発電所の建設であり、工事も含め、今まで以上に環境負荷が小さくなることは考えられず、上記の指摘には当たらない。	
規制の現状と要望理由		
制度の所管官庁及び担当課	環境省総合環境政策局環境影響評価課	

6-3	火力発電所をリプレースする場合は配慮書手続の簡素化
要望の視点	1. 行政手続の簡素化
規制の根拠法令	環境影響評価法 環政計発第121130301号
要望の具体的内容	環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、配慮書手続を簡素化すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>環境影響評価法は、一定規模以上の火力発電所を建設する際、その事業者に対し、環境影響評価手続(配慮書手続、方法書手続、準備書手続、評価書手続等)を行うことを求めている。配慮書手続については、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものである。</p> <p>環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物・硫酸化物の排出量を削減等)させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。</p> <p>リプレースの場合、基本的には新たに土地を切り開くのではなく、既存の土地を利用するものであり、また、その事業も環境負荷を低減させるような火力発電所の建設であり、工事も含め、今まで以上に環境負荷が大きくなるとは考えられない。</p> <p>特に、配慮書手続については、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、①他の立地の検討が現実的ではないリプレースであること、②環境負荷を低減させるものであり回避・低減すべき環境影響が追加的には生じないことから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。</p> <p>したがって、本来環境影響評価手続そのものを不要とすべきであるが、何らかの理由でそれが困難で実際に実現できないとしても、少なくとも配慮書手続については配慮書を上記関係者に送付することで足りることとし、意見聴取は不要とするよう、まず改善すべきである。意見の聴取については、リプレース前の段階から事業について住民とコミュニケーションをとっており、また、方法書手続においても、意見聴取が可能である。</p> <p>これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫酸化物の排出量の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。</p> <p>なお、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(平成24年11月27日)では、「平成25年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」とされているが、その具体的方策までは示されていない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省総合政策環境局環境影響評価課

6-4	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)で定める外部委託時の点検内容の見直し
要望の視点	3. 規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則 第52条第2項 「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」3. (4)
要望の具体的内容	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)3.(4)③で定める年次点検において、一般電気事業者と同等の設備および保安水準に達している場合、停電を伴う点検を省略してもよいこととすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>現行の主任技術者制度の解釈及び運用(内規)は、保安管理業務を受託する一部の事業者に不適切事例があったため、保安管理業務の質の向上を目的に2009年に改正されたものである。その結果、適切に保安管理業務を行なっている事業者も含め、一律に過剰な点検項目が義務付けられている。</p> <p>また、その後、マンジョン高圧一括受電サービスの普及促進を目的の1つとして2012年3月に内規の改正が行われたものの、普及の最大の障害となっている停電を伴う点検について見直しが行われておらず、高圧一括受電サービスの受け手となる居住者にとっても不便な状態が続いている。</p> <p>そこで、安全性の高い、高性能な受変電設備機器の採用や常時遠隔監視等、一般電気事業者と同等以上の設備及び保安水準に達している場合、停電に伴う点検内容を省略できるよう見直すべきである。</p> <p>なお、「規制改革実施計画」(2013年6月14日閣議決定)では、需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンジョンの停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置について、2013年度に検討・結論を得ることとされている。経済産業省においては、本要望に沿った結論を得よう求めたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

6-(5)	一般電気工作物工事に従事できる者の要件の見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し	電気工事士法第4条3項第1号 電気工事法施工規則第2条の4	<p>一般用電気工作物(戸建住宅、小規模店舗など低圧で受電する建物の電気設備。実務経験のない第二種電気工事士であっても従事可能なもの)に限り、第一種電気工事士の筆記・技能試験に合格すれば、実務経験がなくなるとも、同工作物の工事に従事することを可能とすべきである。</p>	<p><規制の現状> 一般用電気工作物(戸建住宅、小規模店舗など低圧で受電する建物の電気設備)の工事は、免許を有した第一種電気工事士および第二種電気工事士が従事できる。 この免許の交付については、第二種電気工事士の場合、筆記・技能試験合格のみが要件であるため、速やかに上記工事に従事できる。他方、第一種電気工事士の場合、第二種よりも高度な筆記・技能試験合格に加え、最低でも3年以上の実務経験が必要となる。</p>	<p><要望理由> こうしたことから、実務経験のない第二種の筆記・技能試験合格者が従事できる上記の工事に、実務経験要件を満たしていない第一種、筆記・技能試験合格者は従事できないという不合理が生じている。両者の違いは、筆記・技能試験の難易度のみであり、より簡易な第二種の合格者ですら従事可能であるので、第一種の合格者は、当然に従事可能とすべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 上記の工事に従事できる者の要件を合理化することで、電気設備の保安業務に係る人材の拡充を図ることができる。これにより、保安業務の質の向上や遅延等のリスクの低減につながる事が期待される。</p>	<p>経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課</p>
6-(6)	電気事業法等エネルギー三法における引用規格に関する運用の見直し	2.基準や要件の見直し	電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法 (「発電用火気設備の技術基準の解釈」(経済産業省、20130507商局第2号別紙)第13条(フランジ)第1項の二、及び三、など)	<p>電気事業法をはじめとするエネルギー三法の法の「技術基準の解釈」等で引用されている「年度が付されたJIS規格」等は、あくまで例示に過ぎず、例示されていないものでも、十分な安全水準が確保できる技術的根拠があれば認められる旨を周知徹底すべきである。</p>	<p>電気事業法をはじめとするエネルギー三法は、省令において、設備が満たすべき技術基準を定め、別途、「技術基準の解釈」において、当該省令に照らして十分な安全水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである」とされている。また、資源エネルギー庁監修の「発電用火気設備の技術基準 省令・告示及び解釈(解説)」においても、「解釈によらないものについては、省令に適合するものであるか否かの技術的検討を設置者の責任において行うこととし、固は技術的基準に適合しないものであることが客観的に明白である場合を除き、「技術基準に適合しないもの」でないことをもって、届出された工事計画が適合すると判断することとなる」とされている。</p>	<p>それに関わらず、「技術基準の解釈」で示された規格に拘泥した運用が行われる場合があり、何世代も前の過去の規格を使用するか、または膨大な説明が求められる、という事例が生じている。例えば、JPT-7S-15-99と表記されるフランジ規格は、対応する米国規格ASME B16.5の改正に合わせ、これまでに2005年、2011年に改正されてきた。これは、技術の進歩等によるものであり、2011版は1999版のフランジに比べより合理的な設計基準となっている(同じ設計条件でもより軽量・安価とできる)。既に海外では最新ASMEに適合した安価な製品が広く普及して実績を得ているが、日本ではJPT-7S-15-2011の採用が認められないという不合理が生じている。</p> <p>「技術基準の解釈」の弾力的な運用が図られれば、技術の進歩を踏まえ、より高性能な設備の採用が可能となり、安全性の向上・コストの抑制に資することとなる。</p>	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 経済産業省 商務流通保安グループ</p>

6-(7)	保安管理業務に関する各産業保安監督部の見解の統一
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気事業法第42条第1項、第2項 電気事業法施行規則第52条第2項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(改正20130619)3.(4)③
要望の具体的内容	経済産業省および産業保安監督部等(北海道産業保安監督部、関東東北産業保安監督部、関東東北産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部、九州産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所)における、保安管理業務に関する申請方法、届出書の記載内容、見解の統一を求める。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならない(電気事業法第42条)。また、保安の監督等をさせるため、主任技術者を選任しなければならない(同法第43条)。ただし、一定の基準を満たして承認を受ければ、上記にかかわらず、主任技術者を選任しないことができる(電気事業法施行規則第52条第2項)。その基準のうち、無停電年次点検については、法令に基づいた同一の保安管理業務にも関わらず、届出方法、申請書(保安管理業務外部委託承認申請書等)の記載内容、内規の解釈等が10万所の産業保安監督部(支部等を含む)で異なっており、手続の統一性を欠いている。</p> <p><要望理由> このため、書類改定などの手続の都度、各産業保安監督部の解釈に応じた個別の対応をとる必要性があるため不合理であり、事業者に無用な負担がかかっている。</p> <p>具体例としては、内規4.③(ロ)では「接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈17条に規定された値以下であること」を年次点検で確認する旨の規定がある。この解釈が各産業保安監督部で異なっており、「規定値以下」で足りる場合、他、「規定値の70%以下」を求められる場合がある。このような手続の違いのため、作業の非効率化・遅延、事業所あるいは店舗の出店計画の遅延につながる場合がある。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 本要望が実現すると解釈の確認は1カ所で済み、書面の統一等、申請作業の効率化が図れ、迅速な顧客サービスが提供できるようになる。</p> <p>また、地域間の是正によって、全国展開を行っている事業者においては、設備保守予算管理計画の画一化や契約書および申請書等の管理運用の作業等の内部事務の効率化が図れる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

6-(8)	電線路の保安伐採にかかる届出の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	森林法 第10条の8 同法施行規則 第9条
要望の具体的内容	電力の安定供給確保の観点から、電線路の保安伐採にかかる届出を不要とする、もしくは事後的な届出を可能とするべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>森林法では、地域森林計画の対象となっている民有林の伐採を行う際、その90日から30日前に市町村長に届出をしなければならない。そのため、電気事業法に規定する電気事業の用に供する電線路の保安伐採を行う際も、上記に従って届出をしなければならない。</p> <p>しかし、電線路の保安のために施設の保守の支障となる立木を伐採する場合は、電力の安定供給の観点から迅速な対応が求められる。</p> <p>そこで、電線路の保安伐採にかかる届出を不要とする、もしくは事後的な届出を可能とするべきである。これにより、迅速な伐採が可能となるため、より一層の電力安定供給が図られる。</p> <p>なお、保安伐採は一般的に小規模であり、森林法の目的である森林の保続培養と森林生産力の増進に反するものではない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

6-(9)	電気保安業務の外部委託に係る主任技術者の選任義務要件の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条、第52条の2第1号ニ及び第2号ハ 電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示、(算出方法等)第3条 高圧受電設備規則1110-5条(受電設備容量の制限1110-1表)
要望の具体的内容	受電設備の容量が大きい場合であっても、保安管理の作業内容を簡易で安全性が高いものについては、主任技術者の選任義務要件を緩和すべきである。 具体的には、告示3条の換算表を、主遮断装置の種類ごとの構成と、保安管理の作業内容が簡易で安全性が高いものについては、低い係数値が適用されるよう見直す必要がある。
規制の現状と要望理由等	事業用電気工作物を設置する者は、原則として主任技術者を選任する必要がある(電気事業法43条)。ただし、一定の要件を満たす場合、同規定にかかわらず選任しないことができる(施行規則52条2項)。この要件については、別の告示で定める計算・評価方法に基づいて判断される。 この換算表は受電設備の容量のみに着目して、係数が与えられている(例えば、容量が150kVA以上350kVA未満の区分には、用いられる主遮断装置の種類に関わらず、一律に0.9という係数が規定されている(告示3条))。 この結果、容量が150kVA以上350kVA未満の区分では、300kVAを上限として用いられる「PF-S型」と、それ以上でも用いることができる「CB型」の2種類の型式の主遮断装置が存在することとなっている(高圧受電設備規則1110-5条(受電設備容量の制限1110-1表))。 しかし、受電設備の保安管理の作業内容は、主遮断装置の違いによって異なるのが実態である。そこで、保安管理の作業内容が簡易で安全性が高い型式の主遮断装置を用いた受電設備については、低い係数が適用されることとし、主任技術者の選任義務要件を緩和すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

6-(10)	非常電源専用受電設備(認定キュービクル)に係る改造の定義の見直し・明確化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	消防法 告示7号(昭和50年消防庁告示7号) キュービクル式非常電源専用受電設備の基準
要望の具体的内容	告示に規定される「改造」の定義を、具体的かつ現実的なものに見直すことを要望する。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 学校、病院、工場等のうち消防法令で定める防火対象物には消防用設備等(電源を必要とする設備には非常電源)の設置を義務付けることと、それらの設備を技術上の基準にしたがって設置し、維持することが消防法で義務付けられている(第17条)。キュービクル式非常電源専用受電設備については、この消防法上の技術基準に適合していることの認定を登録認定機関より受けているが、既存の認定キュービクル式非常電源専用受電設備は、原則として認定時の状態からの電力負荷の追加・変更となる改造ができない。また、禁止されている「改造」の定義が不明確であるため、事業者は個々の改造にあたり、禁止されていない改造にあつたらないことを、消防署に確認することを余儀なくされている。</p> <p><要望理由> 近年の技術の発展等の理由により、受電設備へ接続される機器の変更・増設の必要が生じる、認定当時には存在しなかった電気機器を接続したいというニーズが生じる、という場合がある。例えば、非常時の電源として有用と考えられる太陽光発電設備を、既存の認定キュービクルに接続したい、電力量計等の継電器類を増設したい、という場合もある。これらの電気機器の受電設備への接続は、安全性の観点から何ら問題は無い。太陽光発電設備の規模は受電設備の容量等を考慮して設定され、継電器類については出力負荷がほとんど無いためである。 しかし、このような改造であっても、消防署の判断により認められないというケースが生じている。</p> <p>そこで、認定キュービクルの改造の定義を緩和および明確化し、安全性の観点から問題がない改造については、認められるようにするとともに、どのような改造であれば認められるかについて事業者が予測できる制度とすべきである。</p> <p>>要望が実現した場合の効果 例えば、太陽光発電設備および電力消費量が極めて少ない継電器類(電力量計、OVGRおよびPRP等)について、認定キュービクル式非常電源専用受電設備への増設を、一定の具体的な要件の下で可能とすることができれば、非常時の安全・安定な電力供給に資することができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁

6-(11)	電気主任技術者兼任要件の明確化	電気主任技術者兼任要件の明確化	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課
要望の視点	2.基準や要件の見直し		
規制の根拠法令	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第3項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)		
要望の具体的内容	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)4.に記載の兼任承認基準を見直し、その要件を明確化すべきである。明確化の案としては、例えば、「隣接する同一資本の事業場であれば主任技術者の兼任を認める」等にすべきである。		
規制の現状と要望理由等	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)4.には「兼任させようとする事業場の最大電力が2,000kW以上または設備数が6つ以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。」と記載されている。 しかし、同規制の「特に慎重を期する」についての解釈が曖昧なため、兼任承認申請の際、個別に当局が判断している状況である。例えば、「前例が無く認められない」との解釈をされた件もある。このような状態は事業者の予測可能性を著し、無用な負担をかけることになる。そこで、予め申請者が要件に該当するか否かを判断できるように、要件を明確化すべきである。 明確化の案として、例えば、「隣接する同一資本の事業場であれば主任技術者の兼任を認める」といった兼任要件にすべきである。なぜならば、隣接する事業場において、同一資本の下に主任技術者と工事・保安の従事者が属する体制であれば、主任技術者の従事者に対する指示・命令が実質的に一事業場と同一とできるため、主任技術者の負担は変わらず、保安業務の遂行上の支障とはならないと考えられるためである。		
制度の所管官庁及び担当課			

6-(12)	小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などにおける電気主任技術者等の選任要件の緩和	小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などにおける電気主任技術者等の選任要件の緩和	経済産業省
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し		
規制の根拠法令	電気事業法 第43条 同法施行規則 第52条、第53条 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)		
要望の具体的内容	小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などにおいては、遠隔監視や設備機能により無人運転を可能とする場合、電気主任技術者等が発電所または発電所を管理する事務所に常駐する必要がないこととすべきである。		
規制の現状と要望理由等	事業用電気工作物の電気主任技術者(管理等を設置者が行う場合)および保安業務担当者(管理等を外部に委託する場合)は、発電所または発電所を管理する事務所に常駐しなければならない。 しかし、小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などの大きな事故等が想定されない発電所についても、電気主任技術者等が発電所または発電所を管理する事務所に常駐するよう求められている。そのため、大きな事務負担がかかっている。 そこで、小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所などにおいて、遠隔監視や設備機能により無人運転を可能とする場合に限り、電気主任技術者等が発電所または発電所を管理する事務所に常駐する必要がないこととすべきである。		
制度の所管官庁及び担当課			

6-(13)	発電所の工事に必要な専任技術者の選任要件の緩和	
要望の視点	2.基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	建設業法 第3条、第7条、第15条	
要望の具体的内容	電気工事としてのタービン等の機械品の据付作業、機外配線未接続で無通電状態の発電機の据付作業、配管作業、その他機械類据付作業の施工管理業務経験を、電気工事施工管理技術検定試験の受験に必要な実務経験を、もしくは機械器具設置工事に関する実務経験として認めるべきである。	
規制の現状と要望理由等	建設業法では、発電所の工事に必要な専任技術者として、原則、(1)電気工事として行う場合は、電気工事施工管理技術検定試験に合格した者、もしくは(2)機械器具工事等として行う場合は、機械器具設置工事等に関する実務経験を要する者がいなければならない。 現在、電気工事としてのタービン等の機械品の据付作業、機外配線未接続で無通電状態の発電機の据付作業、配管作業、その他機械類据付作業の施工管理業務経験を、電気工事施工管理技術検定試験の受験に必要な実務経験として認められない、なお、上記の経験と比べて遜色のない構内電気設備工事、発電設備工事、家電設備工事等は、実務経験として認められている。 また、電気工事としての上記の経験は、機械器具設置工事等に関する実務経験としても認められない。 そのため、現在、電気工事としての上記の経験を有する者は、発電所の工事に必要な施工管理等の能力を有しているにもかかわらず、工事の専任技術者となれない不合理的な状況になっている。 そこで、電気工事としての上記の経験を、電気工事施工管理技術検定試験の受験に必要な実務経験、もしくは機械器具設置工事等に関する実務経験として認めるべきである。	
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省	

6-(14)	発電所等の建設用地取得に向けた戸籍謄本等の第三者請求手続の明確化	
要望の視点	4.その他	
規制の根拠法令	戸籍法 第10条の2 住民基本台帳法 第12条の3、第20条 土地収用法 第3条、第11条、第16条	
要望の具体的内容	発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。	
規制の現状と要望理由	現在、戸籍謄本等(住民票記載事項証明書や戸籍の附票も含む)の第三者請求は、正当な理由がある場合に認められている。しかし、この「正当な理由」の要件は、現在、明確化されていない。 発電所等の建設用地取得に向けて、事業者は、土地の相続関係を調査すべく、地権者の戸籍謄本等が必要となる。しかし、戸籍謄本等の第三者請求の要件が上記の通り明確化されていないため、自治体によっては、その第三者請求が認められない。これにより、事業者は、地権者から依頼を受けた司法書士による請求に頼らざるを得ず、土地の相続関係の調査に多くの時間と費用を要している。 しかし、発電所等の建設は、土地収用法において、公共の利益となる事業として指定されており、国等の認定を受ければ、地権者の意思にかかわらず土地の取用や使用が認められる。また、土地取用の前の測量・調査等の段階でも、都道府県知事の許可があれば、地権者の意思にかかわらず土地の取入ることができる。以上のように発電所等を建設する事業者は、地権者の財産権に対して、強い権限をもつことができる一方で、一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求が認められないという不合理性に欠ける。 そこで、法務省は、土地収用法で公共の利益となる事業として指定される発電所等の建設用地取得に向けて戸籍謄本等を必要とする場合、自己使用に限る等の一定の制約を課したうえで、戸籍謄本等の第三者請求の正当な理由に該当する旨を明確にするべきである。	
制度の所管官庁及び担当課	法務省民事局	

6-(15)	多目的ダムにおける電気工作物規制通用の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電気事業法 第2条 電気事業法の運用に関する覚書(昭和39年3月12日) 河川法 第17条、第44条
要望の具体的内容	多目的ダムにおいて、発電事業者に管理権限のない共同施設については、電気事業法上の電気工作物に該当しないこととすべきである。
規制の現状と要望理由等	河川法では、多目的ダムにおける河川管理施設とその他工作物(発電所等)の管理の方法について、それらの所有者である自治体、発電事業者、用水関係者等が協議して決めることとしている。協議の結果、洪水吐ゲートによる治水操作等については、発電事業者以外が権限を持ち、河川管理者の指示のもと、維持・管理を行っており、発電事業者は、その管理権限を持っていないのが実態である。 しかし、電気事業法では、洪水吐ゲート等の共同施設も電気工作物と見なされる。そのため、発電事業者には、洪水吐ゲート等の共同施設について、その管理権限がなくとも、電気事業法上の工事計画の届出や安全管理審査等が求められており、管理実態にあった法制度になっていない。 なお、特定多目的ダム(国土交通大臣が管理)では、洪水吐ゲート等の共同施設は、管理実態が上記の多目的ダムと変わらないにもかかわらず、電気工作物と見なされない。また、これにより特段の支障も生じていない。 そこで、発電も目的の一部としている多目的ダムにおいて、発電事業者に管理権限のない共同施設については、電気事業法上の電気工作物に該当しないこととすべきである。これにより、管理実態にあった法制度になると同時に、発電事業者の事務負担等も軽減される。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

6-(16)	圧縮天然ガス自動車の検査の合理化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	道路運送車両法 容器保安規則
要望の具体的内容	圧縮天然ガス自動車の自動車継続検査と容器再検査を、同一の場所・タイミングで実施する制度を構築すべきである。
規制の現状と要望理由等	現在、圧縮天然ガス自動車の自動車継続検査は、道路運送車両法に基づき、民間車検工場等において、初回は3年、2回目以降は2年ごとに行なう等、車種ごとに期間が定められている。 一方、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査は、高圧ガス保安法の容器保安規則に基づき、容器再検査場において、初回は4年、経過年数4年を超えたものについては2年1月の間ごとに行なう期間が定められている。 そのため、同じ自動車に関する検査であるにもかかわらず、自動車継続検査と容器再検査は、その実施場所・タイミングが異なるという不合理な状況になっている。 そこで、圧縮天然ガス自動車の自動車継続検査と容器再検査を、同一の場所・時期に実施する制度を構築すべきである。 こうした制度が構築されることで、(1)一度に二つの検査を行うことができ、費用・時間を節約できる。(2)容器再検査と自動車継続検査の期間が異なることによる容器再検査の失念を防止でき、安全性の向上に資する、といった効果が期待できる。 なお、欧米では、車両と高圧ガス容器をひとつの法律で規制することが通常となっており、わが国のように、道路運送車両法と高圧ガス保安法が、それぞれ、車両と高圧ガス容器を別々に規制することは一般的ではない。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省、国土交通省

6-(17)	地熱エネルギー開発に係る国有林等に関する許認可手続きの効率化	6-(17)	保安林解除の要件・基準の見直し
要望の視点	1. 行政手続の簡素化	要望の視点	2. 基準や要件の見直し
規制の根拠法令	森林法第10条の2、国有林野の経営管理に関する法律第7条、第8条、国有林野の管理経営に関する法律施行規則第14条、第22条、自然公園法第20条、第23条、第24条、第30条等	規制の根拠法令	森林法 第26条、第26条の2 土地収用法 第3条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 第4条 特定規模電気事業者に係る保安林の解除の取扱いについて(平成24(2012)年6月29日付け24林整治589号林野庁治山課長通知)
要望の具体的内容	国有林等に関する許認可手続きにおいて、申請窓口を一本化し、担当部署である「都道府県」、「森林管理局」および「森林管理署」が同時に会する場を設けて説明をする等、審査手続きの効率化を要望する。	要望の具体的内容	一般電気事業者、特定電気事業者、および特定規模電気事業者と再生可能エネルギー電気の供給者による再生可能エネルギー発電施設等の設置についても、保安林を解除するための「公益上の理由」として取り扱うべきである。
規制の現状と要望理由等	地熱エネルギーの開発には、立地場所によって、例えば、地域森林計画の対象となっている民有林の開発許可には都道府県知事の許可(森林法第10条の2)、国有林野の買受け、借受けまたは使用の森林管理署長または森林管理局長への申請(国有林野の管理経営に関する法律施行規則第14条、22条)、自然公園法で定める特別地域での工作物の設置、木竹の伐採の許可(国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事の許可)(自然公園法第20条)、利用調整地区の区域内への立ち入り認定(国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の認定)(自然公園法第24条)等の複数の許認可が必要となる。 このため、例えば、国有林買付契約および立木買収契約の許認可手続きは、原則として「森林管理署」(作業行為承諾書)→「都道府県」(保安林内作業行為の許可)→「森林管理署」(国有林他使用許可)の3ステップとなる。 使用面積によっては「森林管理署」の上部機関である「森林管理局」の審査と「都道府県」の同意が必要となる場合がある。このため、「署」→「局」→「都道府県」→「局」→「署」→「都道府県」→「局」の順に説明している。さらに、「署」によっては、「都道府県」への手続きが完了しなくしては申請を受け付けられないこともあるため、許認可手続きに多大な時間が必要となっている。 しかし、実態としては同じ説明を部署ごとに繰り返しているだけであり、不合理な手続きとなっている。そこで、申請窓口を一本化し、担当部署である「都道府県」、「森林管理局」および「森林管理署」が同時に会する場を設けて説明をする等、申請・審査手続きの効率化を図るべきである。これにより、許認可手続きの短縮化につながり、事業者の負担軽減となるとともに行政効率の向上にも資することが期待できる。	規制の現状と要望理由等	公的機能の発揮が特に要請されるとして「保安林」に指定された森林では、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されるが、農林水産大臣または都道府県知事は、「公益上の理由」により必要が生じたとき」には、その指定を解除することができる。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の調達の特別措置法」の成立により、特定規模電気事業者が再生可能エネルギーの調達義務を課せられたことを受け、土地収用法で事業の公益性を認められている一般電気事業者、特定電気事業者、卸電気事業者に加え、特定規模電気事業者による発電施設等の設置のために保安林の解除を行う場合は「公益上の理由」として取り扱うこととされた。しかし、上記特別措置法は、電気事業者が特定供給者から再生可能エネルギー電気を調達するための特定契約の申し込みを受け付けた際にはそれに伴う義務を定めたものである。再生可能エネルギーの利用を促進するという法の目的を達するためには、再生可能エネルギーの調達義務を課せられた電気事業者に電気を供給しようとする事業者による保安林への発電施設等の設置についても、「公益上の理由」として扱う必要がある。
制度の所管官庁及び担当課	林野庁	制度の所管官庁及び担当課	林野庁整備部治山課

6-(19)	東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	農地法 第4条、第5条 農地法施行令 第10条、第18条、第19条 農地法施行規則 第35条、第37条 東日本大震災復興特別区域法 第23条、第24条、第25条
要望の具体的内容	東日本大震災の影響を受け、放射能汚染によって耕作ができなくなった第1種農地について、将来の農地再生を条件に、再生可能エネルギー発電施設等の設置を可能とすべきである。
規制の現状と要望理由等	農地法第4条第2項は、同項第1号ロに定める農地(第1種農地:10ha以上の規模の農地、土地改良事業等の対象となつた農地等良好な営農条件を備えている農地)の転用は、「相当の理由」がある場合を除き許可できないとしている。同法施行令第10条では、「相当の理由」として「特別の立地条件を必要とする事業」や「公益性が高いと認められる事業」などを掲げ、「特別の立地条件を必要とする事業」として同法施行規則第35条で、転用許可に係る事業のために「欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設」等を、「公益性が高いと認められる事業」として、同法施行規則第37条で、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使復興特別区域法は、津波被災市町村において、一定の要件を満たす場合に農地転用許可があつたとみなし、食料供給等施設および、その施設に電力を供給する太陽光発電施設の第一種農地への設置を認めているが、食料供給等施設に附帯しない再生可能エネルギー発電施設の設置は認めていない。しかし、再生可能エネルギー発電施設は電力供給に供するため、公益性が高いと判断できる。また、放射能汚染により耕作できない農地を他の目的に利用できれば、土地の有効活用にもつながる。
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

6-(20)	地下水の熱利用に向けた揚水規制の改善
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	工業用水法 第3条、第5条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 第4条
要望の具体的内容	都市部等において、地下水を採取し熱利用することを認めるべきである。
規制の現状と要望理由等	現在の制度では、都市部等において地下水を採取し利用する場合、技術上の基準(地下水を汲み上げるパイプの断面積が一定の基準であること等)を満たさなければならない。地盤沈下の防止等の観点から、この技術上の基準が厳しく設定されており、都市部等で地下水を採取し熱利用することが困難な(事実上不可能な)状態になっている。他方、都市部等の地下には20℃前後の地下水があることから、これをヒートポンプの熱源、あるいは蓄熱に利用することで、冷暖房需要の大きい都市部等において大幅な省エネルギーと負荷平準化が期待できる。こうした取組みはオランダ等の海外では多数存在するところである。そこで、大幅な省エネルギー・電力負荷平準化が期待できる地下水の熱利用については、採取した地下水を同一の帯水層に還水するとしつつ代替措置を講じ地盤沈下等を確実に防止することを前提に、技術上の基準を改善するべきである。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省・環境省

6-(21)	下水道管内への熱交換器の設置の容認
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	下水道法 第24条 下水道法施行令第17条の2、第17条の3
要望の具体的内容	下水熱利用において、熱源システムの簡素化を図るため、下水道管内への熱交換機器の設置を可能にすべきである。
規制の現状と要望理由等	現状の下水道法では、法令で定める場合を除き、下水道管内にいかなる施設も設けることができない。そのため、下水熱を利用する場合、下水道から一旦取水し、その後熱交換を行うという方法が採られる。他方、下水道管内に熱交換器を設置できれば(道管内熱交換方式等)、現状の方式に比べ、抽水ポンプ等が不要となり、熱源システムの簡素化と効率化を図ることができる。その結果、都市部等での省エネが進むこととなる。 そこで、水質保全の確保等を前提に、下水道管内への熱交換機器の設置を可能にすべきである。なお、法令では認定電気通信事業者等が光ファイバー等を設置することは認められているところである。
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

6-(22)	省エネ法の届出・報告制度の合理化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	省エネ法の使用の合理化に関する法律(省エネ法)第75条第5項、第75条の2第3項
要望の具体的内容	一定の床面積(300㎡)以上の建築物に課せられている「建築物の維持保全の状況に係る3年に1回の定期報告」を廃止し、改修・更新時の「省エネルギー措置の届出」のみとする。
規制の現状と要望理由等	省エネ法では、第一種特定建築物(床面積2,000㎡以上)および第二種特定建築物(床面積300㎡以上2,000㎡未満)における新築、増改築の際には、「省エネルギー措置の届出」を行うことが規定されている(第75条第1項および第75条の2第1項)。また、同法では別途、当該建築物の維持保全の状況について、最初の届出後3年毎に定期報告することも定められている(第75条第5項および第75条の2第3項)。しかし、報告対象となる増改築を行わない限り、建築物の維持保全の状況に変更は生じない。また、増改築の際の上記届出には設備全体の維持保全状況の内容が含まれている。よって、3年毎の定期報告を廃止し、改修・更新時の「省エネルギー措置の届出」のみとすることが可能である。 これにより、事業者の事務負担が軽減され、行政効率の向上にも資することができる。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

6-(23)	省エネ法の消費電力量測定条件の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 平成25年3月1日経済産業省告示第36号(複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等) 平成25年3月1日経済産業省告示第37号(プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等)
要望の具体的内容	上記の省エネに関する各法令(以下省エネ法)における測定温湿度条件を、国際エネルギースタープログラム(以下国際エナスタ)に合わせるべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 「国際エナスタ」とはOA機器の省エネルギーのための国際的な環境ラベリング制度であり、経済産業省がアメリカ環境保護庁(EPA)との相互承認の元で運営している。省エネ法における「週間の消費電力量の算定方法」等については、国際エナスタが引用され、同じ規定となっている。</p> <p>他方、省エネ法における「測定温湿度条件(告示36号3-2、告示37号3-2)」については、以下の通り、国際エナスタと比較して過度な要求が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法(23℃±2℃/55～75%) ・国際エナスタ:23℃±5℃/10～80%) <p><要望理由> 国内で販売する製品については、省エネ法を順守する必要があるが、海外への流通を視野に入れる場合、国際エナスタにも適合させる必要がある。このため、同じ製品であっても2通りのデータ測定・試験を行う必要がある。また、2種類の消費電力量が示されるため、ユーザーが混乱する可能性がある。</p> <p>国際基準との整合性確保の観点からも、測定温湿度条件について、他の条件や計算方法と同様に、国際エナスタに統一化すべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 国際エナスタと省エネ法の内容が一致すれば、メーカーはデータ測定等を合理化できる。また、国際的なユーザーへの環境情報提供において混乱を防止できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

6-(24)	省エネ法のエネルギー使用量定期報告における対象の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条第3項、第19条第2項 資源エネルギー庁 平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A: Q1-25
要望の具体的内容	有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合、いずれについても、省エネ法におけるエネルギー使用量報告の対象外とするべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 資源エネルギー庁による省エネ法の解釈としては、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設については、専ら入所(居)者の生活のためにエネルギーを使用していることから、エネルギー使用量報告の対象外となっている。</p> <p>他方、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所等(日帰り利用ができるサービスを提供する事業所)を併設している場合は、通所系の事業所にかかるエネルギー使用量は報告の対象となる(平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A: Q1-25)。</p> <p><要望理由> 医療事業や通所は、有料老人ホームの入居者の生活のために不可欠なものであるため、介護事業と一体的に運営されている。よって、それらの施設についても、「入居者の生活のためにエネルギーを使用している」と理解できるため、解釈の趣旨に照らしても、それらが併設されている場合には報告対象外としても問題がないと解する。また、上記の実態により、検針メーターが明確に分離されていない物件が多い。このように、検針メーターの実測が物理的に不可能な場合は、延床面積に対する該当面積で全体使用量を按分し、その数値を申告使用量としているため、事務処理が煩雑になっており、規定と実態が整合していない。</p> <p>そこで、一定の要件の下、制度の適用範囲を拡大するべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 今後需要が高まることが予想される高齢者向け住宅の整備促進につながる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

6-(25)	省エネ法に基づく主務大臣への報告と、地方自治体の地球温暖化対策条例等に基づく首長への報告の一元化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法) 第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則 第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化対策条例等
要望の具体的内容	省エネ法が特定事業者に毎年度、報告を求めると、地方自治体が条例に基づいて事業者に対して毎年度、報告を求めると重複するものが多いことから、書式・内容を全国的に統一し、提出窓口を一本化すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。また、各地方自治体も地球環境条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。これらの文書に記載する事項は、ほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられる。文書の様式や記載項目を統一するとともに、提出先を一元化すれば、事業者の事務コストが大幅に縮減される。なお、「規制・制度改革に係る方針」(2011年4月8日 閣議決定)では、「事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う」とあり、経済産業省と環境省から地方自治体に対し、温室効果ガス排出量の報告に関して条例の制定や改正を行う際には、既存の法体系との整合性に留意するよう、会議や面談の場で要請文を提出することになっているが、依然として事業者の負担は重い。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省、環境省

7-1)	各種法定図書等の二次利用可能な形態での電子化の義務付けと要件緩和・見直し	医療等分野の情報に関する個別法の制定
要望の視点	2.基準や要件の見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	道路法施行規則 第4条の2、河川法施行規則 第7条 他 地方税法第22条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 第6条	日本再興戦略 「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」
要望の具体的内容	準天頂衛星の打上げによりカーナビなどの位置情報サービスの高精度化・高精度化が期待されている。高精度な位置情報サービスには準天頂衛星の測位精度に対応した高精度な地図が必要となり、対応する地図には道路法に基づく道路台帳地図などの行政が整備している法定図書の活用が考えられる。行政が日常で維持管理するだけでなく、高精度位置情報サービスの活用に寄与することが可能となる。6月14日に公表された「日本再興戦略」p.43でも「公共データの民間開放」を言及しており、実現に向け、法定図書の電子的な整備強化と二次利用をすべきである。	医療等分野において個別法を制定し、医療機関等の情報連携や医学研究等のさらなる推進のため、個人を識別できる基盤を整備すべきである。
規制の現状と要望理由等	＜規制の現状＞ 行政が整備する法定台帳等は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」第6条において電磁的記録による作成が可能となっているものの、電子化は進んでいない。電子データがあまり存在しないため、行政内・民間市場により利用ができない状況(例えば市町村の道路台帳の電子化率は、総務省H24年地方自治情報管理概要によると50.1%)。また、行政が保有する高精度な地図情報の一つである地番現況図や家屋図は、通常税業務で作成されることから、地方税法第22条の税業務目的で作成された資料の目的外使用の禁止の条項により、行政内の利用であっても、他の背景図等で利用することができない。 ＜要望理由＞ 高精度な位置情報サービスを実現する上で必要となる高精度な地図情報を効果的に整備するため、法定図書の電磁的記録による作成を義務付けるべき。一見、行政に対する規制強化と見えるが、サービスを提供する民間にとっては行政内でのG空間情報の積極活用を行っている先進自治体(千葉県浦安市など)では、これらを税業務以外で作成することによりこの条項をクリアしているが、大半の自治体は従前のまま税業務での整備を行っており、利用ができない状況にある。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 法定図書の電子化の促進、地番現況図や家屋図の規制を緩和することと、高精度なG空間情報が整備されやすくなり、位置情報サービスの活性化と、住民生活の利便性の向上が期待できる。	政府が導入を進めている「社会保障・税番号制度」は、行政機関等における情報連携のための基盤整備を指しており、医療機関等の情報連携は対象とされていない。一方で、医療機関等の地域連携、公衆衛生・医療水準に資する医学研究等のさらなる推進には、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれている。このため、一般的に徹底的な情報が多く含まれる医療等分野において、情報をより一層有効活用するために、効率的で安全な情報連携の方策を定めるとともに、患者等と医療等サービス提供側の相互を保護する法整備が必要と考える。 個別法が制定されることで、「医療機関等の役割分担と連携を通じた切れ目ないサービス提供(医療機能の強化等)」「公衆衛生や医療水準の向上に資する医学研究等のより一層の推進」「医療保険者機能の強化(地域の医療費等分析、保険指簿の効率的な推進等)」「国民全てを漏れなくカバーするための皆保険制度の効率的運営(オンライン資格確認等)」の推進が期待され、医療等のサービスの拡充や質の向上に寄与するものと考えている。
制度の所管官庁及び担当課	・総務省行政管理局 ・総務省自治行政局 地域情報政策室 ・国土交通省道路局 路政課 ・総務省自治体税務局 市町村税課	・厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室他 ・厚生労働省内関係部局

7-2)	医療等分野の情報に関する個別法の制定	医療等分野の情報に関する個別法の制定
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	日本再興戦略 「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」	日本再興戦略 「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」
要望の具体的内容	医療等分野において個別法を制定し、医療機関等の情報連携や医学研究等のさらなる推進のため、個人を識別できる基盤を整備すべきである。	医療等分野において個別法を制定し、医療機関等の情報連携や医学研究等のさらなる推進のため、個人を識別できる基盤を整備すべきである。
規制の現状と要望理由等	政府が導入を進めている「社会保障・税番号制度」は、行政機関等における情報連携のための基盤整備を指しており、医療機関等の情報連携は対象とされていない。一方で、医療機関等の地域連携、公衆衛生・医療水準に資する医学研究等のさらなる推進には、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれている。このため、一般的に徹底的な情報が多く含まれる医療等分野において、情報をより一層有効活用するために、効率的で安全な情報連携の方策を定めるとともに、患者等と医療等サービス提供側の相互を保護する法整備が必要と考える。 個別法が制定されることで、「医療機関等の役割分担と連携を通じた切れ目ないサービス提供(医療機能の強化等)」「公衆衛生や医療水準の向上に資する医学研究等のより一層の推進」「医療保険者機能の強化(地域の医療費等分析、保険指簿の効率的な推進等)」「国民全てを漏れなくカバーするための皆保険制度の効率的運営(オンライン資格確認等)」の推進が期待され、医療等のサービスの拡充や質の向上に寄与するものと考えている。	政府が導入を進めている「社会保障・税番号制度」は、行政機関等における情報連携のための基盤整備を指しており、医療機関等の情報連携は対象とされていない。一方で、医療機関等の地域連携、公衆衛生・医療水準に資する医学研究等のさらなる推進には、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれている。このため、一般的に徹底的な情報が多く含まれる医療等分野において、情報をより一層有効活用するために、効率的で安全な情報連携の方策を定めるとともに、患者等と医療等サービス提供側の相互を保護する法整備が必要と考える。 個別法が制定されることで、「医療機関等の役割分担と連携を通じた切れ目ないサービス提供(医療機能の強化等)」「公衆衛生や医療水準の向上に資する医学研究等のより一層の推進」「医療保険者機能の強化(地域の医療費等分析、保険指簿の効率的な推進等)」「国民全てを漏れなくカバーするための皆保険制度の効率的運営(オンライン資格確認等)」の推進が期待され、医療等のサービスの拡充や質の向上に寄与するものと考えている。
制度の所管官庁及び担当課	・総務省行政管理局 ・総務省自治行政局 地域情報政策室 ・国土交通省道路局 路政課 ・総務省自治体税務局 市町村税課	・厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室他 ・厚生労働省内関係部局

7-(3)	患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	個人情報保護条例(自治体)
要望の具体的内容	患者情報の共有・連携の普及・促進のために、自治体毎に異なる自治体病院等の情報外部保存や情報利活用等の要件に関して、適切な個人情報保護管理を行うため、国として統一基準を示すべきである。
規制の現状と要望理由等	「医療情報連携ネットワーク」や「地域包括ケア」など医療機関間や多職種間で求められる患者の情報連携において、自治体毎の個人情報保護条例により患者情報の取り扱いが異なることから、地域ごとに外部保存や情報利活用等に関する考え方が異なり、その調整に想定以上の時間がかかると、「医療情報連携ネットワーク」や「地域包括ケア」の普及に支障が生じている。 医療等サービス提供の効率化および患者の利便性を確保するため、自治体に対して国として統一基準を示すべきである。 「健康・医療戦略」や「世界最先端IT国家創造宣言」等に示された医療介護情報連携基盤の構築(医療情報連携ネットワークを2018年度までに全国への普及・展開等)を図るためには、本件が阻害要因となるため、早急に対応すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 消費庁 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 総務省 経済産業省

7-(4)	デジタル教科書の普及に向けた規制緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	教科書の発行に関する臨時措置法 第2条
要望の具体的内容	当該法律第2条の「教科書」の定義に、「図書」に加え「図書相当のデジタル情報」を追加する。
規制の現状と要望理由等	<規制の現状> 現在、デジタル化された教材は教科書として認められていない。そのため、著作権法第33条で示される教科書への著作物の取り扱いがデジタル教材には適応されず、教科書作成に必要な写真や資料などのデータ使用の権利処理に大きな手間とコストが必要となる。これが、デジタル教科書の普及の阻害要因となっている。 <要望理由> 政府の成長戦略、文科省「教育の情報化ビジョン」等で2010年代中に、児童生徒一人に対し一台の端末機器を配布することが想定されている。しかしながら、教科書等コンテンツの充実が図られれば、端末配布の効果は薄れる。そこでまず、デジタル教科書を法的に認め、図書同様の著作権の取り扱いを許すことが必要である。 <要望が実現した場合の効果> デジタル教科書による教育効果の向上が見込めるとともに、デジタル教材市場の成長が見込まれる。また、日本の教科書・教材は図書としては世界的にみて高い評価を得ており、教材のデジタル化のノウハウや技術は海外へ展開できる可能性がある。
制度の所管官庁及び担当課	文部科学省

7-5)	教育目的に利用するデジタル教材等の活用に向けた関連法制度の整備
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	著作権法第35条
要望の具体的内容	教育の質向上に向けて、適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、児童・生徒がどこからでもアクセスして、デジタル化された教材を活用できるよう、デジタル化された教材を教育機関内サーバに蓄積し、利活用することを国として認めるべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 授業の過程において使用することを目的とする場合には、必要範囲において、公表された著作物を複製することは認められている(著作権法35条1項)。また、同時授業が行われる遠隔地の副会場向けに、公表された著作物を上演/演奏/上映/口述して利用する場合には、著作権者の許諾を得ずに公衆送信することが可能である(同35条2項)。</p> <p><要望理由> 授業時間外に教育機関内のサーバに生徒がアクセスして学習するような教育環境の整備が進んでいない。また教員が授業用のコンテンツを作成しても、サーバへ蓄積すること躊躇してしまい、教員のIT活用意欲の低下や、スキル向上を阻害する要因の一つとなっており、結果として教育現場におけるITの活用が進んでいない。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 授業時間外でも生徒が教育機関内のサーバにアクセスすることが可能になることにより、教育機関と家庭におけるシームレスな学習環境が整備される。また教員による授業用のコンテンツの作成や活用が活性化し、教員のIT活用意欲・スキル向上につながり、結果として生徒の学習能力の向上につながる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	・文化庁 ・文部科学省初等中等政策局

7-6)	戸籍システムのクラウド化推進
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	戸籍法第8条 他
要望の具体的内容	<p>現状民間データセンターに戸籍メインサーバおよびバックアップサーバを設置することについては差し支えないとされ、戸籍正本の遠隔地保存についても戸籍法第8条の解釈により法改正の必要なく認められているが、今後地方自治体の業務において導入が進むと見込まれるクラウドサービスは、この先例だけでは導入が進まない。</p> <p>地方自治体の共同利用(コンピュータ資産はベンダー保有・運用、地方自治体が利用料を支払う形態)についても、必要なセキュリティ/運用基準・ガイドライン等必要な法制度の整備を進めるべきである。</p> <p>また、既に示されている回答等でクラウドサービスが認識されているのであれば、それを地方自治体も含め広く周知すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 過去の規制改革要望における法務省回答等を踏まえると、戸籍システムのクラウド化においては現状、下記のような規制・制約がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①データセンターの場所を公開することが前提。 ②作業は原則、職員が立ち会うことが前提(保守・点検含む)。 ③データセンターの一区画を区切って自治体が専用利用するのが前提。 ④常時カメラでモニタリングするのが前提。 <p><要望理由> 現状の規制により、クラウドサービスの導入が進まないの、下記の点について検討すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①データセンターの仕様を示せばよいということまで緩和すべきである。(セキュリティ上、一般的にデータセンターの設置場所は広く公開しない) ②保守作業の迅速化、効率化を図るためデータセンター(事業者)側に任せざるべきである。 ③「直接データをアクセスすることができないこと」とすれば同一サーバで共同利用してもよいということまで緩和すべきである。 ④映像の24時間記録ではなく、台帳上の管理(必要ならばアクセス記録の提示)レベルの内容にすべきである。 <p><要望が実現した場合の効果> 自治体はクラウド利用によりコンピュータ利用コストの低減が図れるとともに、職員の運用・保守負担の軽減も図ることが出来る。</p> <p>また、災害時の安全・確実な行政サービスの提供にも寄与する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省

7-(7)	公的機関および金融機関における個人カードの活用について
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し 住民基本台帳法 犯罪収益移転防止法及び同法施行規則 その他戸籍法等、行政手続における本人確認に関する諸法令、通達、規則
規制の根拠法令	行政機関および金融機関での諸手続時の本人確認は、運転免許証等公的身分証明書の提示によって対面・書面をもって確認することが原則とされている。生体認証等技術の活用については、それを認める根拠法・ガイドラインがないため、確実な本人確認ができる方法にも関わらず利活用の検討が進まない。
要望の具体的内容	一方、マイナンバー関連法案成立により、個人カード交付時には顔写真が添付され、顔写真データについても運用機関に保管されることとなっている。現状の対面・書面原則の本人確認を改め、生体認証技術等の活用も含めた新たな本人確認の方法について法制度面での環境整備を図るべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 住民基本台帳法第12条3、および犯罪収益移転防止法施行規則第5条をはじめ、行政機関・金融機関での手続上対面・書面での本人確認を要件としている法令、規則は数多くあり、電子政府・電子自治体の進展を妨げる要因となっている。一方、マイナンバー関連整備法は個人番号カード交付申請時に自治体が収集する顔写真データの取扱手続、利活用方法の規定が定められていない。</p> <p><要望理由> 公的機関や民間の一部でも生体認証を活用した新たなサービスが国民の利便性に寄与しているのと同様に、行政手続・金融機関手続においても顔認証技術等生体認証技術の活用を前提に対面・書面原則を改め、新たな国民サービスのあり方を検討すべきである。具体的に、個人情報カード交付申請時に自治体に登録される顔写真データをおんらいんによる本人確認に利用することにより、要望が実現した場合の効果を早込む。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 【行政機関】…自治体における業務処理時間削減、行政手続きのオンライン化による利便性向上、【金融機関】…ネットワーク利用犯罪の抑止、振り込み詐欺・カード不正利用・マネーロンダリング等の犯罪防止、民間(金融機関、キャリア等)における対面窓口業務コストの削減、震災時における緊急本人確認手続きの迅速化・省力化、【民間企業(電子商取引を行う企業)】…厳格な本人確認を前提とした店舗窓口での商取引の電子化、電子商取引におけるなりすまし防止</p>
制度の所管官庁及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房 ・総務省自治行政局 ・警察庁刑事局

7-(8)	生活保護受給資格問い合わせフォームの標準化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	生活保護法第29条 生活保護法施行細則(各自治体) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
要望の具体的内容	生活保護法第29条に基づき、福祉事務所等が金融機関に対して行う資産状況に関する照会の様式を、全国統一のフォーマットに策定すべきである。また、電子的に調査の照会および返答が可能とすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 生活保護法第29条に基づき、福祉事務所等が金融機関に対して行う資産状況に関する照会の様式は、各自治体が生活保護法施行細則において定めているものの、一様ではなく、各自治体ごとの様式となっている。また紙媒体による回答となっている。</p> <p><要望理由> 各金融機関では、自治体ごとに照会に対する回答様式が異なることから、照会元ごとへの様式に合わせて報告しなければならず、大きな負担となっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 照会を標準的かつ電子的に行うことで、各自治体から、金融機関に照会をかけることができ、より正確な資格照会を実施できる。 照会に係る民間事業者の負担を軽減できる。</p> <p>なお、電子的照会に関しては、将来、社会保障・番号制度の情報提供ネットワークシステムを活用して福祉事務所等が金融機関に生活保護法第29条に基づく照会を行うようにすることも考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省社会・援護局保護課 ・総務省自治行政局市町村課 ・金融庁監督局総務課 ・内閣官房社会保障改革担当室

7-(9)	法人の電子申告フォームの簡素化	地方自治体に対する入札参加資格申請手続きの簡素化
要望の視点	1. 行政手続の簡素化	1. 行政手続の簡素化
規制の根拠法令	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令	地方自治法・建設業法
要望の具体的内容	法人税に関わる財務諸表等の申告フォーマットについて、現行のXBRL対応のフォーマットだけでなく、企業規模に応じて、csv形式等より簡易なフォーマットでも対応できるようにし、中小企業の電子申告を促すべきである。	地方自治体に対する入札参加資格手続きに必要な書類に関し、国・政府または県レベルで標準化・電子化を更に進め、統一書式でオンライン申請を行えるようにすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の電子申告で、財務諸表等についてはXBRLフォーマット(2.1)で提出することとされている。 <p><要望理由></p> <ul style="list-style-type: none"> XBRLフォーマットの小項目等への対応は、各企業で行う必要があるが、中小企業等では自社に関わる情報をXBRLフォーマット化する事務負担が大きく、結果として、電子申告は申告書および別表などの部分に限定され、決算書等を電子的に提出していない中小企業が多いのが現状である。 要望が実現した場合の効果> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業が決算書等のレベルも含めて、電子申告でデータ提出が可能となるため、中小企業事務の効率化が図られる。 国税庁においても、中小企業からの申告の詳細データが電子化されることから、多角的・効率的な調査業務に資する。 中小企業の決算書等の詳細なデータが電子化されることにより、金融機関においても、円滑な中小企業金融に資する。 	<p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の公共工事参加に必要な入札参加資格申請手続きは、国土交通省統一様式の採用など一定の標準化された書類での申請が認められているものの、各自治体によって書類・書式が異なることも多く、また紙ベースでの申請が中心となっている。 <p><要望理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記状況から全国ベースで営業している建設会社は、同じ書類や内容はほぼ同じだが微妙に異なる書類を全国各地の自治体に提出しなければならない、さらなる効率化の余地があると考える。 要望が実現した場合の効果> <ul style="list-style-type: none"> 国レベルでの書類の標準化と地方自治体の資格認定基準を運動させること、および申請をオンライン化することにより、審査側・申請者側共に業務効率化が期待できると共に、書類作成に要する資源(紙類)を減らし、かついづれ発生する廃棄物の抑制に繋がる。
制度の所管官庁及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁法人課税課 中小企業庁事業環境部財務課 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省 国土交通省 地方自治体 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

7-(10)	地方自治体に対する入札参加資格申請手続きの簡素化	地方自治体に対する入札参加資格申請手続きの簡素化
要望の視点	1. 行政手続の簡素化	1. 行政手続の簡素化
規制の根拠法令	地方自治法・建設業法	地方自治法・建設業法
要望の具体的内容	地方自治体に対する入札参加資格手続きに必要な書類に関し、国・政府または県レベルで標準化・電子化を更に進め、統一書式でオンライン申請を行えるようにすべきである。	地方自治体に対する入札参加資格手続きに必要な書類に関し、国・政府または県レベルで標準化・電子化を更に進め、統一書式でオンライン申請を行えるようにすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の公共工事参加に必要な入札参加資格申請手続きは、国土交通省統一様式の採用など一定の標準化された書類での申請が認められているものの、各自治体によって書類・書式が異なることも多く、また紙ベースでの申請が中心となっている。 <p><要望理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記状況から全国ベースで営業している建設会社は、同じ書類や内容はほぼ同じだが微妙に異なる書類を全国各地の自治体に提出しなければならない、さらなる効率化の余地があると考える。 要望が実現した場合の効果> <ul style="list-style-type: none"> 国レベルでの書類の標準化と地方自治体の資格認定基準を運動させること、および申請をオンライン化することにより、審査側・申請者側共に業務効率化が期待できると共に、書類作成に要する資源(紙類)を減らし、かついづれ発生する廃棄物の抑制に繋がる。 	<p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の公共工事参加に必要な入札参加資格申請手続きは、国土交通省統一様式の採用など一定の標準化された書類での申請が認められているものの、各自治体によって書類・書式が異なることも多く、また紙ベースでの申請が中心となっている。 <p><要望理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記状況から全国ベースで営業している建設会社は、同じ書類や内容はほぼ同じだが微妙に異なる書類を全国各地の自治体に提出しなければならない、さらなる効率化の余地があると考える。 要望が実現した場合の効果> <ul style="list-style-type: none"> 国レベルでの書類の標準化と地方自治体の資格認定基準を運動させること、および申請をオンライン化することにより、審査側・申請者側共に業務効率化が期待できると共に、書類作成に要する資源(紙類)を減らし、かついづれ発生する廃棄物の抑制に繋がる。
制度の所管官庁及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> 総務省 国土交通省 地方自治体 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省 国土交通省 地方自治体 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

7-(11)	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化
要望の視点	1. 行政手続の簡素化
規制の根拠法令	地方税法第317条の6、第321条の4、5 地方税法施行規則第2条、第10条
要望の具体的内容	住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。これにより、①給与支払報告書の電子データ提出の窓口の一本化、②企業に対する課税通知書の電子化(1企業に対して1つの電子データでの提供)、③個人への課税額通知方法の統一(データを1本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等)、④各種異動手続きのオンライン化、⑤各種書類のフォーマットの全国統一を実現すべきである。
規制の現状と要望理由等	eLTAXについては、市町村に対する地方財政措置や政府による動きかけがなされた結果、未導入の市町村は減少しているものもまだまだ多い現状にあり、より強力な手法等を用いながら、早期に全自治体への導入を実現すべきである。その他項目ごとの理由は以下の通り。 ①総務省により地方税の電子化(eLTAX)が進められてはいるが、市区町村単位での対応となっている。(2013年4月現在、約300市町村が未導入)。現状では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市町村へ郵送せざるを得ない。早急に全国展開を実現し、全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等で各市町村に振り分けるべきである。 ②課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。 ③インプットミスによる誤徴収防止のため。 ④上記③と同様。 ⑤上記②と同様。 なお、①⑤については、上記理由に加えて、自然環境保護(紙の削減)や個人情報流出リスクの削減等の効果も見込まれる。
制度の所管官庁及び担当課	・総務省 ・各地方自治体

7-(12)	全地方自治体における償却資産税の電子申告・届出(eLTAX)の可能性
要望の視点	1. 行政手続の簡素化
規制の根拠法令	地方税法
要望の具体的内容	償却資産税の電子申告・届出(eLTAX)サービスに対応できている地方自治体が限られている。全地方自治体で展開すべきである。
規制の現状と要望理由等	<規制の現状> 電子申告・届出(eLTAX)にサービスに対応できている自治体が限られている。 <要望理由> ①申告市区町村が多数あり電子申告・届出(eLTAX)とそれ以外の申告で分けるには、事務手続き上困難である。 ②電子申告に統一すべきである。 <要望が実現した場合の効果> ①「申告書、明細書の紙の削減」を削減することができ ②自治体側では、紙での保管が不要となり、データベースで明細の管理ができる。 ③自治体側で申告している会社のデータベース作成が容易にできる。
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治税務局市町村税課

7-(13)	自治体から金融機関への決済データのオンライン化推進
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	なし(但し各自自治体における「口座振替収納事務取扱要綱」等)
要望の具体的内容	自治体と金融機関の間でやりとりされる「総合振込」や「口座振替」のデータ授受は、現状FD、MT、MO、CMTなどにより行われている。事務の効率化、コスト削減、紛失リスク低減のため、オンライン化を推進する施策を政府として実施すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 各自自治体の「口座振替収納事務取扱要綱」などでフロッピーディスク等の電子記録媒体で実施しているケースがあり、FD等の媒体の運用が継続されている。また多くの自治体および金融機関が足並みを揃える必要があるが、主導する組織が無い。</p> <p><要望理由> 【電子記録媒体紛失のリスク】電子記録媒体は郵送・搬送に加え、自治体内でも人手を介して取回されているため、紛失や盗難のリスクが高い。</p> <p>【事務負担】媒体の保管・持ち出し管理や、複数媒体の郵送・搬送のため、事務手続の負荷が大きい。</p> <p>【時間的ロス】郵送・搬送に時間がかかるため、依頼時限が制限される。また依頼結果の取得にも日数を要する。</p> <p>【媒体入手困難】オンラインが当然となりつつあり、メーカーが媒体を製造・販売しなくなっている。</p> <p>一部の自治体のみがオンライン化する状況が続く場合、金融機関は、オンライン化しない他の自治体向けの従来手段への対応も求められることで、事務負担が二重となり過重な社会コストが発生する。これを回避するため、国として、全ての地方自治体を対象としてオンライン化するよう施策を実施すべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 全国の自治体におけるサービスレベルの向上、トータルコストの削減、運用プロセスの標準化による事務負担の軽減、紛失、情報漏えいリスクの低減、システムセキュリティの向上(データのオンライン送信によるデータ改ざんリスク等の減少)</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治行政局行政課

7-(14)	地方自治体の歳入に用いる証券の範囲の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	地方自治法第231条の2第3項 地方自治法施行令第156条第1項第1号 地方自治法施行令に基づき総務大臣の指定するものを定める件
要望の具体的内容	地方自治体への納付をいやすくし、国民や民間事業者の手続きの利便性を向上させるため、指定金融機関に対して、当該金融機関の口座を有しない人が、地方自治体に定める証券(証券以外)にも、指定金融機関口座に対する振込及び資金決済法に定める手段(前払式証券(プリペイドカード等)やサーバ型前払式手段等)等も認め、納付の電子化の環境をより整備する等を行うべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 地方自治法等においては、歳入の収入の方法等を定めており、現金以外の方法としては、小切手、地方債、国債、ゆうちょ銀行の発行する振替払出証券・為替証券等の方法がある。戸籍・住民票の謄抄本等を郵送で交付請求する場合、交付手数料の納付手段として「定額小為替」が指定されていることが多い。</p> <p>なお、クレジットカードによる納付は、現状認められており(地方自治法第20条の6)、ネット上の支払は、クレジットカードを保有している者については、特定の自治体において行えるようになっている(地方自治法第231条の2第6項、地方自治法施行令第157条の2)。</p> <p><要望理由> ・「振込」は、送金手段としても一般的でありインフラも整っている。 ・資金決済法では、金融機関その他の事業者による電子決済の確実性が担保されるためのスキームを構築している。 ・要望が実現した場合の効果> ・遠隔地からの歳入の納付に用いることのできる方法として、地方自治法施行令第156条に定める「総務大臣の指定する」持参人私式の小切手等以外にも、指定金融機関口座に対する振込および資金決済法に定める手段等を認めることにより、交付手数料納付にかかる国民の利便性が向上する。 ・自治体業務においても、納付確認業務や換金業務等の負担(定額小為替の金額過不足の調整や換金の事務負担)が軽減され、より効率的な業務を行うことができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> 総務省自治行政局行政課 金融庁監督局金融会社室

7-(15)	電気通信事業法の適用範囲に関する有権解釈の変更
要望の視点	2. 基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号)第16条
要望の具体的内容	国内の利用者向けに提供されている電気通信サービスについては、電気通信設備の位置や提供事業者の設立国に関わらず、電気通信事業法にかかる同一の規制を変えるべく、有権解釈を変更して載きたい。 <規制の現状> 国内の利用者向け電気通信サービスであっても、国内に設置された電気通信設備を用いて提供されているか、「国内に事業を営む拠点を持つ者が、国外に設置した電気通信設備(サーバ等)を用いて、インターネットを通じて国内の利用者向けに提供」(電気通信事業参入マニユアル「追補版」一箇出等)の要否に関する考え方及び事例一25頁参照)されるものでない限り、電気通信事業法の適用を受けないとしており、司法解釈はなく総務省の専権解釈に依っている。 <要望理由> インターネットサービスはポータルサービスであり、利用者は海外事業者が提供していることを意識せず、サービスを利用している。サービスの提供態様に差異はないが、有権解釈の要件に該当した場合、電気通信事業法の適用を受け、通信の秘密の遵守や総務省への事故報告などと、広範な規制の適用を受け(1)、2)の問題がある。 1)多くの国内利用者が受けているサービスであっても、電気通信事業法の適用を受けないことを利用者は意識しておらず、同法の規制の目的が達されていないが、支障が生じていないのであれば立法事実が残置しているかの検討が必要。 2)電気通信事業法の適用を受ける事業者にとって、提供するサービスが同法の適用を受けないサービスを提供する事業者と変わらないにもかかわらず負担を負うこととなり、海外事業者に対して競争上ビハインド。 <要望が実現した場合の効果> ①国内利用者が利用者保護を享受でき、②事業者に適用される規制水準が平準化され、規制環境が整備される。
規制の現状と要望理由等	
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局データ通信課

7-(16)	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減
要望の視点	1. 行政手続の簡素化
規制の根拠法令	①電気通信事業者法(第40条) ②電気通信事業者法施行規則(第27条) ③電気通信事業者報告規則(第5条)
要望の具体的内容	①新契約締結時の事前承認の廃止または認可期間の短縮 ②以下の場合の認可手続の廃止または認可期間の短縮 (1)既に協定等を締結している外国事業者と精算料金を変更に伴う当該協定等の変更する場合、同一の特定対地内で既に協定等を締結している他の事業者よりも精算料金が高くないことが明らかなきとき (2)既に音声通話機能について協定等を締結している外国事業者とテレビ電話機能の精算料金を追加または変更する場合は当該協定等の変更 ③外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告の廃止または報告内容、報告基準の簡素化 電気通信事業者法施行規則一部の改正により(平成19年6月5日)、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する措置の緩和措置が講じられた。(※既に音声通話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加するときには精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業者を追加するときには精算料金が増加しない場合が認可対象外となった)しかし、事業者における負担が少なくなってきたにもかかわらず、ユーザへの早期サービス提供が十分に実現できていない状況にある。以下の理由から規制緩和を要望する。 -ユーザへの早期サービス提供の実現 認可までに約2週間を要しており、準備期間を含めて1ヶ月サービス提供が遅れる場合がある。認可の対象外となれば、協定締結等までの時間が大幅に短縮が期待できるため、サービスの柔軟な提供が可能となる。また、認可廃止が困難である場合は、さらなる認可期間の短縮や行政手続の簡素化を実施すべきである。 -ユーザの利益保護の要件を充足 日本国内のアクセス・チャージについては指定事業者以外には届出ししていない現状に鑑みると、海外事業者へのアクセス・チャージも同様の観点から、不要と考える。 -事業者における負担軽減(例えば、約1ヶ月の人的リソースが軽減される見込み)
規制の現状と要望理由等	
制度の所管官庁及び担当課	総務省

7-(17)	電気自動車等のワイヤレス電力伝送装置の許可の緩和
要望の視点	1. 行政手続の簡素化
規制の根拠法令	電波法第100条(高周波利用設備) 電波法施行規則第45条(通信設備以外の許可を要する設備) 無線設備規則第65条(郵政省告示第257号)
要望の具体的内容	許可申請の簡素化 要望1: 実験機器の個別許可を不要にする。 実験機器の個別許可を不要にするため電波法施行規則第45条に以下を追加する。実験用に運用する50Wを超える高周波利用設備について無線設備規則第65条告示第257号の条件に適合していることの確認を行うことにより許可の申請を不要とする。 要望2: 測定の簡素化 放射レベル測定距離が30mと100mになっており無線設備規則第65条告示第257号に以下を追加する。 設備区分に実験用設備を追加し、測定距離については総務省告示第544号の項目4もしくは項目5の距離補正に準じる。
規制の現状と要望理由等	<規制の現状> 現時点においてはワイヤレス電力伝送装置は電波法の高周波利用設備に分類されており、出力50Wを超える高周波利用設備の運用は総務省の許可を必要とする。 <要望理由> 現在の電気自動車の給電方法は電力供給装置から有線で実施している中、無線で給電するための実証実験が盛んに行われている。しかしながら、電気自動車等に用いられるワイヤレス電力伝送装置は出力50Wを超えるため、実験に際して1台ずつの許可が必要である。ワイヤレス電力伝送装置の開発には様々な条件で実験を行う必要があり、全ての装置に対して1台ずつ許可を申請し、許可後に実験することは時間的な制約が大きくなり、開発の遅れを招く。 <要望が実現した場合の効果> 許可申請から許可が下りる時間(数週間)を待つ必要がなくなるため、屋外での駐車場を想定した(もしくは実際の駐車場)実験が様々な条件下で行えるようになり、開発のスピードが飛躍的に向上する。
制度の所管官庁及び担当課	・総務省総合通信基盤局電波環境課 ・総務省商務情報制作局情報通信機器課

7-(18)	電波による測位技術を活用した実証実験に関する要件緩和・見直し
要望の視点	2. 基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法 第38条の二、六、二十四、三十三
要望の具体的内容	海外製品 やまだ製品化されていないために、技術基準適合証明を得ていない無線設備であっても要件緩和・見直しを行い、一般道等での実証実験を可能とすることで、電波による測位技術の革新およびスピードアップ化を促すべきである。 <規制の現状> 情報技術の進展に伴い、電波を利用した測位技術も技術革新が進んでいる。例えば、アメリカではGoogle社が、無線電波を含む各種技術を活用した無人走行自動車を開発し、一般道の中で走行実験を行っている。しかし、国内では技術基準適合証明あるいは工事設計認証を得ていない無線設備を使用した一般道等での実証実験を行うことができないために限定的な空間での実証実験を余儀なくされ、結果として実用化までの多くの時間を要する一因となっている。また、海外製品やまだ製品化されていない無線設備に対して技術基準適合証明あるいは工事設計認証を得るのにも多くの時間と手続を要するのが実状である。 <要望理由> 今後、無線電波を利用した測位技術は自動車以外にもロボット、自転車、車椅子、スマートデバイス等多くの機器への適用が見込まれることから、スピード感のある技術開発を実施し、国内外に展開させていく必要がある。そのためには、電波法の要件緩和・見直しを行い、より積極的に実証実験を行える環境を整備することが不可欠である。 <要望が実現した場合の効果> 新技術等の実証実験が実施しやすくなることで、実用化までの時間の短縮につながる。同時に、応用的な利用方法の技術検証が容易となり、さらなる技術革新が期待できる。
制度の所管官庁及び担当課	総合通信基盤局電波政策課

7-(19)	キーステントリー、タイヤ空気圧モニターシステム(TPMS)の電波周波数の国際調和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波施行規則 抄(昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号)第6条の4の2 特定小電力無線局315 MHz帯テレメータ用、テレコントロー用及びデータ伝送用無線設備 標準規格 ARIB STD-T93
要望の具体的内容	日欧両方の周波数を米の方式(315Hz及び433 Hz)に調和する。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> TPMSやキーステントリーのような小物の電波の周波数については、日本では315Hz、欧州では433 Hzと要件化されている。</p> <p><要望理由> TPMSやキーステントリーを欧州から日本に出荷する場合、周波数を433Hzから315Hzに変更しなければならぬ。</p> <p><要望が実現した場合の効果> ユーザは多様なTPMSとキーステントリーを利用できるようになる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

7-(20)	18GHz帯送信空中線の口径の規制見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	総務省告示第1239号の四 送信空中線
要望の具体的内容	18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件における、送信空中線の口径の規制「送信空中線の口径は、1.2m以下であることを撤廃すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備においては、当該規制によって送信空中線の口径は1.2m以下に規制されている。</p> <p><要望理由> しかしながら、海外における18GHz帯の1.2mクラスの空中線の実際の口径は、1.2mを超えるものが多く見受けられる(たとえば約1.3mなど)。これらの空中線は本規制のため、日本国内においては使用することができない。一方、国内規制を遵守した国産の空中線は、海外市場において、海外製の空中線に比較して利得が低く抑えられ不利な競争を強いられる。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 本要望が実現すると、海外製の空中線の調達を容易にする。また、新たな規格で国内で空中線が生産された場合、海外空中線と同等な競争環境が整うことになり、国産空中線の海外進出を促進することも期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省

7-(21)	PFI法の対象事業への情報システムおよびデータベース整備・運用事業の追加
要望の視点	2. 基準や要件の見直し
規制の根拠法令	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条
要望の具体的内容	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以後、「PFI法」)で定める「公共施設等」に、新たに、「情報システム」「データベース(データの取得、正規化、管理、運用を含む)」を追加すべきである。</p> <p>また、現行法制度において対象施設に含まれると解釈して良い場合は、その旨を明確に示すべきである。</p> <p>なお、ここで示す「情報システム」「データベース」は必ずしも施設を含むものではなく、現行法に示されている「情報通信施設」とは異なるものである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状></p> <p>PFI法は、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等」により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的」とし、400件以上の実績がある。本目的に合致する公共事業のひとつに道路や上下水道等の公共施設台帳を含む地理空間情報整備・運営事業があるが、地理空間情報を含む「情報、データ」は重要な社会資本のひとつであるにもかかわらず、PFI法の対象になっていない。</p> <p><規制の現状></p> <p>国や地方公共団体は、地理空間情報を含む情報システムやデータベースを効果的に活用した効率的で質の高い行政サービスの提供が求められているが、単年度での予算措置や一律の予算カットなどにより、中長期的な視野で適切なデータの整備・運用が出来ていないと言われている。また、現状では、橋梁、建物等の公共施設と異なり、地理空間情報は資産登録や権利設定がされておらず、民間事業者にとっても参入しにくい状況にある。一方、地理空間情報を含む情報システム、データベースの技術やノウハウは民間側も多く蓄積されており、この分野において民間の資金、技術、ノウハウを活用することで、中長期的に適切な整備・運用が実現すると考えられる。以上より、PFI法への対象事業の追加を要望する。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>民間事業者は、自らの創意工夫によりコストを削減しながら品質の確保が可能となり、収益率の向上が期待できる。公共機関は、これまで十分に活用できていないとは言えない地理空間情報を含む情報システム、データベースの一層の活用が期待できる。また、民間事業者にこれらの情報、データを活用した付帯事業を認めることで、情報システム、データベースに関する財政負担を軽減できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府民間資金等活用事業推進室 ・総務省

8-(1)	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他
要望の具体的内容	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。 現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拋出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。
規制の現状と要望理由等	金
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課保険企画室

8-(2)	外国の子会社対象会社の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	保険業法第106条、同法施行規則第56条、第56条の2、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3等
要望の具体的内容	保険会社が将来にわたり保険金等を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により収益力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢である。保険会社が外国の子会社対象会社を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不平等およびそれによる買収機会の喪失を解消する観点から、子会社等に係る業務範囲規制の特例措置を認めるべきである。加えて、外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制の緩和を認めるべきである。
規制の現状と要望理由等	外国の子会社対象会社の買収において、当該外国会社の子会社等に子会社対象会社以外の会社が存在することがあるが、欧米と異なり、わが国保険会社の子会社等の業務範囲は法令や監督指針で一定の会社に限定されているため、わが国の保険会社は欧米の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれる。銀行については、国際展開を容易にする環境を整備するために、2013年の銀行法一部改正にて①銀行業、有価証券関連業、保険業、信託業を営む外国会社、②従属業務または金融関連業務を営む外国会社等を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制について特例措置が設けられたが、保険会社については保険業を営む外国会社の買収の場合に限定されている。保険会社においても、国際展開のニーズは高く、また、本業へのリスク・影響を遮断するという子会社業務範囲規制の趣旨は銀行法と保険業法とで同様であり、「保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて」(平成23年12月)における「現行の子会社業務範囲規制の枠組みは維持しつつ、外国保険会社の買収において障壁となつてはいる規制に限定して、必要な見直しを行うことが適当」との方向性にしたがって、外国子会社買収における子会社の業務範囲の緩和について具体的に検討すべきである。具体的には、外国会社を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制について銀行と同様の範囲で特例措置を認めるべきである。加えて、分社化等により、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化すべきである。また、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがあること等から、外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めるべきである。
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課保険企画室

8-(3)	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	保険業法施行規則第56条
要望の具体的内容	<p>①業法施行規則56条5項各号の10%超投資可能先の要件に関し、中小企業新事業活動促進法の「新規中小企業者」の概念を導入し、設立5年未満の会社で現行の要件を撤廃、または、同法「特定新規中小企業者」の定義に係る新規事業活動従事者数が一定以上の会社などを、要件に追加すべきである。又は、「その他ベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない会社」等を要件に追加すべきである。</p> <p>②投資先企業が成長し、資本金や従業員数等の中小企業の要件から外れても、初回投資時に要件を満たしていた企業は10%超となる追加投資を可能とすべきである。</p> <p>①に関して、現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、10年以内限り、その合算対象から除かれる。</p> <p>新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立10年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の3%超などの要件があり、現状の規制の枠組みでは10%超の投資可能先を限定列挙的に認めていることから、今後新たな投資可能先を順次追加する方法も考えられる。</p> <p>一方、情報技術をはじめ目まぐるしい技術革新を背景に、法令が予定していない新たな業種・産業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな事業分野を開拓する会社の支援としてベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない範囲内において、都度の法令改正を待たずとも投資可能先として当てはめることができるようなバスケット条項の追加が有効であると思われる。</p> <p>また②に関して、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業より初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シニアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。</p> <p>今後ますますこうした様々な事業の成長や投資形態が早込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要だと思われる。当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じて、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができると考えられる。</p>
規制の現状と要望理由等	
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課保険企画室

8-(4)	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	保険業法第100条の2 保険業法施行規則第53条第1項第3号および同条第2項
要望の具体的内容	<p>保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約(以下「当該保険契約」という。)の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、相手方の同意があった場合に、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるよう要望する。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。</p> <p><要望理由> 一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献しているものと思料する。</p> <p>しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、例えば、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して、相手方の同意があった場合には、電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図りたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課保険企画室

8-(5)	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止
要望の視点	1. 行政手続の簡素化
規制の根拠法令	少額短期保険業者監督指針Ⅲ-2-7-3 保険業法第272条の31、第272条の32及び第272条の33 保険業法施行規則第211条の72
要望の具体的内容	少額短期保険主要株主承認申請において、保険持株会社および保険会社が株主となる場合、取締役等の住民票の提出を不要とする。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与および監査役の履歴書について、住民票の抄本が提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所または居所および職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。</p> <p><要望理由> そもそも保険持株会社および保険会社は保険業法の管下におかれ存在であり、同法施行規則85条においても取締役等の就任、退任は届出の対象となっているため、少額短期保険主要株主承認申請にあたって、ことさらに取締役等の住民票の提出を求める必要はないものと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課 保険企画室

8-(6)	外部委託先の監督についての明確化
要望の視点	3. 規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	主要行等向けの総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針、金融検査マニュアル等
要望の具体的内容	金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制を明確化すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>金融機関が顧客情報を外部に委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督、適切な委託先の選定と安全管理措置の確保が求められ、さらに「外部委託先における業務の実施状況を定期的に又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報が適切に行われていることを確認しているか」が監督上の着眼点とされている(主要行等向け監督指針Ⅲ-3-4-2(1)⑤)。金融機関がクラウドサービス上に顧客情報を保存する場合は、クラウドサービス事業者も外部委託先として金融機関の監督を受けるものと考えられている。しかし、これらの指針においては、外部委託先の「必要かつ適切な監督」として、具体的にどのような方法でどの程度の行為が要求されているかは明確ではない。平成24年5月31日付の「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案において、「重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」という新たな着眼点が追加されたものの、「監査」の内容は必ずしも明らかではない。</p> <p>特に、クラウドサービスは、従前から利用されている金融機関向けにカスタマイズしたシステムと異なり、複数の利用者が共通のインフラを使い、汎用的なサービスを受け比較的新しいサービスであり、適切な監査、監督方法が確立されていないため、利用者である金融機関もクラウドサービス事業者も手探りの状態である。そのため、「必要かつ適切な監督」監査」を保守的にとらえる金融機関がデータセンターへの随時の立ち入り監査も可能とする強力な監査権限を要求し、セキュリティ確保のため第三者のデータセンターへの立ち入りを制限しようとするクラウド事業者はかかる要求にこたえられず、サービス提供が困難になるという事態が生じている。利用者が多数に及ぶクラウドサービスにおいて、監査名目で多数の者がデータセンターに立ち入ることはセキュリティ問題を発生させるものであり、適切な外部の監査機関による認証の取得と、金融機関による当該認証の確認で足りる場合もあると思われる。このような実態を踏まえ、クラウドサービスという新しいサービスの実態に即して、必要となる「監査」を明確にすべきである。それにより、金融機関によるクラウドサービスの活用が促進され、システム運用の効率化に資する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁監督局総務課

8-(7)	投資法人の計算書類等の投資主への電磁的提供制度の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」)第131条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 投資法人の計算に関する規則 等
要望の具体的内容	<p>投資法人による計算書類等の投資主への提供に関して、その全部または一部につき書面によらず電磁的な方法によって提供することを実務上可能とする制度を導入されたい。</p> <p>投資信託の活用を一層促進するためには、個人投資家を含めた多くの投資家に資産の運用状況等に関する情報を理解し易く提供することが課題となる。</p> <p>投資法人の計算書類等については、電磁的方法による提供が投信法上認められてはいるものの、投資主の個別の承諾を得ることが義務付けられており、電磁的方法による提供が実務上著しく困難となっている。そのため、投資家に大部にわたる書面が交付され、投資家が適切に投資判断を行う上での障害となっている。</p> <p>一方、投資信託の運用報告書については平成25年6月19日公布の金融商品取引法等の一部を改正する法律において二段階化(重要事項を記載した書面の交付を義務付けその他の事項は電磁的方法による提供を可能とする改正)がなされている。また、株式会社については計算書類等の一部についてウェブサイトに掲載を以て株主への提供とみなす制度があり、上場投資信託については運用報告書の受益者への交付義務が免除されている。</p> <p>そこで、例えば、投資法人の計算書類等について、ウェブサイトに掲載・開示する措置により、投資家への書面での交付義務を軽減する制度等、計算書類等の交付簡便化を実務上可能にする方策の導入が望まれる。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>投資信託の活用を一層促進するためには、個人投資家を含めた多くの投資家に資産の運用状況等に関する情報を理解し易く提供することが課題となる。</p> <p>投資法人の計算書類等については、電磁的方法による提供が投信法上認められてはいるものの、投資主の個別の承諾を得ることが義務付けられており、電磁的方法による提供が実務上著しく困難となっている。そのため、投資家に大部にわたる書面が交付され、投資家が適切に投資判断を行う上での障害となっている。</p> <p>一方、投資信託の運用報告書については平成25年6月19日公布の金融商品取引法等の一部を改正する法律において二段階化(重要事項を記載した書面の交付を義務付けその他の事項は電磁的方法による提供を可能とする改正)がなされている。また、株式会社については計算書類等の一部についてウェブサイトに掲載を以て株主への提供とみなす制度があり、上場投資信託については運用報告書の受益者への交付義務が免除されている。</p> <p>そこで、例えば、投資法人の計算書類等について、ウェブサイトに掲載・開示する措置により、投資家への書面での交付義務を軽減する制度等、計算書類等の交付簡便化を実務上可能にする方策の導入が望まれる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金 融 庁 総 務 企 画 局 市 場 課

8-(8)	貸金業法の規制対象の明確化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	貸金業法
要望の具体的内容	<p>親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについて、貸金業法の規制の対象とすべきではない。</p> <p>貸金業法第2条に定める貸金業については、同法第3条の登録を要することとされているが、旧商法上の親子関係(一方が他方の総議決権数の過半数を保有する関係)にある会社間における資金の貸し借りについてはこの適用がないものとの回答が示されている(平成18年7月21日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。</p> <p>他方、親会社と会社法上の「実質子会社(会社法施行規則3条3項2号に基づき子会社とされるもの)」との間の資金の貸し借りについては、貸金業法が適用されることとされている(平成24年7月9日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。</p> <p>貸金業法が貸金業者に対し登録を義務付けている趣旨は、高利貸し、過剰融資、過酷な取立行為等を防止し、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る」(貸金業法第1条)点にあるところ、実質親子会社間においてこれらの行為が行われることは想定しがたい。</p> <p>連結会計上、旧商法上の子会社と会社法上の実質子会社とが取扱いにおいて全く区別されないことには照らしても、旧商法上の親子会社間と法令の適用を区別する理由はない。よって、親会社と会社法上の「実質子会社」との資金の貸し借りについても、貸金業法の規制の対象とならないこととすべきである。</p> <p>共通の完全親会社の傘下にある兄弟会社間の貸付についても、過剰貸付け等の懸念はないと考えられることから、貸金業法の対象とならないことを明らかにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについて、貸金業法の規制の対象とすべきではない。</p> <p>貸金業法第2条に定める貸金業については、同法第3条の登録を要することとされているが、旧商法上の親子関係(一方が他方の総議決権数の過半数を保有する関係)にある会社間における資金の貸し借りについてはこの適用がないものとの回答が示されている(平成18年7月21日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。</p> <p>他方、親会社と会社法上の「実質子会社(会社法施行規則3条3項2号に基づき子会社とされるもの)」との間の資金の貸し借りについては、貸金業法が適用されることとされている(平成24年7月9日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。</p> <p>貸金業法が貸金業者に対し登録を義務付けている趣旨は、高利貸し、過剰融資、過酷な取立行為等を防止し、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る」(貸金業法第1条)点にあるところ、実質親子会社間においてこれらの行為が行われることは想定しがたい。</p> <p>連結会計上、旧商法上の子会社と会社法上の実質子会社とが取扱いにおいて全く区別されないことには照らしても、旧商法上の親子会社間と法令の適用を区別する理由はない。よって、親会社と会社法上の「実質子会社」との資金の貸し借りについても、貸金業法の規制の対象とならないこととすべきである。</p> <p>共通の完全親会社の傘下にある兄弟会社間の貸付についても、過剰貸付け等の懸念はないと考えられることから、貸金業法の対象とならないことを明らかにすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金 融 庁 総 務 企 画 局 政 策 課

8-(9)	債権管理回収会社の取扱い、債権の拡大
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項
要望の具体的内容	<p>SPC法上の特定社債、会社法上の社債や、いわゆる信託ABLにおける対象資産である金銭債権をサービサーが取扱うことができる金銭債権としていただきたい。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>サービサーが取扱うことができる金銭債権については、1998年の債権管理回収業に関する特別措置法の制定時には、不良債権処理の迅速化のため金融機関等が有する貸付債権を幅広く対象とするとともに、当時、流動化の対象となっていない債権を対象とすることとされた。その後、不良債権処理および資産流動化の一層の促進の観点から取扱い債権の範囲拡大のための法律改正が行われ、現行法は、債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項第10号ないし14号において流動化対象の金銭債権を特定金銭債権としている。</p> <p>しかし、SPC法上の特定社債、会社法上の社債やいわゆる信託ABL(オリジネーターが受託者に対し証券化対象資産を信託譲渡し、これに対し受託者がオリジネーターに対し信託受益権を発行し、受託者が信託財産である証券化対象資産を引当てとして投資家から借入れを行い、かかる借入金をもってオリジネーターが取得した信託受益権の一部を償還することにより当該信託受益権の償還金をもってオリジネーターの資金調達を図るというスキーム)における流動化対象の金銭債権は対象とされていない。</p> <p>債権の機動的かつ確実な回収を図ることにより、わが国における金融機能全体の強化を図るため、特定金銭債権としてサービサーが回収することを可能とすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省大臣官房司法法制部 審査監督課

9-(1)	企画業務型裁量労働制の対象業務および対象労働者の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	労働基準法第38条の4、「労働基準法第38条の4第1項の規定」により同項1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(厚生労働省告示353号)
要望の具体的内容	労働基準法第38条の4第1項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」とされている業務制限を見直し、労使委員会で決議することを要件として、企業実務に適する形で対象業務の内容を決定できるとすべきである。 また、告示により、制度の対象とすることができるとされているが、この業務に常態として従事していることが原則である」とされているが、このうち「常態として」を「主として」に改め、一部定型業務を行っていることも大部分が裁量的業務に従事していれば対象労働者と認めることとすべきである。
規制の現状と要望理由等	企画業務型裁量労働制の対象業務および対象労働者は、上記の法令等により詳細に規制されている。しかし、経済のグローバル化や産業構造の変化が急速に進む中、企業における業務は高度化、複合化してきている。現行規定の対象業務および対象労働者の範囲は、企業の業務実態と乖離しており、円滑な制度の導入、運用を困難なものとしている。 対象業務については、告示で詳細を定めるのではなく、個別企業における集团的労使自治を尊重し、労使が企業実態に適する形で対象業務の内容を決定できるとすべきである。 また、対象労働者の範囲については、裁量的な業務は定型的な業務と複合的に行われることが多く、明確な区分は困難であることから、「常態として」を「主として」に改め、一部定型的な業務を行っている対象労働者と認めるようにすべきである。 上記の対応により、業務実態に応じた柔軟な働き方の選択肢が広がる。さらに労働者自身が「仕事の質・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。 法制上、労働者保護とともに企業負担を軽減する配慮がなされるべきであり、実用性の低い制度では、企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局労働条件政策課

9-(2)	企画業務型裁量労働制の簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	労働基準法第38条の4、労働基準法施行規則第24条の2の5、第66条の2
要望の具体的内容	企画業務型裁量労働制の導入にかかるとなる届出について、一つの企業内の各事業場における労使委員会の決議が同一内容であれば、企業単位での一括届出を認めることとすべきである。また、労働基準監督署長への定期報告は廃止すべきである。
規制の現状と要望理由等	企画業務型裁量労働制については、導入に当たり、労使委員会を事業場ごとに設置した上で必要事項について決議を行い、その内容を事業場ごとに労基署長へ届出なければならない。また、制度導入後は6カ月以内に1回、事業場ごとに定期報告を行わなければならない。 同制度を導入、運用する場合、企業実務の実態としては、労使委員会での決議の内容は事業場ごとではなく、企業内で統一したものとするのが一般的である。そのため事業場ごとの届出が求められる現在の手続は、特に一つの労基署管内に多くの事業場がある企業にとって、実務上、大きな負担となっており、企業単位での一括届出にかかるとして、労基署は管内の事業場における同制度にかかるとして、実務上、大きな負担となっており、企業単位での一括届出と適切な監督行政の両立が可能な効率的な手続へと見直すべきである。また、労基署への定期報告の届出も実務上の負担となっており、現行、同制度の運用は労使委員会の決議に基づいており、対象者の健康確保措置等については労使で不断のチェックを行っている。報告義務がなくとも適正な運用を図ることが可能である。法制上、労働者保護とともに企業負担を軽減する配慮がなされるべきである。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局労働条件政策課

9-3)	事務系や研究・技術開発系等の労働者の働き方に適した労働時間制の創設	3.規制・制度の撤廃や見直し	労働基準法第32条、第34条、第36条、第37条	<p>要望の 具体的内容</p> <p>高度な裁量性を有する労働者の活躍を促す環境を整えるため、労働者の健康確保に十分配慮することを前提として、一定の要件を満たす事務職や研究・技術開発職等の一部の労働者について、労働時間規制の適用除外を認める制度を創設すべく、検討を行うべきである。</p>	<p>規制の現状と 要望理由等</p> <p>現行の労働時間法は、原則として労基法第41条の規定に該当する者(管理監督者等)を除く全ての労働者は、労働時間、休憩および休日に関する規定の適用を受ける。しかし、事務系や研究・技術開発系等の労働者の中には、専門知識や技術、あるいは調整等の高度な能力に基づき、創造性の高い仕事を行っている者がいる。このような労働者は、一定期間の課題・目標を上回し話し合っており、上司の包括的な指示のもとで業務を遂行している。つまり、具体的な業務遂行の方法や時間配分は自己の裁量で行っており、労働時間の長短と評価の対象となる目標達成度・成果は直接リンクしない働き方の特徴がある。現行の労働時間法は、このような労働者の働き方に適しておらず、諸規制により、生産性の高い働き方、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を困難にしている。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業の競争力を高める配慮がなされるべきであり、企業の業務実態に合わない制度では、競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p> <p>よって、労働者の健康確保に十分配慮することを前提として、一定の要件を満たす労働者に対し、労働時間規制、深夜・休日労働規制の適用を除外する新たな制度を創設すべく、検討を進めるべきである。なお、その際、管理監督者に対する深夜業規制の適用除外についても検討すべきである。</p>	厚生労働省労働基準局労働条件政策課
------	-----------------------------------	----------------	--------------------------	--	--	-------------------

9-4)	変形労働時間制にかかる天災時のカレンダーの変更	2.基準や要件の見直し	労働基準法第32条の2、労働基準法第32条の4、「1年単位の変形労働時間制を採用した場合における休日振替」(平成11年3月31日・基発168号)	<p>要望の 具体的内容</p> <p>台風や大雪等の天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがある。</p> <p>1カ月単位および1年単位の変形労働時間制を導入している場合について、このような天災を事由とする場合に限り、変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として代替日未決定の労働日の振替を認めることとすべきである。</p>	<p>規制の現状と 要望理由等</p> <p>1カ月単位および1年単位の変形労働時間制の場合、労働時間を特定した後における労働日の変更は、一定条件の下で認められているが、労働日の振替は代替の出動日が決まっていけない状況では認められていない。</p> <p>しかし、天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがあり、こうした天災による稼働停止は不可抗力というに等しい。</p> <p>そこで天災を事由とする場合に限り、あらかじめ変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として、代替日未定の労働日の変更(非労働日の設定)を認めることとすべきである。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業負担を軽減する配慮がなされるべきであり、柔軟性の低い制度では、企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p>	厚生労働省労働基準局労働条件政策課
------	-------------------------	-------------	--	---	---	-------------------

9-(5)	フレックスタイム制の見直し(週休2日制の場合の時間外労働となる時間の計算方式の変更)	厚生労働省労働基準局労働条件政策課
要望の視点	2.基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	労働基準法第32条の3、「フレックスタイム制における時間外労働となる時間の計算方法の取扱いについて」(平成9年3月31日・基発第228号)	
要望の具体的内容	週休2日で1カ月単位のフレックスタイム制を運用する場合、1カ月の法定労働時間の枠は、週40時間を基準として暦日数から逆算した時間ではなく、週休日を除いた所定就業日数に1日8時間の法定労働時間を乗じて計算する方式に変更すべきである。	
規制の現状と要望理由等	1カ月単位のフレックスタイム制を週休2日で運用する場合、暦日数や曜日の巡りによっては、法定労働時間数(1日8時間/1週40時間)に基づいて勤務したとしても、一定時間を時間外労働として扱わなければならない月が発生する。 こうした状況を回避するため、平成9年3月31日・基発第228号(通達)により、①週休2日で、かつ、②29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えず、③各日の労働時間が概ね8時間以下等という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わないこととされている。 しかし、通達が定める「全労働日にわたり労働時間が概ね8時間以下」という要件は曖昧である。また、フレックスタイム制の下では使用者が概ね8時間以下で働くことよう指示することができないため、仮に清算期間内における労働時間が同じであっても、29日を起算日とする働き方次第では時間外が発生する労働者と発生しない労働者が出てくることは適切ではない。企業によっては、暦日数の多い月ではフレックスタイム制の設定を外す日を設けるといった対応を行わざるを得ないなど柔軟な運用が難しい状況となっている。 本来、フレックスタイム制は、実労働時間の削減、通勤時の混雑回避、官民社員の支援に資するものであるが、上記の制約が運用を複雑なものにし、制度の導入・運用を阻害する要因となっている。	
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局労働条件政策課	

9-(6)	フレックスタイム制の見直し(清算期間の柔軟化)	厚生労働省労働基準局労働条件政策課
要望の視点	2.基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	労働基準法第32条の3	
要望の具体的内容	現在、1カ月以内とされているフレックスタイム制の清算期間について、より長い期間を設定できるようにすべきである。	
規制の現状と要望理由等	労働基準法第32条の3で定めるフレックスタイム制の清算期間は、1カ月以内と限定されている。 しかし、各企業の事業活動の実態にあわせて、より長い清算期間の中で労働時間を調整することができれば、生産性の高い柔軟な働き方が可能となる。 そこで清算期間の長さについては、個別企業における集団的労使自治を尊重し、労使が実態に適する形で決定できるようにすべきである。現行の1カ月よりも長い期間を設けられるようにすべきである。	
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局労働条件政策課	

9-(7)	使用者の雇用保障責任ルールの透明化	
要望の視点	2. 基準や要件の見直し	
規制の根拠法令	労働契約法第16条、同第18条、「改正労働契約法の施行について」(平成24年8月10日・基発0810第2号)	
要望の具体的内容	特定の勤務地ないし職種が消滅すれば労働契約が終了する旨を労働協約、就業規則、個別契約で定めていることを前提として、勤務地ないし職種が消滅した事実をもって契約を終了した場合、そのことを裁判所における「解雇権濫用法理」の判断にあたって考慮することを明確化すべきである。	
規制の現状と要望理由等	使用者の雇用保障責任ルールは、労働者を保護する観点から重要だが、そのルールが裁判所の判断に委ねられているため、労使双方にとっても予測が難しい。雇用保障責任ルールの透明化を図ることは、紛争の防止につながり、労使双方のメリットとなる。 企業は、労働者の働き方へのニーズの多様化に対応するため、勤務地や職種その他の就業条件の個別化を進め、意欲と能力等に応じた働きやすい環境の整備に努めており、その一環として勤務地あるいは職種が限定された労働契約を結ぶケースがある。 「平成24年8月10日・基発0810第2号」では、勤務地や職種が限定された労働者に対する使用者の雇用保障責任は、一般に勤務地や職種が限定されていないいわゆる正社員とは同列に扱われないという行政解釈がなされている。これを踏まえ、特定の勤務地ないし職種が消滅すれば契約が終了する旨を労働協約、就業規則、個別契約で定めていることを前提として、勤務地ないし職種が消滅した事実をもって契約を終了した場合、そのことを裁判所における「解雇権濫用法理」の判断に当たって考慮することを明確化すべきである。 なお、雇用保障責任ルールについては、公的職業訓練の充実、雇用のセーフティネットの強化等の方策とあわせて、例えばは裁判上の紛争解決の観点からの金銭支払いも含めて検討を進めるべきである。	
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局労働条件政策課	

9-(8)	労働契約申込みなし制度の廃止	
要望の視点	3. 規制・制度の撤廃や見直し	
規制の根拠法令	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6第1項(2015年施行後)	
要望の具体的内容	労働契約申込みなし制度は、施行前に制度自体を廃止すべきである。 労働契約申込みなし制度は、憲法派遣の下で就業していた派遣労働者を保護するため、2012年の法改正により導入された制度であり、2015年10月1日からの施行が予定されている。 しかしながら、同制度は、採用の自由、労働契約の合意原則の観点から根本的な問題を抱えているだけでなく、期間制限違反や偽装請負において様々なケースがあるために予見可能性が低いという点で大きな問題がある。 また、派遣契約期間の長さに関わらず、みなし効が1年と画一的に定められており合理性に欠けるとともに、実態にそぐわない規定などとなっている。	
規制の現状と要望理由等		
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課	

9-(9)	グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2
要望の具体的内容	派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限(8割)の見直しを行うべきである。 改正労働者派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣を行う時は、派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならないとしている。 しかしながら、グループ企業内の派遣事業者であるからこそ、派遣先の経営実態や組織事情が良くわかり、高度な就労マッチングや派遣労働者の就労状況の把握が可能となるほか、グループの福利厚生施策の利用がしやすくなるなど、派遣労働者にとってもメリットが大きいという実態を考慮すべきである。 また、この規制により、グループ全体で抱える専門知識を有した人材を、一時的にせよ派遣として受け入れる形で活用することが困難となってしまうことは問題である。とりわけ技術者については、一定の企業グループの下でトレーニングやOJT等を行ない、様々な場で経験を積むことが、一企業においてスキルアップを図るよりも効果的である場合が多く、こうした規制の存在は、労働者の技能の向上を妨げるだけでなく、企業の競争力低下を招く恐れがあるという問題もある。 さらに、いわゆる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが事実上困難なため、事業存続の危機に瀕しているところもある。
規制の現状と要望理由等	
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

9-(10)	一年以内に離職した労働者の派遣禁止の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4、第40条の6、同法施行規則第33条の5
要望の具体的内容	離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止(施行規則第33条の5)について、適用対象を解雇された者に限定するか、少なくとも自己都合退職や短期雇用の場合は除くなど、例外を増やすべきである。 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合に、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の6第1項の規定(当該派遣労働に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して1年を経過する日までの間は、当該労働者派遣(例外を除く)に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない)に抵触することとなる場合は、当該労働者派遣を行ってはならないとされている。 しかしながら、現行規定には、60歳以上の定年退職者以外に例外規定が置かれていないため、1日しか働いていない場合でも規制の対象となる。全国に複数の事業所を有する企業では、こうした短期就労者を含めすべての離職した労働者について管理することは困難である。さらに、諸般の事情により自発的に離職せざるをえない労働者が、派遣という形であれば元の会社に復帰できる場合であっても、離職後1年間はその就業機会を失われるため、労働者にとっても不合理な状況を生み出している。
規制の現状と要望理由等	
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

9-(11)	日雇派遣に関する原則禁止の見直し	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	
規制の根拠法令	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項 同法施行令第4条の2 同法施行規則第28条の3	
要望の具体的内容	原則禁止を廃止するか、少なくとも収入要件の水準を大幅に引き下げるべきである。	
規制の現状と要望理由等	改正労働者派遣法は、日雇労働者（日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者）については、当該労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合または雇用の機会が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないとしている。 しかし、臨時的・一時的な業務のマッチングが自由化業務については存在意義の一つとなつてきている派遣制度にあって、その典型ともいえるべき日雇派遣を原則禁止することは、制度上整合的ではない。 また、原則禁止の一方で置かれた例外規定に、収入要件に関するものがあるが、その水準の相拠は薄弱であり、かつあまりに高すぎる。さらに、配偶者の収入を要件とする規定については、その収入の開示を求めることにはプライバシー保護との関係で問題があり、派遣元の担当者には家計状況を明かすことに抵抗感を持つ労働者は多い。	
制度の所管官庁及び担当課		厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

9-(12)	『労働者派遣事業と請負に関する疑義応答集』の区分に関する基準』（37号告示）に関する改善	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課
要望の視点	4.その他	
規制の根拠法令	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年4月17日労働省告示第37号）	
要望の具体的内容	「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）」に関する疑義応答集における区分基準について、関係者にとつて分りやすく、労働局により異なる判断が示されることのないよう、さらなる充実を図るべきである。	
規制の現状と要望理由等	現在、労働者派遣と請負との区分については、37号告示に関連して、厚生労働省より疑義応答集が出されているもの、各労働局の判断が異なる事例が散見され、企業現場において混乱が生じている。 改正労働者派遣法には、偽装請負と判断される場合、労働契約申込みのみ規定があり、予見可能性の観点から、これまで以上に派遣と請負の区分についての判断が重要なものとなる。 こうした中、8月29日に、製造業以外を念頭にとした疑義応答集第2集が公表されたところであるが、主に製造業を念頭に作成された従来の内容に関する改善は行われておらず、十分な対応とは言えない。 改正労働者派遣法の成立時の附帯決議に、「労働契約申込みのみ規定が適用される偽装する意図を持っているケース」を、具体的に明確化すること、「事業主及び労働者に対し、偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧に行つとともに、労働者派遣と請負の区分基準を更に明確化すること」と明記されていることから、引き続き疑義応答集の改善を早期に図るべきである。	
制度の所管官庁及び担当課		厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

9-(13)	高齢者の派遣期間制限の緩和	障害者雇用納付金制度の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2	障害者の雇用の促進等に関する法律第54条
要望の具体的内容	高齢者の安定した雇用を確保するという高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、高齢者については、労働者派遣制度における派遣期間の制限を5年もしくは期間制限なしとすべきである。	障害者雇用納付金については、障害者の雇用率に応じて金額(一律5万円)を段階的に減額するなど、差を設けるべきである。
規制の現状と要望理由等	定年後の継続雇用希望者が、子会社で派遣労働者として就労する場合であっても、現行の労働者派遣法では、自由化業務においては原則1年、最長3年の期間制限が適用される。 他方で、労働基準法では、満60歳以上の労働者との労働契約は特例により上限5年となっている。	障害者雇用納付金制度は、障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るため、法定雇用率を下回る企業から納付金を徴収し、法定雇用率を達成した企業に対して調整金等を支給している。具体的には、法定雇用率(2.0%)を下回る場合に徴収される納付金は、法定雇用者数に不足する障害者数一人あたり、一律5万円(従業員200人超300人以下の企業は4万円)となっている。 例えば、障害者の雇用率が0%の場合も1.9%の場合も、一人あたりの納付金は同一であるため、法定雇用率を下回っている企業にとつて、障害者の雇用を少しでも促進しようというインセンティブが働かない。 法定雇用率を下回る場合に、実雇用率に応じて納付金を段階的に減額する仕組みとすれば、企業が障害者雇用を高めるインセンティブとなることが期待される。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

9-(14)	障害者雇用納付金制度の見直し	障害者雇用納付金制度の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	労働者雇用の促進等に関する法律第54条	障害者の雇用の促進等に関する法律第54条
要望の具体的内容	障害者雇用納付金については、障害者の雇用率に応じて金額(一律5万円)を段階的に減額するなど、差を設けるべきである。	障害者雇用納付金については、障害者の雇用率に応じて金額(一律5万円)を段階的に減額するなど、差を設けるべきである。
規制の現状と要望理由等	障害者雇用納付金制度は、障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るため、法定雇用率を下回る企業から納付金を徴収し、法定雇用率を達成した企業に対して調整金等を支給している。具体的には、法定雇用率(2.0%)を下回る場合に徴収される納付金は、法定雇用者数に不足する障害者数一人あたり、一律5万円(従業員200人超300人以下の企業は4万円)となっている。 例えば、障害者の雇用率が0%の場合も1.9%の場合も、一人あたりの納付金は同一であるため、法定雇用率を下回っている企業にとつて、障害者の雇用を少しでも促進しようというインセンティブが働かない。 法定雇用率を下回る場合に、実雇用率に応じて納付金を段階的に減額する仕組みとすれば、企業が障害者雇用を高めるインセンティブとなることが期待される。	障害者雇用納付金制度は、障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るため、法定雇用率を下回る企業から納付金を徴収し、法定雇用率を達成した企業に対して調整金等を支給している。具体的には、法定雇用率(2.0%)を下回る場合に徴収される納付金は、法定雇用者数に不足する障害者数一人あたり、一律5万円(従業員200人超300人以下の企業は4万円)となっている。 例えば、障害者の雇用率が0%の場合も1.9%の場合も、一人あたりの納付金は同一であるため、法定雇用率を下回っている企業にとつて、障害者の雇用を少しでも促進しようというインセンティブが働かない。 法定雇用率を下回る場合に、実雇用率に応じて納付金を段階的に減額する仕組みとすれば、企業が障害者雇用を高めるインセンティブとなることが期待される。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

10-(1)	安全保障貿易管理に係る法体系の整理・簡素化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第25条、第48条 輸出貿易管理令第17条、外国為替令第17条 輸出貿易管理令第4条、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物 又は技術を定める省令 輸出貿易管理令の運用について 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2 項の規定に基づき許可を要する取引又は行為について
要望の 具体的内容	安全保障貿易管理の法体系を外為法のその他の法体系と区分の上、整理・簡素化し、理解しやすいものとすべきである。
規制の現状と 要望理由等	<p><規制の現状> 安全保障貿易管理は、対内直接投資等とともに外為法において規定され、関連する多くの政省令、通達によって履行されている。</p> <p><要望理由> 現行の法体系は、①重層的で例外規定の多い複雑な体系を辿らな いと規制対象の特定が困難である、②法令が過ぎはぎ的に追加・改 正されて理解が容易でない、③運用・解釈の一貫性が必ずしも確保さ れていないなどの問題がある。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 理解しやすい法体系とすることによって、限られた資源で実効ある管 理が可能となる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(2)	市販を前提とする暗号装置等の輸出等に係る許可不要化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第25条、第48条 輸出貿易管理令別表第1、外国為替管理令別表 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物 又は技術を定める省令第8条第9号々、外国為替及び外国貿易法第 25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要す る技術を提供する取引又は行為について(通達)別紙1外国為替令別 表中の解釈を要する語の9の項
要望の 具体的内容	市販開始前の暗号装置・プログラムについても、市販を前提とする 場合は、市販暗号装置・プログラムと同様、リスト規制非該当とし、輸 出等に係る許可を不要とすべきである。
規制の現状と 要望理由等	<p><規制の現状> 市販暗号装置・プログラムは、輸出等にあたって許可不要とされてい るが、市販前の暗号装置・プログラムは、市販を前提とする場合であっ て、市販時の仕様・性能が変わらないとしても、許可が必要とされてい る。</p> <p><要望理由> 近年、情報通信機器や家電品など多くの製品に暗号機能が組み込 まれている。それら製品については、開発の最終段階において、海外 規格への適合性評価、海外での接続テストなどのために輸出等が必 要となるが、市販前であるために、その都度、許可が必要であり、かな りの手間を要する。暗号装置・プログラムを市販するか否かは、技術 的仕様とともに、開発段階で既に決定しており、市販を前提としている ことが確認できるものについては、許可を不要としても、国際的な平和 と安全の維持を妨げることにはならないと考えられる。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 海外規格への適合性評価、海外での接続テストなどのために既に許 申請を行う件数は、暗号製品・プログラムを取り扱う各企業あたり、年 間数十件から100件程度になるものと推定される。許可が不要となれ ば、当該企業の負担は大幅に軽減される。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

10-(3)	緊急時における海外子会社への輸出等に係る許可申請手続の簡素化	1.行政手続の簡素化 外国為替及び外国貿易法第25条、第48条 輸出貿易管理令第1条、外国為替令第17条 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出申請に係る提出書類及び注意事項等について 包括許可取扱要領	海外子会社において事故が発生した場合など緊急時の輸出等について、輸出者自身が包括許可を既に受けているなど自主管理が可能と看做される場合には、個別許可・包括許可のいずれにおいても申請提出書類の簡略化など簡易な手続を認めるべきである。	＜規制の現状＞ 輸出しようとする貨物、提供しようとする技術が軍事転用の可能性が高い機微な貨物等に該当する場合、事前に許可を受ける必要がある。輸出者自身が自主管理の下で個々の契約や輸出等に関して安全保障面からのチェックが可能と看做される場合には、一定の範囲について包括的に許可を受けられることができる。 ＜要望理由＞ 海外子会社においてプラントの老朽化等に伴い事故などが発生した場合、補修品や代替品等の輸出や技術の提供が緊急に必要な場合がある。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 簡易な手続で許可を受けられることができれば、緊急時に迅速な対応が可能となる。	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
10-(4)	原子力関連機材の輸出等に係る外交手続の明確化・迅速化	4.その他 外国為替及び外国貿易法第25条、第48条 輸出貿易管理令第1条、外国為替令第17条 輸出貿易管理令第102の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について 原子力供給国グループ(NSG)ガイドライン 原子力の平和的利用に関する協力のための協定(二国間原子力協定)	原子力関連機材の輸出およびその設計・製造・使用に係る技術の提供にあたって必要となる平和的利用等を担保するための外交手続について、これまでの経験を踏まえ、その手続(プロセス、必要書類、所要期間等)を明確にすべきである。 また、IAEAとの間で包括的保障措置協定を締結している国へ原子力関連機材等を移転する場合は、平和的利用等の保証を得るための外交手続を迅速化するべきである(例えば、NSG参加国の発電用原子炉の関連設備については、当該発電設備の設計、建設、運転、保守について一括して保証を得るなど)。	＜規制の現状＞ 特定の原子力関連機材の輸出等にあたっては許可申請に先立って、国際取極に基づき、平和的利用等を担保するための外交手続が必要となる場合がある。原子力供給国グループ(NSG)ガイドラインにおいては、非核兵器国(受領国)への移転は、原則として受領国政府がIAEAとの間で包括的保障措置協定を締結していることが条件とされており、核爆発装置への不適用等の条件を受領国に確認することになっている。また、原子力協定を締結している国への移転にあたっては、平和的利用等に関する政府間保証手続が行なわれるのが一般的である。 政府間保証手続は契約毎に行われており、設計、建設、運転、保守に契約が分かれている場合は、それぞれについて、保証の取得が必要とされている。	経済産業省、外務省
	要望の視点			＜要望理由＞ 平和的利用等を担保するための外交手続は明確でなく、相当の期間を要する。同一プロジェクト(プラント)であれば、顧客用途は不変であり、契約毎ではなく一括保証としても問題は生じないと考えられる。	
	規制の根拠法令				
	要望の具体的内容				
	規制の現状と要望理由等				
	制度の所管官庁及び担当課				

10-(5)	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	ODAの機動的な活用によるインフラ輸出の推進
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	4.その他
規制の根拠法令	貿易保険法第57条	DAC Guiding Principles for Associated Financing and Tied and Partially Untied Official Development Assistance (April 24 1987)
要望の具体的内容	貿易保険法第57条は、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出、手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されている。この政府による再保険を民間保険会社にも開放すべきである。	増大する海外のインフラ需要に応えるためには、公的資金を有効活用した官民連携の推進が不可欠である。具体的には①ODA予算の増額、②円借款改革(クランツメントの拡大によるタイド化、ドル建て・現地通貨建て)による為替リスク低減施策、FS予算が変動した場合の柔軟な対応等、③インフラ案件を対象とした無償資金協力の増額、④途上国における入札制度の整備への協力を要望する。
規制の現状と要望理由等	民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。このような場合、政府の再保険を利用できることにより、民間保険会社の業務範囲の拡大を図ることが可能となる。	わが国の成長戦略の柱として位置付けられているインフラ輸出を効果的に推進するためには、ODA予算を拡充することが求められる。また、本邦企業の円借款案件受注率を高める観点から、政府が本年4月15日付で公表した「円借款の戦略的活用のための改善策について」が提案している、重要分野に対する議許性引上げ、本邦技術活用案件(STEP)の対象拡大・金利引下げ等の着実な実現を求める。併せて、インフラを対象とした無償資金協力の拡充により、高品質である本邦技術を提供することが求められる。なお、新興国では価格評価のみで受注企業を決定する傾向にあるので、技術力や品質の要素を十分考慮した入札制度を整備すべく、技術支援を並行して実施すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局	外務省国際協力局開発協力総括課

10-(6)	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	ODAの機動的な活用によるインフラ輸出の推進
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	4.その他
規制の根拠法令	貿易保険法第57条	DAC Guiding Principles for Associated Financing and Tied and Partially Untied Official Development Assistance (April 24 1987)
要望の具体的内容	貿易保険法第57条は、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出、手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されている。この政府による再保険を民間保険会社にも開放すべきである。	増大する海外のインフラ需要に応えるためには、公的資金を有効活用した官民連携の推進が不可欠である。具体的には①ODA予算の増額、②円借款改革(クランツメントの拡大によるタイド化、ドル建て・現地通貨建て)による為替リスク低減施策、FS予算が変動した場合の柔軟な対応等、③インフラ案件を対象とした無償資金協力の増額、④途上国における入札制度の整備への協力を要望する。
規制の現状と要望理由等	民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。このような場合、政府の再保険を利用できることにより、民間保険会社の業務範囲の拡大を図ることが可能となる。	わが国の成長戦略の柱として位置付けられているインフラ輸出を効果的に推進するためには、ODA予算を拡充することが求められる。また、本邦企業の円借款案件受注率を高める観点から、政府が本年4月15日付で公表した「円借款の戦略的活用のための改善策について」が提案している、重要分野に対する議許性引上げ、本邦技術活用案件(STEP)の対象拡大・金利引下げ等の着実な実現を求める。併せて、インフラを対象とした無償資金協力の拡充により、高品質である本邦技術を提供することが求められる。なお、新興国では価格評価のみで受注企業を決定する傾向にあるので、技術力や品質の要素を十分考慮した入札制度を整備すべく、技術支援を並行して実施すべきである。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局	外務省国際協力局開発協力総括課

10-(7)	特定原産地証明書発給における自己証明制度の導入
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 第二章 第一種特定原産地証明書の発給等 第3条
要望の具体的内容	特定原産地証明書発給の手続に関し、優良な製造業者に限り、自社の証明書を提出することで申請が終了するよう簡素化をすべきである。現在、自己証明制度はスイス、ベルギー、メキシコとの間のEPAにおいて認められているにすぎない。既存の全てEPA、日中韓FTA、RCEP等今後締結が想定されるEPA/FTAにおいて、自己証明制度を導入すべく、交渉/再協議を行うことを求める。
規制の現状と要望理由等	特定原産地証明書発給の申請をする場合、対象貨物を構成する細かい部品についてまで詳細な書類の提出が必要となっている。したがって、社内や調達先での事務作業が膨大なものとなり、適用を断念せざるを得ないケースもある。そこで、優良な製造業者に対しては自社の証明書の提出によって申請が完了すべきである。簡易化することにより、各国との間に締結したEPAの活用拡大が望める。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室

11-(1)	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	出入国管理及び難民認定法第22条
要望の具体的内容	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置において、永住許可に必要な在留歴の緩和(現行の5年から3年に短縮)について、必要な法制度上の措置を講じ早期に実現すべきである。
規制の現状と要望理由等	現在、就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けられるためには、原則として引き続き10年以上わが国に在留していることが必要とされているが、高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度の下では、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には永住許可の対象とされている。 2013年5月にとりまとめられた「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果(報告)」では、「在留歴に係る永住許可要件の緩和」については、わが国として高度外国人材を受け入れ、その定着を図るという意思を強く表明する見直しを行うべきである」との見解が示されている。また、「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)においても、高度外国人材ポイント制度の見直しの一環として、「永住が許可されるための在留歴の短縮(現行の5年とするとする等)といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する」との方針が打ち出されており、その実施に向けた準備が進められつつあるが、永住許可の見直しについては、就労制限のない新たな在留資格の創設が前提(入管法改正が必要)とされている。
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

11-(2)	「総合職」に適した在留資格の創設
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	出入国管理及び難民認定法第20条 出入国管理及び難民認定法施行規則第20条 在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン(2012年7月改正)
要望の具体的内容	「企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるための在留資格上の措置」として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設すべきである。
規制の現状と要望理由等	留学生がわが国で就労するためには在留資格を変更しなければならぬ。この場合、多くは、「留学」から「人文知識・国際業務」もしくは「技術」への変更申請を行っており、原則としてそれらの在留資格の上陸許可基準に適合していることなどが求められている。 2010年3月に策定された「第4次出入国管理基本計画(以下、基本計画)」では、「大学等で身に付けた専門知識や日本語能力をいかしてわが国での就職を希望する留学生についても、「わが国の経済活動を担う人材としての意義も有するものであり、その在留資格の変更手続きの一層の円滑化を図っていく」などの、留学生等の適正・円滑な受け入れを推進していく」との方針が示されている。このため、在留資格変更の審査においては、大学等の専攻分野と企業の活動内容の関連性につき柔軟に取り扱う措置が講じられている。しかし、関連性についての説明が必ずしも明確に行えないケースもあるため、企業は採用対象となる留学生の範囲を限定したり、その後の人事異動に躊躇してしまふ場合が存在するのが実態である。 基本計画では「企業における人材活用の在り方が多様化する中、企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるため、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直し等在留資格上の措置を検討する」とされており、この在留資格上の措置として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設することにより、わが国企業は、留学生であるか否か、さらには国籍を問わず、優秀な産業人材を育成・確保することが可能となる。
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

11-(3)	外国人技能者に対する実務研修のあり方の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	出入国管理及び難民認定法
要望の具体的内容	海外の生産拠点等より受け入れられた現地法人社員(技能者)のより効果的・効率的な技能の修得と社員の定着を促進すべく、現行の実務研修に係る制度を見直すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>わが国企業が実務研修を目的に現地法人(工場)の社員を在留資格「技能実習」で国内工場に受け入れる場合、現地法人社員は雇用契約に基づいて技能等修得活動や修得した技能等を要する業務に従事する活動を行うこととされている。そのため、現地法人社員受入にあたり雇用と離職に係る各種社会保険関係はじめ社内外的な手続に膨大な手間と費用が生じており、受入側の負担が大きい。また、最低賃金法が適用されるため、現地法人(送出国)の賃金水準によつては、わが国で本人に支払われる賃金との間に大幅な乖離が生じ、研修終了後は実質的な賃下げとなることから、現地法人社員のモチベーションの低下やよりよい待遇の業種への転職を誘発し、継続雇用が困難となるケースも少なくない。</p> <p>一方、2009年の入管法の改正により、在留資格「研修」のうち実務研修を含む研修は、公的研修として認められるものに限られたため、民間企業は活用できず、「企業内転勤」では、わが国で行うことのできる活動内容は、「技術」「人文知識・国際業務」に相当する活動とされている。</p> <p>また、講習の期間・内容(技能実習1号の活動期間全体の1/6以上の期間を充てることを義務付け)や技能実習期間(1号・2号期間を合わせて最長3年)についても、研修を効率的かつ柔軟に実施することともに、より高度な技能を修得するには制限が多い。</p> <p>現地法人社員を対象としたわが国での研修は、現地法人の技術水準の向上を図る取組の一環であり、わが国で開発された培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等といった研修・技能実習制度本来の目的に合致するものである。わが国企業の海外生産拠点の新設・拡充が増加傾向にある中、現地社員を受け入れ、わが国の生産拠点での実務研修により海外の生産拠点で必要な技能を修得させる重要性はますます高まっていく。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

11-(4)	カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	出入国管理及び難民認定法第7条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2 優良な企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化について(通達)
要望の具体的内容	在留資格認定証明書交付申請手続きにおいて、いわゆるカテゴリー1に該当する機関に雇用され活動に従事する外国人の家族について、当該外国人の在留資格認定に係る申請と異なる時期に在留資格「家族滞在」の認定をカテゴリー1に該当する機関がその旨を明らかにして申請する場合について、同時申請時と同様に、申請受理日から2週間以内処理すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>本邦の公私の機関に雇用されて活動に従事することを内容とする申請案件のうち、過去3年間にわたり不交付・不許可となったことがない機関又は東京証券取引所上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関、いわゆるカテゴリー1に該当する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡易に交付できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理することとされている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、カテゴリー1に該当する申請案件であれば、当該外国人の申請と同時に、その家族について在留資格「家族滞在」の認定を申請する場合は、通例約2週間程度で処理されている。</p> <p>他方で、子が通う学校のカリキュラム等を考慮し(子が通う学校等の事情により)、やむなく後日家族を呼び寄せることになり、申請時期が異なる事例も少なくない。しかし、この場合は申請内容が同時申請のものと同く同一であっても、平均2カ月程度の処理期間を要しており、来日の具体的な日程調整に支障をきたしている。同居家族が円滑に来日できるようにすれば、有能な外国人人材のわが国での能力発揮に資するものと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

11-(5)	短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	厚生年金保険法附則第29条
要望の具体的内容	外国人の年金脱退一時金の上限を伸長し、高度外国人材のわが国への定着をはじめ、外国人の在留の長期化に資する制度設計に見直すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36カ月以上で固定され、36カ月を超えて納付した保険料が掛捨てとなることから、日本に永住する意思のない高度な外国人材が離日を考える一つの契機、さらにはそもそも日本での就労を敬遠する要因のひとつになっている。</p> <p>脱退一時金の対象期間の上限（現行は36カ月）は、わが国に在留する外国人全体の滞在期間の実態等を考慮して定められているとされ、延長されるとともに、政府は高度外国人材の受け入れを推進しており、「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）でも、高度外国人材の日本での活躍を促進するための総合的な環境整備推進の一環として、高度外国人材ポイント制度の見直し（永住が許可されるための在留歴の短縮等）に着手している。</p> <p>保険料の掛け捨て問題は、本来的には社会保障協定の締結による問題解決が求められているが、相手国の事情や交渉期間等を考慮すると、短期間での状況改善が困難な場合もある。したがって、保険料掛け捨て問題の解決が図られるまでの特例措置である本制度についても、わが国への高度外国人材の定着促進に向けた見直しを図るべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局

12-(1)	独占禁止法9条(一般集中規制)の廃止等
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	独占禁止法第9条 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(独禁法9条ガイドライン)
要望の具体的内容	<p>①独占禁止法9条(一般集中規制)を廃止すべきである。</p> <p>②仮に、独占禁止法9条が維持される場合でも、同条4項に基づく報告のうち、報告対象となる子会社及び実質子会社に於いて、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」又は「有力な会社」に該当する会社に限定し、報告内容の簡素化を図るべきである。</p> <p>③独占禁止法9条について、2009年に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求めめる。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>①企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。</p> <p>また、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を萎縮させるのみならず、国際的にも例がない過剰な規制と考えられ、同案による規制自体、企業による異分野への新規参入の障壁となる。</p> <p>こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となるから廃止を要望する。</p> <p>②9条4項に基づく報告は、同条1項違反(またはそのおそれ)に該当する子会社及び実質子会社を報告対象としており、特に大規模な企業グループにおいては、報告書作成にあたって多大な業務負担を強いられている。最近の企業規制の見直しにおいて、届出会社の負担に配慮し、株式取得に関する届出基準及び様式が簡素化されていることも踏まえ、9条4項に基づく報告対象についても、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」(単体総資産3,000億円超の会社)又は「有力な会社」(当該事業分野における売上高のシェアが10%以上の会社)に限定するよう要望するものである。</p> <p>③昨年度の同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、『引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である』との結論を得て、『引き続き施行状況のフォローアップを行う』との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求めめる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会 企業結合課

12-(2)	独禁法9条ガイドラインの見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	独占禁止法第9条 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(独禁法9条ガイドライン)
要望の具体的内容	<p>独禁法9条ガイドラインについて</p> <p>①主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類は競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しておらず2桁分類を原則とすべきである。</p> <p>②「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの実態に適した基準とすべきである。</p> <p>③分社化した会社が上場等により議決権比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することとならない会社」として扱うべきである。</p> <p>④独占禁止法9条について、平成21年度に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求めめる。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>①現ガイドラインが事業分野の画定に利用している日本産業分類は、そもそも競争政策における事業分野の画定の指針となることを目的としたものではない。また、事業分野を過度に細分化して捉えており、企業が新規事業分野へ参入しようとした際に、容易に法が規制する事業分野数を越えてしまいうリスクを企業に強いている。そこで企業が新規事業分野へ参入することにより市場競争を活性化し、我が国経済の発展を目指す観点から、本来は9条規制自体廃止するべきであるが、仮に規制を残すにしても対象となる事業分野の画定はできるだけ大括りにすべきである。</p> <p>②現ガイドラインは、事業支配力の過度の集中を認定する一要素として「大規模な会社」であることを挙げ、さらに一律的に総資産規模のみで該当性を判断している。しかし、重工業やインフラ事業をはじめとしたいわゆる装置産業では、企業の資産規模は、その事業分野毎の特性を踏まえ、「大規模な会社」基準を細分化する等より実態に即したものにすべきである。</p> <p>③現ガイドラインは、事業支配力の過度に集中する場合は、例外である「分社化」について、自社が現に営む事業部門を子会社化し、かつ設立当初からその全株式を保有し続けている場合と撤格に解している。しかし分社化した会社が上場等により当該親会社の議決権比率が低下したとしても、それにより事業支配力の集中が進む訳ではなく、寧ろ当該会社を通じてのうちの全株式継続保有の要件は大きくすべきである。</p> <p>④昨年度の同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、『引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である』との結論を得て、『引き続き施行状況のフォローアップを行う』との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求めめる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会 企業結合課

12-(3)	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託動定を除外すること	兄弟会社間取引の取引についての下請法適用除外の明確化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	独占禁止法第11条	下請法
要望の具体的内容	信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外すべきである。	兄弟会社間取引について、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外とされる旨を、Q&Aの形で良いの
規制の現状と要望理由等	<p>①受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと 信託銀行は、信託法第28条により忠実義務等を負い、信託銀行が受託者として議決権を行使するにあたっては、信託の目的に従い受益者のために当該議決権を行使しなければならない。信託銀行は、信託会社等に関する総合的な監督指針や、信託検査マニュアルの規定の趣旨を踏まえ、信託財産の運用部門と銀行動定の運用部門とを分離し、信託財産の運用部門から独立した部門が、信託財産を信託約款等に則り適切に運用しているかについて定期的に検証する体制を整備している。したがって、信託銀行が受託者という地位を利用し、自己の目的のために議決権を行使することはできず、産業支配の懸念はない。</p> <p>②市場の競争を歪める行為が行われないこと 銀行は、銀行法第13条の2、第13条の3等の規定により、銀行の特定関係者または特定関係者の顧客に対して通常一般的な取引条件から優遇した条件で取引を行うことや、優越的地位を利用して顧客に不利益を与える行為等が禁止されている。受託者は、信託法第29条により、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行うこと等が禁止されている。したがって、信託銀行は、銀行としても、受託者としても市場での競争を歪める行為を行うことが禁止されていることから、市場での競争原理は確保される。</p> <p>③投資が制限されること 信託銀行が、銀行法第16条の3、第52条の24に基づき、銀行動定および信託動定を合算して基準議決権数以下に抑えようとする場合、受託者責任の観点から、信託動定で保有する株式を売却するという選択肢は取り難く、銀行動定で保有する株式を売却する必要性に迫られ、信託銀行の投資行動が制限される。</p> <p>④事務負担が重いこと 信託銀行にとつて、銀行動定と信託動定を合算した結果が株式等の保有に関する法規制に抵触することを防止するための体制構築コストやシステム構築コストは、非常に大きな負担となっている。</p> <p>なお、銀行法の出資規制は、改正金商法等の公布(2013年6月19日)から1年以内に見直されることになっており、これにあわせて独占禁止法の規定についても、速やかに手当てすべきである。</p>	<p><規制の現状> 公取委は「下請法取引:適正化推進講習会テキスト」において、親子会社間取引が「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には下請法の運用上問題としないことを明らかにしているが、兄弟会社についてには言及がなされていない。</p> <p><要望理由> 公取委が親子会社を一定の場合に適用除外としている理由は、連結会社を一つの事業体として捉えているものと考えられるが、その点では親子会社間取引と兄弟会社間取引について本質的な差異はなく、両方で取扱いを変えるのは合理的でない。兄弟会社間の取引については、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外となることを、同テキストのQ&Aの形で良いので明確にすべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> グループ内取引の円滑化</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会	公正取引委員会企業取引課

12-(4)	兄弟会社間取引の取引についての下請法適用除外の明確化	兄弟会社間取引の取引についての下請法適用除外の明確化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	独占禁止法第11条	下請法
要望の具体的内容	信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外すべきである。	兄弟会社間取引について、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外とされる旨を、Q&Aの形で良いの
規制の現状と要望理由等	<p>①受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと 信託銀行は、信託法第28条により忠実義務等を負い、信託銀行が受託者として議決権を行使するにあたっては、信託の目的に従い受益者のために当該議決権を行使しなければならない。信託銀行は、信託会社等に関する総合的な監督指針や、信託検査マニュアルの規定の趣旨を踏まえ、信託財産の運用部門と銀行動定の運用部門とを分離し、信託財産の運用部門から独立した部門が、信託財産を信託約款等に則り適切に運用しているかについて定期的に検証する体制を整備している。したがって、信託銀行が受託者という地位を利用し、自己の目的のために議決権を行使することはできず、産業支配の懸念はない。</p> <p>②市場の競争を歪める行為が行われないこと 銀行は、銀行法第13条の2、第13条の3等の規定により、銀行の特定関係者または特定関係者の顧客に対して通常一般的な取引条件から優遇した条件で取引を行うことや、優越的地位を利用して顧客に不利益を与える行為等が禁止されている。受託者は、信託法第29条により、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行うこと等が禁止されている。したがって、信託銀行は、銀行としても、受託者としても市場での競争を歪める行為を行うことが禁止されていることから、市場での競争原理は確保される。</p> <p>③投資が制限されること 信託銀行が、銀行法第16条の3、第52条の24に基づき、銀行動定および信託動定を合算して基準議決権数以下に抑えようとする場合、受託者責任の観点から、信託動定で保有する株式を売却するという選択肢は取り難く、銀行動定で保有する株式を売却する必要性に迫られ、信託銀行の投資行動が制限される。</p> <p>④事務負担が重いこと 信託銀行にとつて、銀行動定と信託動定を合算した結果が株式等の保有に関する法規制に抵触することを防止するための体制構築コストやシステム構築コストは、非常に大きな負担となっている。</p> <p>なお、銀行法の出資規制は、改正金商法等の公布(2013年6月19日)から1年以内に見直されることになっており、これにあわせて独占禁止法の規定についても、速やかに手当てすべきである。</p>	<p><規制の現状> 公取委は「下請法取引:適正化推進講習会テキスト」において、親子会社間取引が「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には下請法の運用上問題としないことを明らかにしているが、兄弟会社についてには言及がなされていない。</p> <p><要望理由> 公取委が親子会社を一定の場合に適用除外としている理由は、連結会社を一つの事業体として捉えているものと考えられるが、その点では親子会社間取引と兄弟会社間取引について本質的な差異はなく、両方で取扱いを変えるのは合理的でない。兄弟会社間の取引については、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外となることを、同テキストのQ&Aの形で良いので明確にすべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> グループ内取引の円滑化</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会	公正取引委員会企業取引課

12-(5)	遠隔診療におけるガイドラインの整備
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	医師法第20条
要望の具体的内容	在宅と医療機関の間での利用シーンをイメージした、遠隔診療における具体的なガイドラインを整備すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 遠隔診療には、厚生労働省健康政策局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる遠隔診療）」について、「において基本的考え方や留意事項が示されているが、利用シーンをイメージした具体的なガイドラインが存在せず、法的位置づけが不明確な領域が多い。</p> <p><要望理由> 地域包括ケアシステムを実現するためには、在宅医療をささえる仕組みが必要であり、医療資源が少ない地域などでは、遠隔診療がその有用なツールとされる。しかし、遠隔診療には法的位置づけが不明確な領域が多く、新規参入の阻害要因となっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 遠隔診療の普及が進み、医療提供が困難な地域でも、十分な診療を受けられるようになる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医政局研究開発振興課 厚生労働省保険局医療課

12-(6)	遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	医師法 第17条、20条 保健師助産師看護師法 第31条、37条
要望の具体的内容	診療の際、操作者が限定されている医療機器について、以下の例のような診断用の医療機器を遠隔診療に用いる場合は、一定程度の研修を受け当該機器の使用を熟知した介護従事者等、医療従事者以外でも使用できるようにすべきである。 <操作者を拡大すべき医療機器（バイタルセンサー、モニター）の例> 心電計、血糖値測定器、芽刺器、生体情報モニター等
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 医師法や保健師助産師看護師法により、バイタルセンサーやモニター、医療機器等は、その使用が医療行為である場合、医師や看護師等の医療従事者でなければ使用できないとされている。</p> <p><要望理由> 遠隔診療の際に用いるバイタルセンサーやモニターといった医療機器等については、医師や看護師等しか使用できない。医療従事者の確保が困難である昨今、こうした規制が、遠隔診療の普及を阻害している。 また、診断用の医療機器は、技術の進歩により、専門家でなくても、安全かつ正確に患者の健康情報を測定できるようになっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 介護従事者等が診断用の医療機器を使用出来るようになれば、医師の負担軽減や、病状の悪化防止、患者負担の軽減等に繋がる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

12-(7)	遠隔診療における遠隔服薬指導および調剤薬剤の民間搬送の可能化	外国人医師に係る規制の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	薬事法第9条の2 薬剤師法第22条	厚生省通知 医政発第0622004号 平成16年6月22日
要望の具体的内容	療養環境の充実・多様化による患者の利便性の向上のために、処方も含めた遠隔診療を可能とするため、慢性疾患の患者で、過去にその患者が飲んだことがある薬剤に限り、 ①遠隔モニター等を利用した服薬指導を対面での情報提供として認め、 ②調剤された薬剤を、民間の宅配業者でも配達可能、とすべきである。	外国人医師の診療対象範囲について、「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに限る者に限ること」とされているが、これを「外国人医師等の診療対象は、在留外国人にかざること」とすべきである。 併せて、医師免許二国間協定制度についても、診療対象範囲を在留外国人全体に広げるとともに、許可人数の増員や対象国の拡大を図るべきである。
規制の現状と要望理由等	<規制の現状> 遠隔診療の提供条件については緩和が図られているものの、調剤された薬剤の配達は薬剤師もしくは薬局従事者に限定されており、薬局の人員稼働の問題等から配達が困難なケースが多い。 なお、規制改革ホットラインにおける厚生省の回答では「薬剤師が対面で情報提供をした後、薬局が医薬品の配達を民間宅配業者に依頼することは現行法でも可能」とあるが、遠隔モニター等による服薬指導が「対面での情報提供」に含まれるかは明らかになっていない。 <要望理由> 遠隔診療を実施して処方が必要となった場合の対応として、患者が薬の授受のために遠隔地の当該病院または調剤薬局に赴く、または在宅患者が訪問薬剤管理指導料届出薬局の薬剤師が患者宅へ配達する等の必要があり、遠隔診療の推進の阻害の一因となっている。在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局は全薬局の8割程度を占めるものの、薬局の人員の問題や、遠隔地に届けることによる非効率性等から、薬剤の配達が実施困難なケースがある。 <要望が実現した場合の効果> 診察から処方受け渡しまで、遠隔診療における一連のプロローが完結され、遠隔診療の普及及び患者の利便性の向上が期待できる。	<規制の現状> 現在、日本の医師免許を持っていない外国人医師は、日本で診察することができない。また、都道府県の要請によって、特例的な医師国家試験等を日本語または英語により実施することができるとされているが、その要件として「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに限る者に限ること」とされている。また、医師免許二国間協定制度においても、診療対象が同じように同国籍の国民に限定されている。さらに、同制度は、協定を結んでいる国が少なく(イギリス、フランス、シンガポール、アメリカ)、それぞれ国の許可人数も非常に少ない。 <要望理由> 優れた外国企業や外国人を日本に呼び込むためには、在留外国人の医療アクセスを改善する必要があるが、現行制度下では外国人医師の診療対象の国籍要件が厳しく、柔軟な医療提供が困難である。 <要望が実現した場合の効果> 外国の駐在員やその家族が安心して受けられる医療サービスを提供することで、外国人が安心して快適に働き、生活できる環境が整備されるほか、医療ツーリズムの一層の推進にもつながる。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局	厚生労働省医政局医事課

12-(8)	外国人医師に係る規制の緩和	外国人医師に係る規制の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	薬事法第9条の2 薬剤師法第22条	厚生省通知 医政発第0622004号 平成16年6月22日
要望の具体的内容	療養環境の充実・多様化による患者の利便性の向上のために、処方も含めた遠隔診療を可能とするため、慢性疾患の患者で、過去にその患者が飲んだことがある薬剤に限り、 ①遠隔モニター等を利用した服薬指導を対面での情報提供として認め、 ②調剤された薬剤を、民間の宅配業者でも配達可能、とすべきである。	外国人医師の診療対象範囲について、「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに限る者に限ること」とされているが、これを「外国人医師等の診療対象は、在留外国人にかざること」とすべきである。 併せて、医師免許二国間協定制度についても、診療対象範囲を在留外国人全体に広げるとともに、許可人数の増員や対象国の拡大を図るべきである。
規制の現状と要望理由等	<規制の現状> 遠隔診療の提供条件については緩和が図られているものの、調剤された薬剤の配達は薬剤師もしくは薬局従事者に限定されており、薬局の人員稼働の問題等から配達が困難なケースが多い。 なお、規制改革ホットラインにおける厚生省の回答では「薬剤師が対面で情報提供をした後、薬局が医薬品の配達を民間宅配業者に依頼することは現行法でも可能」とあるが、遠隔モニター等による服薬指導が「対面での情報提供」に含まれるかは明らかになっていない。 <要望理由> 遠隔診療を実施して処方が必要となった場合の対応として、患者が薬の授受のために遠隔地の当該病院または調剤薬局に赴く、または在宅患者が訪問薬剤管理指導料届出薬局の薬剤師が患者宅へ配達する等の必要があり、遠隔診療の推進の阻害の一因となっている。在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局は全薬局の8割程度を占めるものの、薬局の人員の問題や、遠隔地に届けることによる非効率性等から、薬剤の配達が実施困難なケースがある。 <要望が実現した場合の効果> 診察から処方受け渡しまで、遠隔診療における一連のプロローが完結され、遠隔診療の普及及び患者の利便性の向上が期待できる。	<規制の現状> 現在、日本の医師免許を持っていない外国人医師は、日本で診察することができない。また、都道府県の要請によって、特例的な医師国家試験等を日本語または英語により実施することができるとされているが、その要件として「当該国医師等の診療対象は、当該国の国民及びこれに限る者に限ること」とされている。また、医師免許二国間協定制度においても、診療対象が同じように同国籍の国民に限定されている。さらに、同制度は、協定を結んでいる国が少なく(イギリス、フランス、シンガポール、アメリカ)、それぞれ国の許可人数も非常に少ない。 <要望理由> 優れた外国企業や外国人を日本に呼び込むためには、在留外国人の医療アクセスを改善する必要があるが、現行制度下では外国人医師の診療対象の国籍要件が厳しく、柔軟な医療提供が困難である。 <要望が実現した場合の効果> 外国の駐在員やその家族が安心して受けられる医療サービスを提供することで、外国人が安心して快適に働き、生活できる環境が整備されるほか、医療ツーリズムの一層の推進にもつながる。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局	厚生労働省医政局医事課

12-(9)	医療機器の改良・改善技術に関する保険適用基準・評価方法の明確化	医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	薬事法、診療報酬制度	薬事法第39条、同施行規則第162条 厚労省通知 医薬審第337号 平成13年3月30日 厚労省通知 事務連絡(医薬局審査管理課許可係) 平成13年7月11日
要望の具体的内容	医療機器の改良・改善技術に関する保険適用基準・評価方法(C2申請)の透明性・予見性を向上させるべきである。	医療機器の修理業の許可単位を広域化するとともに、病院内の医療機器保守点検業務に係る責任技術者の業務の可否について、「兼務する事業所が他県にまたがる場合は認めがたいこと」とされているところを改める。
規制の現状と要望理由等	現状、医療機器への保険適用基準・評価方法に関し、①改良・改善医療機器が保険の適用対象になるか等、新規保険適用申請の具体的な要件が不明確 ②新規保険適用申請をした場合、どのような技術料になるか評価基準が不明確といった課題がある。このため、企業としては、新しい医療機器を開発したり、改良・改善を行っても、当該企業が期待する保険点数がつかず見込みが少なく、リスクを回避して保険適用申請そのものをあきらめるケースが少なくなく、デバイスギャップが生じている。また、適用基準が不明確であるので、必要以上のデータが収集したり、書類を準備したり等、企業側の時間的・費用的コストがかかる。結果的に申請が遅れることがある。さらに、申請後も、後から予想もしないデータの開示要求があり、C2プロセスが著しく遅れる場合もあるなどデバイス・ラグの要因となっている。 改良・改善医療機器に関するイノベーションの適切な評価が導入されれば、日本が革新的医療機器の創出国として認知され、対日投資の促進や産業活性化のみならず、国民に対する迅速な医療機器の提供による医療の質の向上が見込まれる。	<規制の現状> 病院内の医療機器保守点検業務は、医療法にて民間企業による受託が認められているが、当該修理業の許可権は営業所毎にその営業所の所在地の都道府県が与えられているため、企業は各都道府県の営業所毎に許可を取得するとともに、責任技術者を配置する必要がある。また、平成13年7月11日付の厚労省医薬局審査管理課許可係による事務連絡では、「責任技術者に課せられた業務が十分に全うできる場合に限られること。そのため、兼務する事業所が他県にまたがる場合には認めがたいこと」とされている。 <要望理由> 当該規制により、同一企業でも、営業所毎に許可取得を求められるとともに、複数の責任技術者を置く必要があるため、かなりのコストを要する。これにとめない、医療機器保守点検業務への参入者は限定的である。 <要望が実現した場合の効果> 許可単位を広域化するとともに、都道府県境を越えた責任技術者の兼務が可能となれば、スケールメリットを有する民間企業の参入が増え、病院運営のコストダウンに寄与する。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省	厚生労働省医薬局審査管理課

12-(10)	医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和	医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	薬事法第39条、同施行規則第162条 厚労省通知 医薬審第337号 平成13年3月30日 厚労省通知 事務連絡(医薬局審査管理課許可係) 平成13年7月11日	薬事法第39条、同施行規則第162条 厚労省通知 医薬審第337号 平成13年3月30日 厚労省通知 事務連絡(医薬局審査管理課許可係) 平成13年7月11日
要望の具体的内容	医療機器の修理業の許可単位を広域化するとともに、病院内の医療機器保守点検業務に係る責任技術者の業務の可否について、「兼務する事業所が他県にまたがる場合は認めがたいこと」とされているところを改める。	医療機器の修理業の許可単位を広域化するとともに、病院内の医療機器保守点検業務に係る責任技術者の業務の可否について、「兼務する事業所が他県にまたがる場合は認めがたいこと」とされているところを改める。
規制の現状と要望理由等	<規制の現状> 病院内の医療機器保守点検業務は、医療法にて民間企業による受託が認められているが、当該修理業の許可権は営業所毎にその営業所の所在地の都道府県が与えられているため、企業は各都道府県の営業所毎に許可を取得するとともに、責任技術者を配置する必要がある。また、平成13年7月11日付の厚労省医薬局審査管理課許可係による事務連絡では、「責任技術者に課せられた業務が十分に全うできる場合に限られること。そのため、兼務する事業所が他県にまたがる場合には認めがたいこと」とされている。 <要望理由> 当該規制により、同一企業でも、営業所毎に許可取得を求められるとともに、複数の責任技術者を置く必要があるため、かなりのコストを要する。これにとめない、医療機器保守点検業務への参入者は限定的である。 <要望が実現した場合の効果> 許可単位を広域化するとともに、都道府県境を越えた責任技術者の兼務が可能となれば、スケールメリットを有する民間企業の参入が増え、病院運営のコストダウンに寄与する。	<規制の現状> 病院内の医療機器保守点検業務は、医療法にて民間企業による受託が認められているが、当該修理業の許可権は営業所毎にその営業所の所在地の都道府県が与えられているため、企業は各都道府県の営業所毎に許可を取得するとともに、責任技術者を配置する必要がある。また、平成13年7月11日付の厚労省医薬局審査管理課許可係による事務連絡では、「責任技術者に課せられた業務が十分に全うできる場合に限られること。そのため、兼務する事業所が他県にまたがる場合には認めがたいこと」とされている。 <要望理由> 当該規制により、同一企業でも、営業所毎に許可取得を求められるとともに、複数の責任技術者を置く必要があるため、かなりのコストを要する。これにとめない、医療機器保守点検業務への参入者は限定的である。 <要望が実現した場合の効果> 許可単位を広域化するとともに、都道府県境を越えた責任技術者の兼務が可能となれば、スケールメリットを有する民間企業の参入が増え、病院運営のコストダウンに寄与する。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬局審査管理課	厚生労働省医薬局審査管理課

12-(11)	医療機器に関するQMSの国際標準との整合化促進
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令
要望の具体的内容	QMS省令とISO13485との整合性の確保を促進するとともに、効果的かつ効果的な審査体制を構築すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>わが国のQMS省令はISO13485を踏まえ作成されているものの、両者においては差が存在することから、国内外の企業にとって負担となり、革新的な医療機器の導入の妨げとなっている。また、PMDA、都道府県、登録認証機関の複数の調査機関への対応が求められたり、仕様の変更ごとに再度の変更審査が必要になるなど、非効率な運用が行われている。</p> <p>ISO13485はグローバルスタンダードとなっており、QMS省令をISO13485と早期に整合化するとともにISO17021に基づく監査を徹底し、例えばEUの第三者認証機関によりISO13485に基づく継続監査が行われている製造業者に対して日本の調査機関による再調査を不要としたり、上乗せ要求が必要となる場合は明確な差分調査を徹底するなど、重複を排除した運用を行うべきである。あわせて、2011年4月の閣議決定に基づき、複数の調査機関の調査結果の相互利用を一層促進するとともに、製品自体の変更や製造所の変更などに伴わない一部変更承認申請の運用の改善を図るべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

12-(12)	オペレーションセンターの所在地要件の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	介護保険法 第78条の4 指定地域密着型サービスの実施の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第34号) 第5条第2項
要望の具体的内容	介護保険法における指定地域密着型サービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「夜間対応型訪問介護」のオペレーションセンターを、事業の実施地域外で設置または委託が可能となるよう基準を見直すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「夜間対応型訪問介護」は、「オペレーションセンターが、事業の実施地域内に一か所以上設置しなければならない」との基準がある。こうした規制があるため、全国的に医療・介護従事者が不足している中では体制整備が困難であるほか、人件費・設備費の負担が大きくなるためサービスの普及の障壁となっている。さらには、多くの介護事業者は通報受信システム運用の経験がなく、システムの構築およびオペレーションに不安を持っている。</p> <p><要望理由> オペレーションセンターは、利用者情報の連携と電話対応の実施が担保されていれば、実施地域内でなくても運営は可能である。オペレーションセンターを実施地域外に設置または委託が可能となれば、本事業が更に普及すると考えられる。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 現在、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「夜間対応型訪問介護」を利用できる国民は少ないが、本規制緩和により多くの事業者が参入することになれば、多くの国民が本制度の恩恵を受けることができるようになる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

12-(13)	地域包括支援センターの委託先の選定における公募および選定理由の公表の推奨	12-(14)	病院一在宅間での医療データの一元管理・活用に向けたルールの策定
要望の視点	2.基準や要件の見直し	要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	介護保険法 第115条の47 第1項 介護保険法施行規則 第140条の67 厚生労働省通知 老振発第1018001号 平成18年10月18日	規制の根拠法令	個人情報保護法 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.1版
要望の具体的内容	各自治体の地域包括支援センターの運営委託先の選定において、公募による選定を推奨すべきである。また、選定結果について、その理由をインターネット等で公表することを推奨すべきである。	要望の具体的内容	通院している病院の医療データと在宅で測定しているバイタルデータを連携させ、一元管理できるよう、一貫したルールを策定すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 地域包括支援センターは、市町村が市町村が委託した法人が設置・運営することになっている。また、厚生労働省は通知(老振発第1018001号)において、具体的な設置・運営の内容について、技術的助言を行っている。</p> <p>しかし、同通知では、運営委託先の選定に際し、公募を推奨していないほか、選定理由の公表を推奨していない。その結果、自治体によって、定期的に公募を行っているところもあれば、行っていないところもある。また、公募を行っている自治体であっても、選定理由が明らかにされていないところがある。</p> <p><要望理由> 公募が行われていない、もしくは公募が行われていても選定理由が明らかにされない自治体においては、実態がオープンになっておらず、本当に最適な事業者が選定されているかについて、利用者からは知ることができない。また、選定プロセスが不透明なため、参入障壁が高く、競争により、競争によるサービス提供の効率化が図られない。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 新規参入が増え、競争が活発になり、全体のサービス水準の向上につながる。また、既存事業者には無い、新たな切り口で顧客満足度を向上させる施策が生み出される可能性がある。</p>	規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」では、預かるデータが医療情報となる場合のルールが規定されている。同ガイドラインにおいて、①保存義務のある診療録等を電子的に保存する場合、②保存義務のある診療録等を医療機関等の外部に保存する場合、③e-文書法に基づいてスキヤナ等により電子化して保存する場合、については指針が示されている。しかし、病院からの医療データの出し入れを可能にする一貫したルールに関しては指針が示されていない。</p> <p><要望理由> 病院からの医療データの出し入れを可能にする一貫したルールがないため、在宅患者の健康状態を逐一管理するといったことができない。</p> <p><要望が実現した場合の効果> ルールが示されれば、在宅での計測可能なデータを医療機関へ必ずつながる。また、在宅患者の健康状態を医療機関で持つデータを在宅に送って居宅での診療(および介護、看護)に役立てることも可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 老健局 振興課	制度の所管官庁及び担当課	消費者庁 厚生労働省

12-(15)	健康保組合による調剤直接審査支払対象薬局の推奨の容認
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	厚生労働省通知 保発第0110001号 平成19年1月10日
要望の具体的内容	<p>健康保組合が、被保険者に対して調剤直接審査支払の対象薬局を推奨することを可能とする、もしくは可能であることを明確にすべきである。</p> <p>現在は、調剤直接審査支払の対象薬局については「これらの薬局が「あります」という「公示」の表現しかできないが、ジェネリック率が一定以上（例えば40%以上）の薬局に絞り込んで、広報誌で「これらの対象薬局はジェネリック率が高くお奨めできますのでぜひ利用しましょう」という表現や、加入者個別に「あなたのお近くの対象薬局には〇〇薬局があります」と特定の薬局を紹介するなど、「推奨」レベルでの表現ができるようにする。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 「健康保組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱い要領」の7(その他)に「健康保組合は、患者のフリーアクセスを阻害することがあってはならないこと」とあるが、健康保組合はこれに縛られ直接審査支払の対象薬局を加入者に推奨することができない。</p> <p><要望理由> 直接審査支払の対象薬局では後発医薬品の普及に積極的に取り組んでいる薬局が多く、後発医薬品の調剤割合が全体平均よりも高い。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 当該薬局を加入者に推奨することで、後発医薬品の使用割合が増え、患者負担の軽減と、健保財政の改善を図ることができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省保険局保険課

12-(16)	健康保組合の被保険者申請手続きの電子化についての規制の撤廃の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第10条
要望の具体的内容	<p>被保険者が健康保組合を行う申請手続きを電子申請で行えるようにすべきである。</p> <p>また、健康保組合の被保険者の申請手続きは事業主を経由して行うため、事業主による申請者の本人確認が可能ことから、電子証明書の取得を不要とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 健康保法規則第160条では「健康保組合は、事業主又は被保険者に関する手続のうちこの省令の規定により書面等により行うことができているものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができる」とある。しかし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律10条では「行政機関等は、少なくとも毎年度一回、当該行政機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他のこの法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする」とされているものの、厚生労働省は健康保組合の申請手続きが電子申請で可能であることを明示していないため、電子申請ができない状況にある。</p> <p><要望理由> 現在、健康保組合の被保険者が行う申請手続き[*]を電子申請で行うことは認められていない(日本年金機構は認められている。但し、事業主又は社会保険労務士から行うこととなっており、被保険者から事業主等への申請は紙媒体で行う)。 * 被保険者が行う申請手続き ・健康保険被扶養者(異動)届 ・健康保険被保険者氏名変更(訂正)届 ・健康保険被保険者住所変更届 ・健康保険被保険者証滅失届 ・健康保険被保険者証再交付申請書 他</p> <p><要望が実現した場合の効果> 健康保組合の電子申請(被保険者が電子申請を行う)実現した場合、被保険者・事業主・健康保組合の3者は、手続きの簡素化、手続き期間の短縮、送料の削減、個人情報保護の強化等、多くのメリットを得ることが期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省・厚生労働省

12-(17)	サービスロボットの普及促進のための安全規格の策定
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	
要望の具体的内容	<p>サービスロボットに関する安全基準を早期に制定するなど、今後市場拡大が期待されるサービスロボットの普及に向けた環境を整備すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現在、サービスロボットの国際安全規格として、概念規格であるISO13482の規格化が進められているところであり、国内においてもサービスロボットに関する公的な安全規制も制定されていない。</p> <p>サービスロボットは介護福祉、医療、防災、メンテナンスをはじめ、今後市場拡大が期待される分野での導入に向け開発が進められているが、対人安全基準が確立されていないため、現状では製造者の責任に負うところが多く、上市する際の障壁となっている。</p> <p>明確な安全規制を制定することにより、国内におけるサービスロボットの普及を促進するとともに、同分野において日本が世界をリードすることが可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省製造産業局 産業機械課

12-(18)	保健機能を有するヘルスケア機器等へ機能性表示を容認する制度の創設
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	
要望の具体的内容	<p>健康の保持増進や疾病予防に対する科学的根拠を有するヘルスケア機器等について、その機能性に関する表示を可能とするような制度を創設すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現行の薬事法では、疾病の診断、治療・予防、身体の構造・機能に係る効能・効果を表示するためには、医療機器として承認もしくは認証の取得または届出をしなければならぬ。しかし、特に日本で類似の機器が存在しない新規医療機器の場合、どんなにリスクが低いことが予想されても法令で定める治験を要求されることが多く、また、一般的名称が存在しない場合には区分を新設する必要があるため、承認等に非常に時間がかかる(概ね5年～10年)。</p> <p>一方で、例えば、ロコモティブシンドローム対策に有効なトレーニング機器(例:EMS機器、サポーターなど)など、今後需要増が期待されるものの、医療機器扱いであるもの、一般機器扱いであるものと統一されておらず、消費者に混乱を生じさせている。</p> <p>そこで、当該機器の機能性について科学的根拠が認められたものには、その表示を可能とする制度を創設すべきである。例えば、特定保健食品のように、国がその安全性や有効性に関する基準を定め、それに適合するヘルスケア機器等に機能性表示を認める制度などが考えられる。これにより、新しいアイデアの製品で、厚さの低く、簡易な装置で効果がある製品がある製品のスムーズな商品展開と国民の健康増進の促進につながることを期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省・消費者庁

12-(19)	郵便・信書便制度の抜本的な見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	郵便法 第4条、第76条 民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法) 第3条
要望の具体的内容	信書の定義を、現状の内容基準から外形基準に改めるとともに、利用者に対する罰則規定を廃止すべきである。
規制の現状と要望理由等	郵便法により、信書の送達は日本郵便の独占事業とされており、同法に基づき総務省が信書の解釈指針を定めている。しかしながら、定義が、「意思もしくは事実を伝達するもの」という非常にあいまいな内容基準によるため、信書の範囲が過度に広範となるだけでなく、同じ文書を送り方次第で信書に該当したりしなかったりするなど利用者によって分り難い制度となっている。また、信書を郵便もしくは信書便以外で輸送した場合、郵便法により、輸送事業者だけでなく輸送を委託した利用者も懲役または罰金が課せられ、現実には、一般輸送事業者が文書の荷受けの都合、利用者の内容物の確認等を行っても、利用者が書類送検されるケースも発生している。そのため、文書輸送サービスの利用につき、利用者が委縮するのみならず、サービスの利便性も損なわれる状況にあり、公平かつ公正な競争環境が阻害されている。 諸外国では信書の定義を客観的な外形基準に基づき定めることが一般的であることから、現在の信書の定義を外形基準により定めることとし、必要最小限のユニバーサルサービスは確保する観点から、はがきなど一般の私人が多く通信に利用するものを信書とする。これにより、利用者の利便性向上と多様な事業者の創意工夫による新サービスの創出、コストの削減、ひいては文書輸送市場の活性化が期待できる。
制度の所管官庁及び担当課	総務省 情報流通行政局 郵便課 総務省 情報流通行政局 信書便事業課

12-(20)	防衛省所管に属する物品の貸付品の貸付期間延長
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第3条
要望の具体的内容	防衛省所管に属する物品の無償貸付のある契約については、契約内容に合わせ、1年を超えた貸付期間を当初から設定できるように見直すべきである。
規制の現状と要望理由等	防衛省との契約期間が1年を超えるものは、1年ごとに更新手続をとっている。1年を超えた貸付期間を当初から設定できるように見直すことで、書類手続の簡略化など手続きが軽減される。手続き関連費用として、年間約50万円程度の削減が見込まれる。
制度の所管官庁及び担当課	防衛省

12-(21)	武器等製造法の手続き緩和	情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速
要望の視点	2.基準や要件の見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	武器等製造法第16条	電気用品安全法
要望の具体的内容	契約(工事)年の届出を省略し、年度毎に会社(事業所)単位で届出を出す制度とすべきである。修理などの緊急処置においても、届出を簡略化すべきである。	情報技術機器のACアダプタに関するJ60950-1(H22)のように、国際標準であるIEC規格との整合があっても、版数の整合性が取れない規格について、当該規格を最新のIEC規格に早急に整合させる、もしくは最新のIEC規格を整合規格として認めるべきである。
規制の現状と要望理由等	武器の製造請負・受託契約を締結しようとする者は、あらかじめ、請負・受託の報酬等経済産業省令で定める事項を経済産業大田に届け出なければならぬ。このため、現状は契約(工事)の年度届出を行い初めて着工できることとなっているが、手続を簡略化し、年度毎に会社(事業所)単位で計画されている工事についてまとめて届出を出すことができるようにすべきである。 修理などの緊急処置における届出については、事後的な届出を認めることにし、作業に支障をきたさず緊急工事へのスムーズな対応を可能とすべきである。	電気用品安全法の技術基準(J規格)は、国際標準であるIEC規格との整合が取れていない場合もある。例えば、情報技術機器のACアダプタに関するJ60950-1(H22)は国際標準IEC 60950-1(2001)対応である。グローバル展開を視野に入れている製品においては、最新の国際標準と一昔前の国際標準の双方を考慮に入れた設計をせざるを得ず、メーカー側の負担となっている。また、最新国際標準に適合する製品を設計した場合であっても、国内市場に提供することが出来ない場合がある。最新の国際標準と電安法の技術基準(J規格)との同調率が上がることで、メーカー側の設計負担が軽減され、かつ、最新の国際標準に適合した製品が日本国内でも流通することとなる。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省	経済産業省 製品安全担当部門

12-(22)	武器等製造法の手続き緩和	情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速
要望の視点	2.基準や要件の見直し	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	武器等製造法第16条	電気用品安全法
要望の具体的内容	契約(工事)年の届出を省略し、年度毎に会社(事業所)単位で届出を出す制度とすべきである。修理などの緊急処置においても、届出を簡略化すべきである。	情報技術機器のACアダプタに関するJ60950-1(H22)のように、国際標準であるIEC規格との整合があっても、版数の整合性が取れない規格について、当該規格を最新のIEC規格に早急に整合させる、もしくは最新のIEC規格を整合規格として認めるべきである。
規制の現状と要望理由等	武器の製造請負・受託契約を締結しようとする者は、あらかじめ、請負・受託の報酬等経済産業省令で定める事項を経済産業大田に届け出なければならぬ。このため、現状は契約(工事)の年度届出を行い初めて着工できることとなっているが、手続を簡略化し、年度毎に会社(事業所)単位で計画されている工事についてまとめて届出を出すことができるようにすべきである。 修理などの緊急処置における届出については、事後的な届出を認めることにし、作業に支障をきたさず緊急工事へのスムーズな対応を可能とすべきである。	電気用品安全法の技術基準(J規格)は、国際標準であるIEC規格との整合が取れていない場合もある。例えば、情報技術機器のACアダプタに関するJ60950-1(H22)は国際標準IEC 60950-1(2001)対応である。グローバル展開を視野に入れている製品においては、最新の国際標準と一昔前の国際標準の双方を考慮に入れた設計をせざるを得ず、メーカー側の負担となっている。また、最新国際標準に適合する製品を設計した場合であっても、国内市場に提供することが出来ない場合がある。最新の国際標準と電安法の技術基準(J規格)との同調率が上がることで、メーカー側の設計負担が軽減され、かつ、最新の国際標準に適合した製品が日本国内でも流通することとなる。
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省	経済産業省 製品安全担当部門